

# 条 例 議 案 の 概 要

—令和7年12月定例会—

## 目 次

議案第 108 号	盛岡市宿泊税条例について	1
議案第 109 号	盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第 110 号	盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について	12
議案第 111 号	盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について	14
議案第 112 号	盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について	16
議案第 113 号	盛岡市余熱利用健康増進センター条例の一部を改正する条例について	19
議案第 114 号	盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例の一部を改正する条例について	21
議案第 115 号	盛岡市歴史的町家展示交流館条例の一部を改正する条例について	23
議案第 116 号	盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例の一部を改正する条例について	26
議案第 117 号	盛岡市森林公園条例の一部を改正する条例について	28
議案第 118 号	盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について	30
議案第 119 号	盛岡市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例について	32
議案第 120 号	盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例について	36
議案第 121 号	盛岡市農業構造改善センター条例の一部を改正する条例について	38
議案第 122 号	盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例について	40
議案第 123 号	盛岡市農民研修センター条例の一部を改正する条例について	42
議案第 124 号	盛岡市健康増進センター条例の一部を改正する条例について	44
議案第 125 号	盛岡市活性化センター条例の一部を改正する条例について	46
議案第 126 号	盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について	48
議案第 127 号	盛岡市観光文化交流館条例の一部を改正する条例について	51
議案第 128 号	盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例について	55
議案第 129 号	盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について	59
議案第 130 号	盛岡市地域交流活性化センター条例の一部を改正する条例について	63
議案第 131 号	盛岡市勤労福祉会館条例の一部を改正する条例について	66
議案第 132 号	盛岡市墓園条例の一部を改正する条例について	69
議案第 133 号	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について	71
議案第 134 号	盛岡市博物館等共通使用料条例の一部を改正する条例について	75
議案第 135 号	盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について	77
議案第 136 号	盛岡市文化会館条例の一部を改正する条例について	83
議案第 137 号	盛岡市原敬記念館条例の一部を改正する条例について	93
議案第 138 号	盛岡市先人記念館条例の一部を改正する条例について	95
議案第 139 号	盛岡市石川啄木記念館条例の一部を改正する条例について	97
議案第 140 号	盛岡市てがみ館条例の一部を改正する条例について	99

議案第 141 号 盛岡市子ども科学館条例の一部を改正する条例について	101
議案第 142 号 盛岡市遺跡の学び館条例の一部を改正する条例について	103
議案第 143 号 盛岡市歴史文化館条例の一部を改正する条例について	105
議案第 144 号 盛岡市野球場条例の一部を改正する条例について	107
議案第 145 号 盛岡市球技公園条例の一部を改正する条例について	109
議案第 146 号 盛岡市体育館条例の一部を改正する条例について	113
議案第 147 号 盛岡市市民プール条例の一部を改正する条例について	117
議案第 148 号 盛岡市総合アリーナ条例の一部を改正する条例について	120
議案第 149 号 盛岡市アイスリンク条例の一部を改正する条例について	123
議案第 150 号 盛岡市屋内ゲートボール場条例の一部を改正する条例について	126
議案第 151 号 盛岡市武道館条例の一部を改正する条例について	128
議案第 152 号 盛岡市弓道場条例一部を改正する条例について	130
議案第 153 号 盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例について	132
議案第 154 号 盛岡市球技場条例の一部を改正する条例について	136
議案第 155 号 盛岡市運動公園条例の一部を改正する条例について	139
議案第 156 号 盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について	143

## 議案第 108 号

## 盛岡市宿泊税条例について

## 1 制定の趣旨

観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪及び交流の促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づき、宿泊税を課そうとするものである。

## 2 条例の内容

## (1) 納税義務者等

宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

## (2) 税率

宿泊者 1 人 1 泊につき、200 円とする。

## (3) 徴収の方法、特別徴収義務者及び特別徴収義務者の申告等

ア 宿泊税は、特別徴収の方法によって徴収する。

イ 特別徴収義務者は、旅館業又は住宅宿泊事業を営む者とする。

ウ 市長は、必要があると認めたときは、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

エ 旅館業又は住宅宿泊事業を営もうとする者は、宿泊施設の営業を開始する日の前日までに、宿泊施設ごとに、申告書を市長に提出しなければならない。

## (4) 申告納入

ア 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月 1 日から同月末日までの期間に徴収すべき宿泊税に係る宿泊の件数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

イ 特別徴収義務者は、規則で定める要件に該当する者として規則で定めるところにより市長の承認を受けた場合には、アにかかわらず、次表の左欄に掲げる期間に徴収すべき宿泊税に係る納入申告書を、同表の右欄に掲げる日までに市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

12 月 1 日から 2 月末日まで	3 月末日
3 月 1 日から 5 月末日まで	6 月末日
6 月 1 日から 8 月末日まで	9 月末日
9 月 1 日から 11 月末日	12 月末日

## (5) 特別徴収義務者の帳簿の記載義務等及び罰則

ア 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え付けて、次に掲げる事項を当該帳簿に記載し、かつ、納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌月から起算して3月を経過した日から5年間、当該帳簿を保存しなければならない。

(ア)宿泊年月日

(イ)宿泊者数

(ウ)宿泊税の課税対象となる宿泊者数

(エ)宿泊税額

イ 特別徴収義務者は、宿泊に係る売上伝票その他の書類でアに掲げる事項が記載されているものを作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日から起算して3月を経過した日から2年間、当該書類を保存しなければならない。

ウ 次のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

また、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して次の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、罰金刑を科する。

(ア)帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を隠匿した者

(イ)帳簿を5年間保存しなかった者

(ウ)書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は書類を隠匿した者

(エ)書類を2年間保存しなかった者

## (6) 検討

条例の施行後3年を経過した場合において、条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めたときは、条例の規定に検討に加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。

## 3 施行期日

規則で定める日。ただし、附則の準備行為に係る規定は、同日前の規則で定める日。

議案第 109 号

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項の規定に基づき個人番号を利用できる事務に、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を加えるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人番号の独自利用事務に係る規定（別表第1関係）

独自利用事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する。

(2) 個人番号の庁内での利用に係る規定（第3条第1項第4号、別表第2関係）

番号法別表の下欄に掲げる事務及び独自利用事務について、住登外者宛名情報を庁内連携できる規定を追加する。

(3) 個人番号の同一地方公共団体内の他機関への情報提供に係る規定（別表第3関係）

市長部局と教育委員会との間で情報提供を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する。

3 施行期日

令和8年1月5日

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
○盛岡市個人番号の利用等に関する条例 平成27年12月24日条例第47号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市個人番号の利用等に関する条例 第1条及び第2条 略 (個人番号の利用範囲等) 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務 (2) 別表第2の左欄に掲げる機関が同表の右欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するものを必要な限度で利用して処理する同表の中欄に掲げる事務 (3) 市の機関が保有する利用特定個人情報（当該保有する利用特定個人情報のうち生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）については、生活に困窮する外国人を対象として同法を準用して行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護等関係情報」という。）を含むものとする。）を必要な限度で利用して処理する特定個人番号利用事務 (4) 市の機関が保有する住登外者宛名情報（住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって、その者を特定する情報を管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を一意に特定するための番号を付番し、及び管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。以下同じ。）を必要な限度で利用して処理する法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。） 2 次の各号に掲げる事務において、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該各号に掲げる情報の提供を受けることができるときは、当該各号に掲げる情報の提供を受けるものとする。 (1) 前項第2号に掲げる事務 特定個人情報 (2) 前項第3号に掲げる事務 利用特定個人情報 3 次の各号に掲げる事務において、当該事務で利用する当該各号に掲げる情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例、規則その他の規程の規定により義務付けられているときは、当該事務における当該各号に掲げる情報の利用を当該書面の提出とみなす。 (1) 第1項第2号に掲げる事務 特定個人情報 (2) 第1項第3号に掲げる事務 利用特定個人情報 (特定個人情報の提供) 第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報を提供するときとする。 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例、規則その他の規程の規定により義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 第5条 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） この条例は、令和8年1月5日から施行する。 別表第1（第3条関係）	○盛岡市個人番号の利用等に関する条例 平成27年12月24日条例第47号 改正 略 盛岡市個人番号の利用等に関する条例 第1条及び第2条 略 (個人番号の利用範囲等) 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務 (2) 別表第2の左欄に掲げる機関が同表の右欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するものを必要な限度で利用して処理する同表の中欄に掲げる事務 (3) 市の機関が保有する利用特定個人情報（当該保有する利用特定個人情報のうち生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）については、生活に困窮する外国人を対象として同法を準用して行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護等関係情報」という。）を含むものとする。）を必要な限度で利用して処理する特定個人番号利用事務 2 次の各号に掲げる事務において、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該各号に掲げる情報の提供を受けることができるときは、当該各号に掲げる情報の提供を受けるものとする。 (1) 前項第2号に掲げる事務 特定個人情報 (2) 前項第3号に掲げる事務 利用特定個人情報 3 次の各号に掲げる事務において、当該事務で利用する当該各号に掲げる情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例、規則その他の規程の規定により義務付けられているときは、当該事務における当該各号に掲げる情報の利用を当該書面の提出とみなす。 (1) 第1項第2号に掲げる事務 特定個人情報 (2) 第1項第3号に掲げる事務 利用特定個人情報 (特定個人情報の提供) 第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報を提供するときとする。 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例、規則その他の規程の規定により義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 第5条 略 附 則 略												
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2 市長</td> <td>乳幼児、妊娠婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	乳幼児、妊娠婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2 市長</td> <td>乳幼児、妊娠婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	乳幼児、妊娠婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親
機関	事務												
1 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの												
2 市長	乳幼児、妊娠婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親												
機関	事務												
1 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの												
2 市長	乳幼児、妊娠婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親												

改正後		改正前	
	子等、寡婦等、中度身体障害者、小学生、中学生又は高校生等に対する医療費（以下「乳幼児等医療費」という。）の給付に関する事務であって規則で定めるもの		子等、寡婦等、中度身体障害者、小学生、中学生又は高校生等に対する医療費（以下「乳幼児等医療費」という。）の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの		
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの		

備考

- 「乳幼児」とは、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 「妊産婦」とは、妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者をいう。
- 「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にある者をいう。
  - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人。以下同じ。）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの
  - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの
  - 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの
  - 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者
- 「ひとり親家庭等の親子等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）で民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に児童（出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの又はその者に現に扶養されている児童若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童をいう。
- 「寡婦等」とは、配偶者のない女子又は配偶者のない男子でかつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。
- 「中度身体障害者」とは、身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級及び4級に該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。
- 「小学生」とは、6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 「中学生」とは、12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 「高校生等」とは、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 「小児慢性特定疾病児童」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。）をいう。以下同じ。

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法による小児慢性特定疾	国民健康保険法（昭和

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法による小児慢性特定疾	国民健康保険法（昭和

改正後			改正前		
	病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	33年法律第192号)による保険給付の支給に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。)であって規則で定めるもの		病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	33年法律第192号)による保険給付の支給に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は地方税の徴収に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの	2 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は地方税の徴収に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの	3 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅の管理に関する情報(以下「公営住宅管理情報」という。)であつて規則で定めるもの 乳幼児等医療費の給付に関する情報(以下「乳幼児等医療費給付関係情報」という。)であ	4 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅の管理に関する情報(以下「公営住宅管理情報」という。)であつて規則で定めるもの 乳幼児等医療費の給付に関する情報(以下「乳幼児等医療費給付関係情報」という。)であ	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅の管理に関する情報(以下「公営住宅管理情報」という。)であつて規則で定めるもの 乳幼児等医療費の給付に関する情報(以下「乳幼児等医療費給付関係情報」という。)であ

改正後			改正前		
5 市長	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</p>	って規則で定めるもの	5 市長	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例</p> <p>による地方税</p> <p>の賦課徴収又は地方税</p> <p>に関する調査</p> <p>（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</p>	って規則で定めるもの
6 市長	<p>国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>後期高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの</p>	障害者関係情報であって規則で定めるもの	6 市長	<p>国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>後期高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの</p>	障害者関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	7 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	8 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支障害者関係情報であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	9 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支障害者関係情報であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
	給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの 乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの		給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの 乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 公営住宅管理情報であって規則で定めるもの 乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの	10 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 公営住宅管理情報であって規則で定めるもの 乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	介護保険法による保険給付の支給、 <b>地域支援事業の実施</b> 又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの	11 市長	介護保険法による保険給付の支給、 <b>地域支援事業の実施</b> 又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの	12 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定	13 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定

改正後			改正前		
		<p>めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</p>			<p>めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</p>
14 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>公営住宅管理情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付及び給付金の支給に関する情報</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によ</p>	14 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>公営住宅管理情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付及び給付金の支給に関する情報</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によ</p>

改正後				改正前			
		る自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの				る自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 乳幼児等医療費給付関係情報であって規則で定めるもの	
15 市長	乳幼児等医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 後期高齢者医療給付等関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの	15 市長	乳幼児等医療費の給付に関する事務であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 後期高齢者医療給付等関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であつて規則で定めるもの	障害者関係情報であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 後期高齢者医療給付等関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であつて規則で定めるもの		
16 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの	16 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護等関係情報であつて規則で定めるもの		

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報（以下「学校保健安全法医療給付関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法医療給付関係情報であつて規則で定めるもの
3 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労	教育委員会	学校保健安全法医療給付関係情報であつて規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報（以下「学校保健安全法医療給付関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法医療給付関係情報であつて規則で定めるもの
3 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労	教育委員会	学校保健安全法医療給付関係情報であつて規則で定めるもの

改正後				改正前			
	自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの				自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		
4 市長	住登外者宛名番号管理 機能による住登外者の 情報の管理に関する事 務であって規則で定め るもの	教育委員会	住登外者宛名情報であ って規則で定めるもの		4 教育委員会	高等学校等就学支援金 の支給に関する法律 (平成22年法律第18号) による就学支援金 の支給に関する事務で あって規則で定めるも の	市長
5 教育委員会	高等学校等就学支援金 の支給に関する法律 (平成22年法律第18号) による就学支援金 の支給に関する事務で あって規則で定めるも の	市長	地方税関係情報であつ て規則で定めるもの			地方税関係情報であつ て規則で定めるもの	
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理 機能による住登外者の 情報の管理に関する事 務であって規則で定め るもの	市長	住登外者宛名情報であ って規則で定めるもの				

議案第 110 号

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和 7 年 2 月 26 日に発生した強風による災害により甚大な被害を受けたと認めた者について、入学考查料及び入学料を免除できることとしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 改正の経緯

県立高等学校において、大規模な災害であって、県民生活に著しく影響を及ぼすものにより甚大な被害を受けたと認めた者について、入学考查料及び入学料を免除することとしており、「令和 7 年 2 月 26 日に発生した強風による災害」（大船渡市林野火災）が追加された。

(2) 改正の経緯

入学考查料及び入学料の免除及び還付に関する特例を適用することができる者に、県立高等学校の例に準じ、「令和 7 年 2 月 26 日に発生した強風による災害」により甚大な被害を受けたと認めた者を加える。

3 施行期日

公布の日

4 その他

入学考查料及び入学料を免除する災害

- (1) 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害）
- (2) 平成28年台風第10号による災害
- (3) 令和元年台風第19号による災害
- (4) 令和 7 年 2 月 26 日に発生した強風による災害（今回追加）

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市立高等学校授業料等条例 昭和40年3月29日条例第19号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市立高等学校授業料等条例 盛岡市立高等学校授業料等条例 (昭和23年条例第29号) の全部を改正する。 第1条から第3条まで 略 (入学考查料の納付方法)</p> <p>第4条 高等学校に入学を出願する者は、入学考查料を入学願書に添えて納付しなければならない。 (入学料の納付方法)</p> <p>第5条 高等学校に入学を許可された者は、入学料を当該入学許可の日から起算して15日以内に納付しなければならない。</p> <p>第6条 略 (授業料等の還付の制限)</p> <p>第7条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、第3条第1項本文及び同条第2項の規定により納付した授業料 (同条第4項の規定により納付することを要しないとされたものに限る。) 並びに同条第1項ただし書の規定により前納した授業料については、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>第1項から第3項まで 略</p> <p>4 第4条及び第5条の規定にかかわらず、市長は、<u>次に掲げる</u> <u>災害により甚大な被害を受けたと認めた者に対しては、入学考查料及び入学料を免除することができる。</u> (1) 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。） (2) 平成28年台風第10号による災害 (3) 令和元年台風第19号による災害 (4) 令和7年2月26日に発生した強風による災害</p> <p>5 前項の規定に基づき入学考查料及び入学料を免除したときは、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる入学考查料及び入学料は、還付する。 (1) 東日本大震災により甚大な被害を受けたと認めた者が平成23年3月11日以後に納付した入学考查料及び入学料 (2) 平成28年台風第10号による災害により甚大な被害を受けたと認めた者が平成28年9月1日以後に納付した入学考查料及び入学料 (3) 令和元年台風第19号による災害により甚大な被害を受けたと認めた者が令和元年10月12日以後に納付した入学考查料及び入学料 (4) 令和7年2月26日に発生した強風による災害により甚大な被害を受けたと認めた者が同日以後に納付した入学考查料及び入学料</p> <p>附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○盛岡市立高等学校授業料等条例 昭和40年3月29日条例第19号 改正 略</p> <p>盛岡市立高等学校授業料等条例 盛岡市立高等学校授業料等条例 (昭和23年条例第29号) の全部を改正する。 第1条から第3条まで 略 (入学考查料の納付方法)</p> <p>第4条 高等学校に入学を出願する者は、入学考查料を入学願書に添えて納付しなければならない。 (入学料の納付方法)</p> <p>第5条 高等学校に入学を許可された者は、入学料を当該入学許可の日から起算して15日以内に納付しなければならない。</p> <p>第6条 略 (授業料等の還付の制限)</p> <p>第7条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、第3条第1項本文及び同条第2項の規定により納付した授業料 (同条第4項の規定により納付することを要しないとされたものに限る。) 並びに同条第1項ただし書の規定により前納した授業料については、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>第1項から第3項まで 略</p> <p>4 第4条及び第5条の規定にかかわらず、市長は、<u>東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）、平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号による災害</u>により甚大な被害を受けたと認めた者に対しては、入学考查料及び入学料を免除することができる。</p> <p>5 前項の規定に基づき入学考查料及び入学料を免除したときは、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる入学考查料及び入学料は、還付する。 (1) 東日本大震災により甚大な被害を受けたと認めた者が平成23年3月11日以後に納付した入学考查料及び入学料 (2) 平成28年台風第10号による災害により甚大な被害を受けたと認めた者が平成28年9月1日以後に納付した入学考查料及び入学料 (3) 令和元年台風第19号による災害により甚大な被害を受けたと認めた者が令和元年10月12日以後に納付した入学考查料及び入学料</p> <p>附 則 略</p>

議案第 111 号

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市都南中央公園プールの使用料の額を改めるとともに、盛岡市動物公園の動物展示施設の使用料の減免の対象となる範囲を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用料の額の改正

別表第 3 第 3 号に定める使用料について、従前の使用料の 1.5 倍に相当する額に改める。

(2) 減免の対象となる範囲の改正

盛岡市動物公園の動物展示施設を使用する場合における市の区域内に住所を有する 65 歳以上の者に対する減免を廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																				
<p>○盛岡市都市公園条例</p> <p>改正 略</p> <p><u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市都市公園条例</p> <p>盛岡市都市公園条例（昭和33年条例第11号）の全部を改正する。</p> <p>第1条から第7条の6まで 略</p> <p>（使用料の徴収）</p> <p>第8条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 第6条の2第3項の許可を受けた者から別表第3に定める使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第8条の2 略</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第9条 市長（指定管理者が管理する動物公園及び都南中央公園プールにあつては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する動物公園及び都南中央公園プールにあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>（1）都市公園を法第9条に規定する事業のため占用するとき。</p> <p>（2）障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が動物公園の動物展示施設及び都南中央公園プールを使用するとき、障害者が都市公園（動物公園の動物展示施設及び都南中央公園プールを除く。）を個人で使用するとき並びに都市公園（動物公園の動物展示施設を除く。）を障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。</p> <p>（3）前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</p> <p>第10条から第17条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則（令和7年条例第 号）</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市都市公園条例別表第3第3号の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市都市公園条例第6条の2第3項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する盛岡市都南中央公園プールにあつては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同前にした当該許可に係る使用料について、なお従前の例による。</p> <p>別表第1から別表第2まで 略</p> <p>別表第3（第8条関係）</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3）盛岡市都南中央公園プールの使用料</p> <p>ア 一般使用の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人使用料 (1人1回につき)</th> <th>団体使用料 (1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>450円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒</td> <td>300円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒以下の者</td> <td>150円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 団体使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</p> <p>イ 貸切使用の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 (1時間までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土曜日及び休日</td> <td>9,750円</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>7,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表において「休日」とは、日曜日及び祝日法による休日をいう。</p>	区分	個人使用料 (1人1回につき)	団体使用料 (1人1回につき)	一般	450円	310円	高等学校生徒	300円	210円	中学校生徒以下の者	150円	100円	区分	使用料 (1時間までごとに)	土曜日及び休日	9,750円	平日	7,500円	<p>○盛岡市都市公園条例</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市都市公園条例</p> <p>盛岡市都市公園条例（昭和33年条例第11号）の全部を改正する。</p> <p>第1条から第7条の6まで 略</p> <p>（使用料の徴収）</p> <p>第8条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 第6条の2第3項の許可を受けた者から別表第3に定める使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第8条の2 略</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第9条 市長（指定管理者が管理する動物公園及び都南中央公園プールにあつては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する動物公園及び都南中央公園プールにあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>（1）都市公園を法第9条に規定する事業のため占用するとき。</p> <p>（2）障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が動物公園の動物展示施設及び都南中央公園プールを使用するとき、障害者が都市公園（動物公園の動物展示施設及び都南中央公園プールを除く。）を個人で使用するとき並びに都市公園（動物公園の動物展示施設を除く。）を障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。</p> <p><u>（3）市の区域内に住所を有する65歳以上の者が動物公園の動物展示施設を使用するとき。</u></p> <p><u>（4）前3号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</u></p> <p>第10条から第17条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表第1から別表第2まで 略</p> <p>別表第3（第8条関係）</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3）盛岡市都南中央公園プールの使用料</p> <p>ア 一般使用の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人使用料 (1人1回につき)</th> <th>団体使用料 (1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>300円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒</td> <td>200円</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒以下の者</td> <td>100円</td> <td>70円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 団体使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</p> <p>イ 貸切使用の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 (1時間までごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土曜日及び休日</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表において「休日」とは、日曜日及び祝日法による休日をいう。</p>	区分	個人使用料 (1人1回につき)	団体使用料 (1人1回につき)	一般	300円	210円	高等学校生徒	200円	140円	中学校生徒以下の者	100円	70円	区分	使用料 (1時間までごとに)	土曜日及び休日	6,500円	平日	5,000円
区分	個人使用料 (1人1回につき)	団体使用料 (1人1回につき)																																			
一般	450円	310円																																			
高等学校生徒	300円	210円																																			
中学校生徒以下の者	150円	100円																																			
区分	使用料 (1時間までごとに)																																				
土曜日及び休日	9,750円																																				
平日	7,500円																																				
区分	個人使用料 (1人1回につき)	団体使用料 (1人1回につき)																																			
一般	300円	210円																																			
高等学校生徒	200円	140円																																			
中学校生徒以下の者	100円	70円																																			
区分	使用料 (1時間までごとに)																																				
土曜日及び休日	6,500円																																				
平日	5,000円																																				

議案第 112 号

盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

自転車等駐車場の使用料の額を改めようとするものである。

2 改正の内容

別表第 1 に定める使用料について、従前の使用料の 1.5 倍に相当する額に改める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																									
<p>○盛岡市自転車等駐車場条例 改正 略 令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市自転車等駐車場条例 第1条から第8条まで 略 (使用料) 第9条 使用者から別表第1に定める使用料を徴収する。 2 市長は、使用者が自転車等を入場させる際に交付を受けた駐車整理券を破損し、又は紛失したため入場時刻の確認ができないときは、自転車等を入場させた日の入場開始時刻に入場させたものとみなして使用料を算定する。 3 使用料は、定期駐車券又は回数駐車券による場合にあつてはそれぞれその発行の際に、その他の場合にあつては自転車等を退場させる際に徴収する。 第10条から第25条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市自転車等駐車場条例の規定は、盛岡市自転車等駐車場条例第1条の2第4号に規定する自転車等に係る使用料の時間の算定において1回とみなされる使用料のうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の時間を含まないものから適用し、施行日前の時間を含むものについては、なお従前の例による。 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に盛岡市自転車等駐車場条例の規定により発行された定期駐車券又は回数駐車券に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市自転車等駐車場条例 改正 略 盛岡市自転車等駐車場条例 第1条から第8条まで 略 (使用料) 第9条 使用者から別表第1に定める使用料を徴収する。 2 市長は、使用者が自転車等を入場させる際に交付を受けた駐車整理券を破損し、又は紛失したため入場時刻の確認ができないときは、自転車等を入場させた日の入場開始時刻に入場させたものとみなして使用料を算定する。 3 使用料は、定期駐車券又は回数駐車券による場合にあつてはそれぞれその発行の際に、その他の場合にあつては自転車等を退場させる際に徴収する。 第10条から第25条まで 略 附 則 略</p>																																																									
<p>別表第1（第9条関係） (1) 盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>生徒等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期駐車券による場合（1台につき）</td> <td>月の初日からその月の末日まで 3,000円 5,700円 8,550円</td> <td>2,250円 4,200円 6,300円</td> </tr> <tr> <td>回数駐車券による場合（1台11回につき）</td> <td colspan="2">1,500円</td> </tr> <tr> <td>その他の場合（1台1回につき）</td> <td colspan="2">150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 「生徒等」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校に通学する者をいい、「一般」とはそれ以外の者をいう。 2 駐車場の使用が1回につき24時間を超える場合は、24時間までごとに1回とみなす。 3 駐車場の使用が1回につき2時間以内の場合は、無料とする。 (2) 盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>生徒等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車</td> <td>定期駐車券による場合（1台につき）</td> <td>月の初日からその月の末日まで 3,000円 5,700円 8,550円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>回数駐車券による場合（1台11回につき）</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の場合（1台1回につき）</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車及び自動二輪車</td> <td>定期駐車券による場合（1台につき）</td> <td>月の初日からその月の末日まで 4,500円 8,550円 12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>回数駐車券による場合（1台11回につき）</td> <td>2,250円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	生徒等	定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで 3,000円 5,700円 8,550円	2,250円 4,200円 6,300円	回数駐車券による場合（1台11回につき）	1,500円		その他の場合（1台1回につき）	150円		区分	一般	生徒等	自転車	定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで 3,000円 5,700円 8,550円		回数駐車券による場合（1台11回につき）	1,500円		その他の場合（1台1回につき）	150円	原動機付自転車及び自動二輪車	定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで 4,500円 8,550円 12,900円		回数駐車券による場合（1台11回につき）	2,250円	<p>別表第1（第9条関係） (1) 盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>生徒等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期駐車券による場合（1台につき）</td> <td>月の初日からその月の末日まで 3,800円 5,700円</td> <td>2,800円 4,200円</td> </tr> <tr> <td>回数駐車券による場合（1台11回につき）</td> <td colspan="2">1,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の場合（1台1回につき）</td> <td colspan="2">100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 「生徒等」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校に通学する者をいい、「一般」とはそれ以外の者をいう。 2 駐車場の使用が1回につき24時間を超える場合は、24時間までごとに1回とみなす。 3 駐車場の使用が1回につき2時間以内の場合は、無料とする。 (2) 盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>生徒等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車</td> <td>定期駐車券による場合（1台につき）</td> <td>月の初日からその月の末日まで 3,800円 5,700円 8,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>回数駐車券による場合（1台11回につき）</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車及び自動二輪車</td> <td>定期駐車券による場合（1台につき）</td> <td>月の初日からその月の末日まで 5,700円 8,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>回数駐車券による場合（1台11回につき）</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	生徒等	定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで 3,800円 5,700円	2,800円 4,200円	回数駐車券による場合（1台11回につき）	1,000円		その他の場合（1台1回につき）	100円		区分	一般	生徒等	自転車	定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで 3,800円 5,700円 8,600円		回数駐車券による場合（1台11回につき）	1,500円	原動機付自転車及び自動二輪車	定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで 5,700円 8,600円		回数駐車券による場合（1台11回につき）	1,500円
区分	一般	生徒等																																																								
定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで 3,000円 5,700円 8,550円	2,250円 4,200円 6,300円																																																								
回数駐車券による場合（1台11回につき）	1,500円																																																									
その他の場合（1台1回につき）	150円																																																									
区分	一般	生徒等																																																								
自転車	定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで 3,000円 5,700円 8,550円																																																								
	回数駐車券による場合（1台11回につき）	1,500円																																																								
	その他の場合（1台1回につき）	150円																																																								
原動機付自転車及び自動二輪車	定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで 4,500円 8,550円 12,900円																																																								
	回数駐車券による場合（1台11回につき）	2,250円																																																								
区分	一般	生徒等																																																								
定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで 3,800円 5,700円	2,800円 4,200円																																																								
回数駐車券による場合（1台11回につき）	1,000円																																																									
その他の場合（1台1回につき）	100円																																																									
区分	一般	生徒等																																																								
自転車	定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで 3,800円 5,700円 8,600円																																																								
	回数駐車券による場合（1台11回につき）	1,500円																																																								
原動機付自転車及び自動二輪車	定期駐車券による場合（1台につき）	月の初日からその月の末日まで 5,700円 8,600円																																																								
	回数駐車券による場合（1台11回につき）	1,500円																																																								

改正後		改正前		
備考	その他の場合（1台1回につき）	220円	その他の場合（1台1回につき）	150円
1 「生徒等」とは学校教育法に定める学校、専修学校及び各種学校に通学する者をいい、「一般」とはそれ以外の者をいう。 2 駐車場の使用が1回につき24時間を超える場合は、24時間までごとに1回とみなす。			1 「生徒等」とは学校教育法に定める学校、専修学校及び各種学校に通学する者をいい、「一般」とはそれ以外の者をいう。 2 駐車場の使用が1回につき24時間を超える場合は、24時間までごとに1回とみなす。	
別表第2 略			別表第2 略	

議案第 113 号

盛岡市余熱利用健康増進センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

余熱利用健康増進センターのプール及び浴場の使用料の額を改めるとともに、市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が当該施設のアリーナ、軽運動室及び会議室を使用する場合に使用料を徴収しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用料の額の改正

別表第 1 に定める使用料について、従前の使用料の1.37倍に相当する額に改める。

(2) 市外在住者等の使用料の額の設定

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が余熱利用健康増進センターのアリーナ、軽運動室及び会議室を使用する場合に使用料を徴収することとし、その額は、別表第 2 の規定により算定した額の2倍に相当する額とする。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市余熱利用健康増進センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前																																																																	
○盛岡市余熱利用健康増進センター条例 平成13年12月26日条例第39号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号		○盛岡市余熱利用健康増進センター条例 平成13年12月26日条例第39号 改正 略																																																																	
盛岡市余熱利用健康増進センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)		盛岡市余熱利用健康増進センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)																																																																	
第8条 センターのプール及び浴場の使用者から別表第1に定める使用料を徴収する。ただし、規則で定める日のセンターのプールの使用料は、無料とする。		第8条 センターのプール及び浴場の使用者から別表第1に定める使用料を徴収する。ただし、規則で定める日のセンターのプールの使用料は、無料とする。																																																																	
2 センターのアリーナ、軽運動室及び会議室の使用料は、無料とする。ただし、これらの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これらの使用者から別表第2に定める使用料を徴収する。		2 センターのアリーナ、軽運動室及び会議室の使用料は、無料とする。ただし、これらの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これらの使用者から別表第2に定める使用料を徴収する。																																																																	
(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 (5) 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用するとき。		(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。																																																																	
3 第1項本文及び前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。		3 第1項本文及び前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。																																																																	
第9条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号)		第9条から第20条まで 略 附 則 略																																																																	
1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。		1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。																																																																	
2 改正後の盛岡市余熱利用健康増進センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市余熱利用健康増進センター条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する余熱利用健康増進センターのプール及び浴場にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。		2 改正後の盛岡市余熱利用健康増進センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市余熱利用健康増進センター条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する余熱利用健康増進センターのプール及び浴場にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。																																																																	
別表第1（第8条関係）		別表第1（第8条関係）																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生徒</th> <th>中学校生徒及び小学校児童</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール 普通使用 (1回につき)</td> <td>950円</td> <td>540円</td> <td>410円</td> </tr> <tr> <td>回数使用 5回につき</td> <td>3,830円</td> <td>2,190円</td> <td>1,640円</td> </tr> <tr> <td>10回につき</td> <td>7,190円</td> <td>4,110円</td> <td>3,080円</td> </tr> <tr> <td>15回につき</td> <td>10,060円</td> <td>5,750円</td> <td>4,310円</td> </tr> <tr> <td>団体使用 (1人1回につき)</td> <td>670円</td> <td>380円</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>浴場 普通使用 (1回につき)</td> <td>540円</td> <td>340円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>回数使用 (5回につき)</td> <td>2,390円</td> <td>1,370円</td> <td>680円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童	プール 普通使用 (1回につき)	950円	540円	410円	回数使用 5回につき	3,830円	2,190円	1,640円	10回につき	7,190円	4,110円	3,080円	15回につき	10,060円	5,750円	4,310円	団体使用 (1人1回につき)	670円	380円	280円	浴場 普通使用 (1回につき)	540円	340円	200円	回数使用 (5回につき)	2,390円	1,370円	680円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生徒</th> <th>中学校生徒及び小学校児童</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール 普通使用 (1回につき)</td> <td>700円</td> <td>400円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>回数使用 5回につき</td> <td>2,800円</td> <td>1,600円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>10回につき</td> <td>5,250円</td> <td>3,000円</td> <td>2,250円</td> </tr> <tr> <td>15回につき</td> <td>7,350円</td> <td>4,200円</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>団体使用 (1人1回につき)</td> <td>490円</td> <td>280円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>浴場 普通使用 (1回につき)</td> <td>400円</td> <td>250円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>回数使用 (5回につき)</td> <td>1,750円</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童	プール 普通使用 (1回につき)	700円	400円	300円	回数使用 5回につき	2,800円	1,600円	1,200円	10回につき	5,250円	3,000円	2,250円	15回につき	7,350円	4,200円	3,150円	団体使用 (1人1回につき)	490円	280円	210円	浴場 普通使用 (1回につき)	400円	250円	150円	回数使用 (5回につき)	1,750円	1,000円	500円
区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童																																																																
プール 普通使用 (1回につき)	950円	540円	410円																																																																
回数使用 5回につき	3,830円	2,190円	1,640円																																																																
10回につき	7,190円	4,110円	3,080円																																																																
15回につき	10,060円	5,750円	4,310円																																																																
団体使用 (1人1回につき)	670円	380円	280円																																																																
浴場 普通使用 (1回につき)	540円	340円	200円																																																																
回数使用 (5回につき)	2,390円	1,370円	680円																																																																
区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童																																																																
プール 普通使用 (1回につき)	700円	400円	300円																																																																
回数使用 5回につき	2,800円	1,600円	1,200円																																																																
10回につき	5,250円	3,000円	2,250円																																																																
15回につき	7,350円	4,200円	3,150円																																																																
団体使用 (1人1回につき)	490円	280円	210円																																																																
浴場 普通使用 (1回につき)	400円	250円	150円																																																																
回数使用 (5回につき)	1,750円	1,000円	500円																																																																
備考 団体使用の使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。		備考 団体使用の使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。																																																																	
別表第2（第8条関係）		別表第2（第8条関係）																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前10時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後8時まで</th> <th>午前10時から午後8時まで</th> <th>午前10時から午後8時30分まで</th> <th>午前10時から午後8時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>600円</td> <td>1,200円</td> <td>1,000円</td> <td>1,800円</td> <td>2,200円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>軽運動室</td> <td>300円</td> <td>600円</td> <td>500円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>900円</td> <td>1,800円</td> <td>1,500円</td> <td>2,600円</td> <td>3,300円</td> <td>3,900円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	午前10時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	午前10時から午後8時まで	午前10時から午後8時30分まで	午前10時から午後8時30分まで	アリーナ	600円	1,200円	1,000円	1,800円	2,200円	2,600円	軽運動室	300円	600円	500円	900円	1,100円	1,300円	会議室	900円	1,800円	1,500円	2,600円	3,300円	3,900円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前10時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後8時まで</th> <th>午前10時から午後8時30分まで</th> <th>午前10時から午後8時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>600円</td> <td>1,200円</td> <td>1,000円</td> <td>1,800円</td> <td>2,200円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>軽運動室</td> <td>300円</td> <td>600円</td> <td>500円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>900円</td> <td>1,800円</td> <td>1,500円</td> <td>2,600円</td> <td>3,300円</td> <td>3,900円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	午前10時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	午前10時から午後8時30分まで	午前10時から午後8時30分まで	アリーナ	600円	1,200円	1,000円	1,800円	2,200円	2,600円	軽運動室	300円	600円	500円	900円	1,100円	1,300円	会議室	900円	1,800円	1,500円	2,600円	3,300円	3,900円									
区分	午前10時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	午前10時から午後8時まで	午前10時から午後8時30分まで	午前10時から午後8時30分まで																																																													
アリーナ	600円	1,200円	1,000円	1,800円	2,200円	2,600円																																																													
軽運動室	300円	600円	500円	900円	1,100円	1,300円																																																													
会議室	900円	1,800円	1,500円	2,600円	3,300円	3,900円																																																													
区分	午前10時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	午前10時から午後8時30分まで	午前10時から午後8時30分まで																																																														
アリーナ	600円	1,200円	1,000円	1,800円	2,200円	2,600円																																																													
軽運動室	300円	600円	500円	900円	1,100円	1,300円																																																													
会議室	900円	1,800円	1,500円	2,600円	3,300円	3,900円																																																													
備考		備考 アリーナ及び軽運動室を体育以外の目的で使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の3倍に相当する額とする。																																																																	
1 アリーナ及び軽運動室を体育以外の目的で使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の3倍に相当する額とする。		2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。																																																																	

議案第 114 号

盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡ふれあい覆馬場プラザの使用時間の区分及び使用料の額を改めるとともに、市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が当該施設を使用する場合の使用料の額を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用料の額の改正

別表に定める使用料について、従前の使用料の 1.5倍に相当する額に改める。

(2) 市外在住者等の使用料の額の設定

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額を新たに設定し、その額は、別表の規定により算定した額の 2 倍に相当する額とする。

(3) 使用時間区分の改正

使用料に係る時間区分について、6 区分だった使用時間の区分を 7 区分に改める。

(4) 冷房料及び暖房料の廃止

冷房料及び暖房料の徴収を廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																														
<p>○盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例 平成23年10月27日条例第39号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する旧覆馬場活用交流施設にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から</th> <th>正午まで</th> <th>午後3時から</th> <th>午後6時から</th> <th>午前9時から</th> <th>正午から</th> <th>午前9時から</th> <th>正午まで</th> <th>午前9時から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>全面使用</td> <td>2,700円</td> <td>2,160円</td> <td>2,260円</td> <td>2,470円</td> <td>6,780円</td> <td>6,890円</td> <td>8,990円</td> <td>午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>アリーナ</td> <td>半面使用</td> <td>1,350円</td> <td>1,080円</td> <td>1,130円</td> <td>1,230円</td> <td>3,390円</td> <td>3,440円</td> <td>4,490円</td> <td>午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>交流ホール</td> <td>全面使用</td> <td>1,350円</td> <td>1,080円</td> <td>1,130円</td> <td>1,230円</td> <td>3,390円</td> <td>3,440円</td> <td>4,490円</td> <td>午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>広場</td> <td>全面使用</td> <td>1,350円</td> <td>1,080円</td> <td>1,130円</td> <td>1,230円</td> <td>3,390円</td> <td>3,440円</td> <td>4,490円</td> <td>午後9時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、それぞれ午前9時前のときは午前9時から正午までの、午後9時後のときは午後6時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額とする。</p> <p>2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</p> <p>3 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	区分	午前9時から	正午まで	午後3時から	午後6時から	午前9時から	正午から	午前9時から	正午まで	午前9時から	アリーナ	全面使用	2,700円	2,160円	2,260円	2,470円	6,780円	6,890円	8,990円	午後9時まで	アリーナ	半面使用	1,350円	1,080円	1,130円	1,230円	3,390円	3,440円	4,490円	午後9時まで	交流ホール	全面使用	1,350円	1,080円	1,130円	1,230円	3,390円	3,440円	4,490円	午後9時まで	広場	全面使用	1,350円	1,080円	1,130円	1,230円	3,390円	3,440円	4,490円	午後9時まで	<p>○盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例 平成23年10月27日条例第39号 改正 略</p> <p>盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から</th> <th>正午まで</th> <th>午後3時から</th> <th>午後6時から</th> <th>午前9時から</th> <th>正午まで</th> <th>午前9時から</th> <th>正午まで</th> <th>午前9時から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>全面使用</td> <td>1,800円</td> <td>2,400円</td> <td>2,200円</td> <td>4,000円</td> <td>4,600円</td> <td>6,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アリーナ</td> <td>半面使用</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交流ホール</td> <td>全面使用</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交流ホール</td> <td>半面使用</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広場</td> <td>全面使用</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、それぞれ午前9時前のときは午前9時から正午までの、午後9時後のときは午後6時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。</p> <p>2 冷暖房を使用する期間に交流ホールを使用する場合においては、表に掲げる額（備考1に該当する場合にあっては、備考1に定める額）の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。</p>	区分	午前9時から	正午まで	午後3時から	午後6時から	午前9時から	正午まで	午前9時から	正午まで	午前9時から	アリーナ	全面使用	1,800円	2,400円	2,200円	4,000円	4,600円	6,000円			アリーナ	半面使用	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円			交流ホール	全面使用	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円			交流ホール	半面使用	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円			広場	全面使用	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		
区分	午前9時から	正午まで	午後3時から	午後6時から	午前9時から	正午から	午前9時から	正午まで	午前9時から																																																																																																						
アリーナ	全面使用	2,700円	2,160円	2,260円	2,470円	6,780円	6,890円	8,990円	午後9時まで																																																																																																						
アリーナ	半面使用	1,350円	1,080円	1,130円	1,230円	3,390円	3,440円	4,490円	午後9時まで																																																																																																						
交流ホール	全面使用	1,350円	1,080円	1,130円	1,230円	3,390円	3,440円	4,490円	午後9時まで																																																																																																						
広場	全面使用	1,350円	1,080円	1,130円	1,230円	3,390円	3,440円	4,490円	午後9時まで																																																																																																						
区分	午前9時から	正午まで	午後3時から	午後6時から	午前9時から	正午まで	午前9時から	正午まで	午前9時から																																																																																																						
アリーナ	全面使用	1,800円	2,400円	2,200円	4,000円	4,600円	6,000円																																																																																																								
アリーナ	半面使用	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																																								
交流ホール	全面使用	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																																								
交流ホール	半面使用	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																																								
広場	全面使用	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																																								

議案第 115 号

盛岡市歴史的町家展示交流館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

歴史的町家展示交流館の使用料の額を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

別表に定める使用料について、従前の使用料の 1.5倍に相当する額に改める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市歴史的町家展示交流館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前																																																																																			
○盛岡市歴史的町家展示交流館条例							○盛岡市歴史的町家展示交流館条例																																																																																			
平成25年6月28日条例第31号							平成25年6月28日条例第31号																																																																																			
改正 令和7年月日条例第号							盛岡市歴史的町家展示交流館条例																																																																																			
盛岡市歴史的町家展示交流館条例							第1条から第7条まで 略																																																																																			
(使用料)							(使用料)																																																																																			
第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。							第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。																																																																																			
2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。							2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。																																																																																			
3 使用料は、許可の際に徴収する。							3 使用料は、許可の際に徴収する。																																																																																			
第9条から第20条まで 略							第9条から第20条まで 略																																																																																			
附 則 略							附 則 略																																																																																			
附 則 (令和7年条例第号)																																																																																										
1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。																																																																																										
2 改正後の盛岡市歴史的町家展示交流館条例の規定は、この条例の施行の日以後に盛岡市歴史的町家展示交流館条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する歴史的町家展示交流館にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。																																																																																										
別表（第8条関係）																																																																																										
(1) ホール																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時30分から午後9時まで</th> <th>午前9時から 午後5時30分まで</th> <th>午後1時から 午後9時30分まで</th> <th>午前9時から 午後9時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料を徴収しない場合</td> <td>5,400円</td> <td>8,550円</td> <td>9,750円</td> <td>13,950円</td> <td>18,300円</td> <td>23,700円</td> </tr> <tr> <td>及び休日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,800円</td> <td>6,600円</td> <td>8,550円</td> <td>11,400円</td> <td>15,150円</td> <td>19,950円</td> </tr> <tr> <td>の日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>							区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から 午後5時30分まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで	入場料を徴収しない場合	5,400円	8,550円	9,750円	13,950円	18,300円	23,700円	及び休日				円	円	円	その他	4,800円	6,600円	8,550円	11,400円	15,150円	19,950円	の日				円	円	円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時30分から午後9時まで</th> <th>午前9時から 午後5時30分まで</th> <th>午後1時から 午後9時30分まで</th> <th>午前9時から 午後9時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料を徴収しない場合</td> <td>3,600円</td> <td>5,700円</td> <td>6,500円</td> <td>9,300円</td> <td>12,200円</td> <td>15,800円</td> </tr> <tr> <td>及び休日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,200円</td> <td>4,400円</td> <td>5,700円</td> <td>7,600円</td> <td>10,100円</td> <td>13,300円</td> </tr> <tr> <td>の日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>							区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から 午後5時30分まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで	入場料を徴収しない場合	3,600円	5,700円	6,500円	9,300円	12,200円	15,800円	及び休日					円	円	その他	3,200円	4,400円	5,700円	7,600円	10,100円	13,300円	の日					円	円							
区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から 午後5時30分まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで																																																																																				
入場料を徴収しない場合	5,400円	8,550円	9,750円	13,950円	18,300円	23,700円																																																																																				
及び休日				円	円	円																																																																																				
その他	4,800円	6,600円	8,550円	11,400円	15,150円	19,950円																																																																																				
の日				円	円	円																																																																																				
区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から 午後5時30分まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで																																																																																				
入場料を徴収しない場合	3,600円	5,700円	6,500円	9,300円	12,200円	15,800円																																																																																				
及び休日					円	円																																																																																				
その他	3,200円	4,400円	5,700円	7,600円	10,100円	13,300円																																																																																				
の日					円	円																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時30分から午後9時まで</th> <th>午前9時から 午後5時30分まで</th> <th>午後1時から 午後9時30分まで</th> <th>午前9時から 午後9時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満の入場料を徴収する場合</td> <td>6,000円</td> <td>9,750円</td> <td>12,000円</td> <td>15,750円</td> <td>21,750円</td> <td>27,750円</td> </tr> <tr> <td>及び休日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,400円</td> <td>8,550円</td> <td>10,200円</td> <td>13,950円</td> <td>18,750円</td> <td>24,150円</td> </tr> <tr> <td>の日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>							区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から 午後5時30分まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで	1,000円未満の入場料を徴収する場合	6,000円	9,750円	12,000円	15,750円	21,750円	27,750円	及び休日				円	円	円	その他	5,400円	8,550円	10,200円	13,950円	18,750円	24,150円	の日				円	円	円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時30分から午後9時まで</th> <th>午前9時から 午後5時30分まで</th> <th>午後1時から 午後9時30分まで</th> <th>午前9時から 午後9時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満の入場料を徴収する場合</td> <td>4,000円</td> <td>6,500円</td> <td>8,000円</td> <td>10,500円</td> <td>14,500円</td> <td>18,500円</td> </tr> <tr> <td>及び休日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,600円</td> <td>5,700円</td> <td>6,800円</td> <td>9,300円</td> <td>12,500円</td> <td>16,100円</td> </tr> <tr> <td>の日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>							区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から 午後5時30分まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで	1,000円未満の入場料を徴収する場合	4,000円	6,500円	8,000円	10,500円	14,500円	18,500円	及び休日					円	円	その他	3,600円	5,700円	6,800円	9,300円	12,500円	16,100円	の日					円	円							
区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から 午後5時30分まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで																																																																																				
1,000円未満の入場料を徴収する場合	6,000円	9,750円	12,000円	15,750円	21,750円	27,750円																																																																																				
及び休日				円	円	円																																																																																				
その他	5,400円	8,550円	10,200円	13,950円	18,750円	24,150円																																																																																				
の日				円	円	円																																																																																				
区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から 午後5時30分まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで																																																																																				
1,000円未満の入場料を徴収する場合	4,000円	6,500円	8,000円	10,500円	14,500円	18,500円																																																																																				
及び休日					円	円																																																																																				
その他	3,600円	5,700円	6,800円	9,300円	12,500円	16,100円																																																																																				
の日					円	円																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時30分から午後9時まで</th> <th>午前9時から 午後5時30分まで</th> <th>午後1時から 午後9時30分まで</th> <th>午前9時から 午後9時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円以上未満の入場料を徴収する場合</td> <td>6,600円</td> <td>10,200円</td> <td>12,600円</td> <td>16,800円</td> <td>22,800円</td> <td>29,400円</td> </tr> <tr> <td>及び休日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,400円</td> <td>9,150円</td> <td>10,950円</td> <td>14,550円</td> <td>20,100円</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>の日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>							区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から 午後5時30分まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで	1,000円以上未満の入場料を徴収する場合	6,600円	10,200円	12,600円	16,800円	22,800円	29,400円	及び休日				円	円	円	その他	5,400円	9,150円	10,950円	14,550円	20,100円	25,500円	の日				円	円	円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時30分から午後9時まで</th> <th>午前9時から 午後5時30分まで</th> <th>午後1時から 午後9時30分まで</th> <th>午前9時から 午後9時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円以上未満の入場料を徴収する場合</td> <td>4,400円</td> <td>6,800円</td> <td>8,400円</td> <td>11,200円</td> <td>15,200円</td> <td>19,600円</td> </tr> <tr> <td>及び休日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,600円</td> <td>6,100円</td> <td>7,300円</td> <td>9,700円</td> <td>13,400円</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>の日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>							区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から 午後5時30分まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで	1,000円以上未満の入場料を徴収する場合	4,400円	6,800円	8,400円	11,200円	15,200円	19,600円	及び休日					円	円	その他	3,600円	6,100円	7,300円	9,700円	13,400円	17,000円	の日					円	円							
区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から 午後5時30分まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで																																																																																				
1,000円以上未満の入場料を徴収する場合	6,600円	10,200円	12,600円	16,800円	22,800円	29,400円																																																																																				
及び休日				円	円	円																																																																																				
その他	5,400円	9,150円	10,950円	14,550円	20,100円	25,500円																																																																																				
の日				円	円	円																																																																																				
区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から 午後5時30分まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで																																																																																				
1,000円以上未満の入場料を徴収する場合	4,400円	6,800円	8,400円	11,200円	15,200円	19,600円																																																																																				
及び休日					円	円																																																																																				
その他	3,600円	6,100円	7,300円	9,700円	13,400円	17,000円																																																																																				
の日					円	円																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時30分から午後9時まで</th> <th>午前9時から 午後5時30分まで</th> <th>午後1時から 午後9時30分まで</th> <th>午前9時から 午後9時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000円以上の入場料を徴収する場合</td> <td>7,950円</td> <td>10,950円</td> <td>14,400円</td> <td>18,900円</td> <td>25,350円</td> <td>33,300円</td> </tr> <tr> <td>及び休日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,600円</td> <td>9,750円</td> <td>11,400円</td> <td>16,350円</td> <td>21,150円</td> <td>27,750円</td> </tr> <tr> <td>の日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>							区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から 午後5時30分まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで	2,000円以上の入場料を徴収する場合	7,950円	10,950円	14,400円	18,900円	25,350円	33,300円	及び休日				円	円	円	その他	6,600円	9,750円	11,400円	16,350円	21,150円	27,750円	の日				円	円	円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時30分から午後9時まで</th> <th>午前9時から 午後5時30分まで</th> <th>午後1時から 午後9時30分まで</th> <th>午前9時から 午後9時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000円以上の入場料を徴収する場合</td> <td>5,300円</td> <td>7,300円</td> <td>9,600円</td> <td>12,600円</td> <td>16,900円</td> <td>22,200円</td> </tr> <tr> <td>及び休日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,400円</td> <td>6,500円</td> <td>7,600円</td> <td>10,900円</td> <td>14,100円</td> <td>18,500円</td> </tr> <tr> <td>の日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>							区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から 午後5時30分まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで	2,000円以上の入場料を徴収する場合	5,300円	7,300円	9,600円	12,600円	16,900円	22,200円	及び休日					円	円	その他	4,400円	6,500円	7,600円	10,900円	14,100円	18,500円	の日					円	円							
区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から 午後5時30分まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで																																																																																				
2,000円以上の入場料を徴収する場合	7,950円	10,950円	14,400円	18,900円	25,350円	33,300円																																																																																				
及び休日				円	円	円																																																																																				
その他	6,600円	9,750円	11,400円	16,350円	21,150円	27,750円																																																																																				
の日				円	円	円																																																																																				
区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から 午後5時30分まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで																																																																																				
2,000円以上の入場料を徴収する場合	5,300円	7,300円	9,600円	12,600円	16,900円	22,200円																																																																																				
及び休日					円	円																																																																																				
その他	4,400円	6,500円	7,600円	10,900円	14,100円	18,500円																																																																																				
の日					円	円																																																																																				
備考																																																																																										
1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。																																																																																										
2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。																																																																																										
3 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）をいう。																																																																																										
4 営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、2,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の3倍に相当する額の範囲内で規則で定める額とする。																																																																																										
5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。																																																																																										

改正後	改正前
6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。	6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。
7 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	7 この表により算定した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。
(2) 多目的広場 1時間までごとに1,500円の範囲内で規則で定める額	(2) 多目的広場 1時間までごとに1,000円の範囲内で規則で定める額

議案第 116 号

盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が高松多目的広場のクレー広場、人工芝広場又は交流広場の全部又は一部を独占的に使用する場合の使用料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が高松多目的広場のクレー広場、人工芝広場又は交流広場を使用する場合の使用料の額を新たに設定し、その額は、別表の規定により算定した額の 2 倍に相当する額とする。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>○盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例 平成30年3月27日条例第11号 改正 令和7年月日条例第号 盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例 第1条から第8条まで 略 (使用料) 第9条 使用者から別表に定めるところにより使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第10条から第21条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第号) この条例は、令和8年4月1日から施行する。 別表 (第9条関係) (1) クレー広場及び人工芝広場の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生 徒以下の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレー広場</td> <td>全面使用 (1時間までごと に) 500円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半面使用 (1時間までごと に) 250円</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>人工芝広場</td> <td>全面使用 (1時間までごと に) 4,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半面使用 (1時間までごと に) 2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合 の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。 (2) 交流広場の使用料 1時間までごとに200円 (市の区域内に住所、事 務所又は事業所を有しない者が使用する場合にあっては、400円)</p>	区分	一般	高等学校生 徒以下の者	クレー広場	全面使用 (1時間までごと に) 500円	250円		半面使用 (1時間までごと に) 250円	130円	人工芝広場	全面使用 (1時間までごと に) 4,000円	2,000円		半面使用 (1時間までごと に) 2,000円	1,000円	<p>○盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例 平成30年3月27日条例第11号 盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例 第1条から第8条まで 略 (使用料) 第9条 使用者から別表に定めるところにより使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第10条から第21条まで 略 附 則 略 別表 (第9条関係) (1) クレー広場及び人工芝広場の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生 徒以下の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレー広場</td> <td>全面使用 (1時間までごと に) 500円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半面使用 (1時間までごと に) 250円</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>人工芝広場</td> <td>全面使用 (1時間までごと に) 4,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半面使用 (1時間までごと に) 2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 交流広場の使用料 1時間までごとに200円</p>	区分	一般	高等学校生 徒以下の者	クレー広場	全面使用 (1時間までごと に) 500円	250円		半面使用 (1時間までごと に) 250円	130円	人工芝広場	全面使用 (1時間までごと に) 4,000円	2,000円		半面使用 (1時間までごと に) 2,000円	1,000円
区分	一般	高等学校生 徒以下の者																													
クレー広場	全面使用 (1時間までごと に) 500円	250円																													
	半面使用 (1時間までごと に) 250円	130円																													
人工芝広場	全面使用 (1時間までごと に) 4,000円	2,000円																													
	半面使用 (1時間までごと に) 2,000円	1,000円																													
区分	一般	高等学校生 徒以下の者																													
クレー広場	全面使用 (1時間までごと に) 500円	250円																													
	半面使用 (1時間までごと に) 250円	130円																													
人工芝広場	全面使用 (1時間までごと に) 4,000円	2,000円																													
	半面使用 (1時間までごと に) 2,000円	1,000円																													

議案第 117 号

盛岡市森林公園条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

森林公園のテニスコート等の使用料の額を改めようとするものである。

2 改正の内容

第 9 条第 1 項に定める使用料について、従前の使用料の 1.5 倍に相当する額に改める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市森林公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市森林公園条例</p> <p>平成3年3月22日条例第9号</p> <p>改正 略</p> <p>令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市森林公園条例</p> <p>第1条から第8条まで 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 森林公園の使用料は、無料とする。ただし、次の各号に掲げる施設又は附属設備を使用する者から当該各号に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) テニスコート 1面につき1時間までごとに300円</p> <p>(2) 多目的グラウンド 1面につき1時間までごとに300円</p> <p>(3) キャビン</p> <p>ア 1夜（午後2時から翌日の午前10時までをいう。次号及び第6号において同じ。）1棟につき3,000円</p> <p>イ 1日（午前9時30分から午後4時までをいう。第5号において同じ。）1棟につき1,500円</p> <p>(4) バンガロー 1夜1棟につき2万2,500円</p> <p>(5) オートキャンプ用サイト</p> <p>ア 1夜（午後1時から翌日の午前11時までをいう。）1区画につき2,700円</p> <p>イ 1日 1区画につき 1,500円</p> <p>(6) 林間キャンプ場</p> <p>ア 5人用テント 1夜1張につき 450円</p> <p>イ 8人用テント 1夜1張につき 750円</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第10条から第21条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和7年条例第 号）</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	<p>○盛岡市森林公園条例</p> <p>平成3年3月22日条例第9号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市森林公園条例</p> <p>第1条から第8条まで 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 森林公園の使用料は、無料とする。ただし、次の各号に掲げる施設又は附属設備を使用する者から当該各号に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) テニスコート 1面につき1時間までごとに200円</p> <p>(2) 多目的グラウンド 1面につき1時間までごとに200円</p> <p>(3) キャビン</p> <p>ア 1夜（午後2時から翌日の午前10時までをいう。次号及び第6号において同じ。）1棟につき2,000円</p> <p>イ 1日（午前9時30分から午後4時までをいう。第5号において同じ。）1棟につき1,000円</p> <p>(4) バンガロー 1夜1棟につき1万5,000円</p> <p>(5) オートキャンプ用サイト</p> <p>ア 1夜（午後1時から翌日の午前11時までをいう。）1区画につき1,800円</p> <p>イ 1日 1区画につき 1,000円</p> <p>(6) 林間キャンプ場</p> <p>ア 5人用テント 1夜1張につき 300円</p> <p>イ 8人用テント 1夜1張につき 500円</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第10条から第21条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 略</p>

議案第 118 号

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、磁気ディスクをもって調製することができる印鑑登録票の登載事項に印影を加えるとともに、印鑑登録票の名称を改めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 登録する印鑑の印影及び登録情報（登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、住所）を管理する「印鑑登録票」について、現在は、印影及び登録情報を印鑑登録システム上に記録した上で、印影については紙台帳で保管することとされているが、印影についてもシステム上で保管できる仕様となったことから、条例の規定を改める。
- (2) 「印鑑登録票」の名称を「印鑑登録原票」に改める。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 5 日

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市印鑑条例 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市印鑑条例 第1条から第4条まで 略 (登録) 第5条 市長は、印鑑の登録の申請について前条第1項の確認をしたときは、当該印鑑の登録をしなければならない。</p> <p>2 印鑑の登録は、印鑑登録原票に申請者に係る次に掲げる事項を登載して行う。</p> <p>(1) 印影 (2) 登録番号 (3) 登録年月日 (4) 氏名(住民票に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)の記載がされている者にあつては当該旧氏、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)にあつては住民票に記載がされている通称(同令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)及び住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記(以下「片仮名表記」という。)を含む。) (5) 生年月日 (6) 住所</p> <p>3 前項各号に掲げる事項を登載した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもつて調製することができる。</p>	<p>○盛岡市印鑑条例 改正 略 盛岡市印鑑条例 第1条から第4条まで 略 (登録) 第5条 市長は、印鑑の登録の申請について前条第1項の確認をしたときは、当該印鑑の登録をしなければならない。</p> <p>2 印鑑の登録は、印鑑登録票に申請者に係る次に掲げる事項を登載して行う。</p> <p>(1) 印影 (2) 登録番号 (3) 登録年月日 (4) 氏名(住民票に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)の記載がされている者にあつては当該旧氏、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)にあつては住民票に記載がされている通称(同令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)及び住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記(以下「片仮名表記」という。)を含む。) (5) 生年月日 (6) 住所</p> <p>3 前項第2号から第6号までに掲げる事項を登載した印鑑登録票については、磁気ディスクをもつて調製することができる。</p>
<p>第6条から第10条まで 略 (印鑑登録原票登載事項の職権修正)</p> <p>第11条 市長は、住民票に記載がされた登録者の住所、氏名、旧氏、通称、片仮名表記又は生年月日を修正するときは、併せてその者の印鑑登録原票の登載事項についても職権で修正しなければならない。</p>	<p>第6条から第10条まで 略 (印鑑登録票登載事項の職権修正)</p> <p>第11条 市長は、住民票に記載がされた登録者の住所、氏名、旧氏、通称、片仮名表記又は生年月日を修正するときは、併せてその者の印鑑登録票の登載事項についても職権で修正しなければならない。</p>
<p>第12条から第15条まで 略 (閲覧の禁止)</p> <p>第16条 市長は、申請に係る書面、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。ただし、登録者又は登録者であつた者から本人に係る書類の閲覧の申出があつた場合において、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p>	<p>第12条から第15条まで 略 (閲覧の禁止)</p> <p>第16条 市長は、申請に係る書面、印鑑登録票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。ただし、登録者又は登録者であつた者から本人に係る書類の閲覧の申出があつた場合において、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p>
<p>第17条 略 (印鑑の提示)</p> <p>第18条 登録者は、市長が印鑑登録原票の改製、再製その他印鑑の登録の証明に関する事務を行うため登録を受けている印鑑の提示を求めたときは、これに応じなければならない。</p>	<p>第17条 略 (印鑑の提示)</p> <p>第18条 登録者は、市長が印鑑登録票の改製、再製その他印鑑の登録の証明に関する事務を行うため登録を受けている印鑑の提示を求めたときは、これに応じなければならない。</p>
<p>第19条から第23条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) この条例は、令和8年1月5日から施行する。</p>	<p>第19条から第23条まで 略 附 則 略</p>

議案第 119 号

盛岡市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者がコミュニティ防災センターを使用する場合に使用料を徴収するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合に使用料を徴収することとし、その額は、別表の規定により算定した額の 2 倍に相当する額とする。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後								改正前							
○盛岡市コミュニティ防災センター条例								○盛岡市コミュニティ防災センター条例							
改正 略								改正 略							
令和7年 月 日条例第 号								昭和59年 3月23日条例第12号							
盛岡市コミュニティ防災センター条例								昭和59年 3月23日条例第12号							
第1条から第7条まで 略								第1条から第7条まで 略							
(使用料)								(使用料)							
第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。								第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。							
(1) 私的な催し等に使用するとき。								(1) 私的な催し等に使用するとき。							
(2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。								(2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。							
(3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。								(3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。							
(4) 前3号に準じた目的に使用するとき。								(4) 前3号に準じた目的に使用するとき。							
(5) 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用するとき。								2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。							
2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。								第9条から第12条まで 略							
附 則 略								附 則 略							
附 則 (令和7年条例第 号)								別表 (第8条関係)							
1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。								別表 (第8条関係)							
2 改正後の盛岡市コミュニティ防災センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に盛岡市コミュニティ防災センター条例第5条第1項の許可に係る使用料について適用し、同日にした同項の許可に係る使用料について、なお従前の例による。								別表 (第8条関係)							
別表 (第8条関係)								別表 (第8条関係)							
区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市コミュニティ防災センター	2階研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	盛岡市コミュニティ防災センター	2階研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	3階研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		3階研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
築川地区コミュニティ消防センター	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円	築川地区コミュニティ消防センター	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
本宮地区コミュニティ消防センター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	本宮地区コミュニティ消防センター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
浅岸地区コミュニティ消防センター	1階研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	浅岸地区コミュニティ消防センター	1階研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	2階研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		2階研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
上米内地区コミュニティ消防センター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	上米内地区コミュニティ消防センター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
長田町地区コミュニティ消防センター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	長田町地区コミュニティ消防センター	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
太田地区コミュニティ消防センター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	太田地区コミュニティ消防センター	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
夕顔瀬地区コミュニティ消防センター	2階研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	夕顔瀬地区コミュニティ消防センター	2階研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	3階研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		3階研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

改正後								改正前							
地区	施設	料金	料金	料金	料金	料金	料金	地区	施設	料金	料金	料金	料金	料金	料金
本町地区	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円	本町地区	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
ミニティ 消防センタ ー								ミニティ 消防センタ ー							
谷地上地区	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円	谷地上地区	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
ミニティ 消防センタ ー								ミニティ 消防センタ ー							
太田地区第 二	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	太田地区第 二	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
ミニティ 消防センタ ー								ミニティ 消防センタ ー							
小屋野地区	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円	小屋野地区	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円
ミニティ 消防センタ ー								ミニティ 消防センタ ー							
三ツ割地区	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	三ツ割地区	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
ミニティ 消防センタ ー								ミニティ 消防センタ ー							
野田地区	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	野田地区	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
ミニティ 消防センタ ー								ミニティ 消防センタ ー							
乙部地区	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	乙部地区	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
ミニティ 消防センタ ー								ミニティ 消防センタ ー							
根田茂地区	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	根田茂地区	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
ミニティ 消防センタ ー								ミニティ 消防センタ ー							
杜陵地区	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円	杜陵地区	研修室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
ミニティ 消防センタ ー								ミニティ 消防センタ ー							
八幡地区	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	八幡地区	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
ミニティ 消防センタ ー								ミニティ 消防センタ ー							
紺屋町地区	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	紺屋町地区	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
ミニティ 消防センタ ー								ミニティ 消防センタ ー							
山田地区	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円	山田地区	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円
ミニティ 消防センタ ー								ミニティ 消防センタ ー							
好摩地区	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	好摩地区	研修室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
ミニティ 消防センタ ー								ミニティ 消防センタ ー							
馬場地区	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円	馬場地区	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円
ミニティ 消防センタ ー								ミニティ 消防センタ ー							
桑畠地区	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円	桑畠地区	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円
ミニティ 消防センタ ー								ミニティ 消防センタ ー							
小貝沢地区	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円	小貝沢地区	研修室	300円	400円	400円	700円	800円	1,000円
ミニティ 消防センタ ー								ミニティ 消防センタ ー							

改正後							改正前								
タ一							タ一								
釣の平地区	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	釣の平地区	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
コミュニティ消防センター								コミュニティ消防センター							
大慈寺地区	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	大慈寺地区	研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
コミュニティ消防センター								コミュニティ消防センター							
飯岡地区	コ研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	飯岡地区	コ研修室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
ミニティ消防センター								ミニティ消防センター							

**備考**

1 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、それぞれ午前9時前のときは午前9時から正午までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額とする。

2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

3 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

備考 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、それぞれ午前9時前のときは午前9時から正午までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)とする。

農林部 農政課  
玉山総合事務所 産業振興課

議案第 120 号

盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が生活改善センターを使用する場合に使用料を徴収しようとするものである。

2 改正の内容

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合に使用料を徴収することとし、その額は、別表に掲げる額の 2 倍に相当する額とする。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>○盛岡市生活改善センター条例 昭和49年3月29日条例第18号 改正 略 <b>令和7年 月 日条例第 号</b></p> <p>盛岡市生活改善センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)</p> <p>第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 <b>(5) 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用するとき。</b></p> <p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第19条まで 略 附 則 略 <b>附 則 (令和7年条例第 号)</b></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市生活改善センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に盛岡市生活改善センター条例第5条第1項の許可に係る使用料について適用し、同日前にした同項の許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市砂子沢生活改善センター</td> <td>研修室 300円 400円 500円 700円 900円 1,200円</td> <td>食生活実習室 400円 500円 600円 900円 1,100円 1,500円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市岩洞生活改善センター</td> <td>集会室 研修室 食生活実習室 300円 400円 500円 700円 900円 1,100円 1,200円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。</b></p>	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	盛岡市砂子沢生活改善センター	研修室 300円 400円 500円 700円 900円 1,200円	食生活実習室 400円 500円 600円 900円 1,100円 1,500円			盛岡市岩洞生活改善センター	集会室 研修室 食生活実習室 300円 400円 500円 700円 900円 1,100円 1,200円				<p>○盛岡市生活改善センター条例 昭和49年3月29日条例第18号 改正 略</p> <p>盛岡市生活改善センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)</p> <p>第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。</p> <p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第19条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市砂子沢生活改善センター</td> <td>研修室 300円 400円 500円 700円 900円 1,200円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市岩洞生活改善センター</td> <td>集会室 研修室 食生活実習室 300円 400円 500円 700円 900円 1,100円 1,200円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	盛岡市砂子沢生活改善センター	研修室 300円 400円 500円 700円 900円 1,200円				盛岡市岩洞生活改善センター	集会室 研修室 食生活実習室 300円 400円 500円 700円 900円 1,100円 1,200円			
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																											
盛岡市砂子沢生活改善センター	研修室 300円 400円 500円 700円 900円 1,200円	食生活実習室 400円 500円 600円 900円 1,100円 1,500円																													
盛岡市岩洞生活改善センター	集会室 研修室 食生活実習室 300円 400円 500円 700円 900円 1,100円 1,200円																														
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																											
盛岡市砂子沢生活改善センター	研修室 300円 400円 500円 700円 900円 1,200円																														
盛岡市岩洞生活改善センター	集会室 研修室 食生活実習室 300円 400円 500円 700円 900円 1,100円 1,200円																														

議案第 121 号

盛岡市農業構造改善センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

農業構造改善センターの使用料の額を改めるとともに、市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が当該施設を使用する場合の使用料の額を定めるほか、冷房料及び暖房料を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用料の額の改正

別表に定める使用料について、従前の使用料の 1.5倍に相当する額に改める。

(2) 市外在住者等の使用料の額の設定

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額を新たに設定し、その額は、別表に掲げる額の 2 倍に相当する額とする。

(3) 冷房料及び暖房料の廃止

冷房料及び暖房料の徴収を廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市農業構造改善センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前							
○盛岡市農業構造改善センター条例 平成4年3月24日条例第46号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号						○盛岡市農業構造改善センター条例 平成4年3月24日条例第46号 改正 略							
盛岡市農業構造改善センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)						盛岡市農業構造改善センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)							
第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、食品加工実習室の附属設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号)						第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、食品加工実習室の附属設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略							
1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市農業構造改善センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に盛岡市農業構造改善センター条例第5条第1項の許可に係る使用料について適用し、同日前にした同項の許可に係る使用料については、なお従前の例による。						別表 (第8条関係)							
(1) 盛岡市乙部農業構造改善センター						(1) 盛岡市乙部農業構造改善センター							
区分	午前9時 から正午 まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	正午から 午後9時 まで	午前9時 から午後 9時まで	区分	午前9時 から正午 まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	正午から 午後9時 まで	午前9時 から午後 9時まで
第1研修室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円	第1研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
第2研修室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円	第2研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
第1会議室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円	第1会議室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
第2会議室	600円	750円	900円	1,350円	1,650円	2,250円	第2会議室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
工芸実習室	300円	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	工芸実習室	200円	300円	400円	500円	700円	900円
調理実習室	600円	750円	900円	1,350円	1,650円	2,250円	調理実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
食品加工実習室	600円	750円	900円	1,350円	1,650円	2,250円	食品加工実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。						備考 暖房 (第1研修室及び第2研修室にあっては、冷暖房)を使用する期間においては、食品加工実習室を除き、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料 (第1研修室及び第2研修室にあっては、冷房料又は暖房料)として徴収する。							
(2) 盛岡市飯岡農業構造改善センター						(2) 盛岡市飯岡農業構造改善センター							
区分	午前9時 から正午 まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	正午から 午後9時 まで	午前9時 から午後 9時まで	区分	午前9時 から正午 まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	正午から 午後9時 まで	午前9時 から午後 9時まで
第1研修室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円	第1研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
第2研修室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円	第2研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
営農推進室	600円	750円	900円	1,350円	1,650円	2,250円	営農推進室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
多目的室	450円	600円	750円	1,050円	1,350円	1,800円	多目的室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
調理実習室	600円	750円	900円	1,350円	1,650円	2,250円	調理実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
食品加工実習室	600円	750円	900円	1,350円	1,650円	2,250円	食品加工実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。						備考 冷暖房 (食品加工実習室にあっては、暖房)を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。							

農林部 農政課  
玉山総合事務所 産業振興課

議案第 122 号

盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が地区振興センターを使用する場合に使用料を徴収しようとするものである。

2 改正の内容

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合に使用料を徴収することとし、その額は、別表に掲げる額の 2 倍に相当する額とする。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前																																																																																																																																																																																																																																		
○盛岡市地区振興センター条例 改正 略 令和7年 月 日条例第 号		○盛岡市地区振興センター条例 昭和57年3月24日条例第10号																																																																																																																																																																																																																																		
盛岡市地区振興センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)		盛岡市地区振興センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)																																																																																																																																																																																																																																		
第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 <b>(5) 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用するとき。</b>		第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。																																																																																																																																																																																																																																		
2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略 <b>附 則 (令和7年条例第 号)</b>		2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略																																																																																																																																																																																																																																		
1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市地区振興センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に於ける盛岡市地区振興センター条例第5条第1項の許可に係る使用料について適用し、同日前にした同項の許可に係る使用料については、なお従前の例による。		別表 (第8条関係)																																																																																																																																																																																																																																		
別表 (第8条関係)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>午前9時から正午まで</th><th>正午から午後5時まで</th><th>午後5時から午後9時まで</th><th>午前9時から午後5時まで</th><th>正午から午後9時まで</th><th>午前9時から午後9時まで</th><th>正午から午後9時まで</th><th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄ヶ畠地区振興センター</td><td>研修室</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>集会室</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>談話室</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>食生活</td><td>400円</td><td>500円</td><td>600円</td><td>900円</td><td>1,100円</td><td>1,500円</td><td>1,500円</td></tr> <tr> <td></td><td>実習室</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>大葛地区振興センター</td><td>研修室</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>集会室</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>調理室</td><td>400円</td><td>500円</td><td>600円</td><td>900円</td><td>1,100円</td><td>1,500円</td><td>1,500円</td></tr> <tr> <td>錢掛地区振興センター</td><td>研修室</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>集会室</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>調理室</td><td>400円</td><td>500円</td><td>600円</td><td>900円</td><td>1,100円</td><td>1,500円</td><td>1,500円</td></tr> <tr> <td>築川地区振興センター</td><td>集会室</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>和室</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>小会議室</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>調理室</td><td>400円</td><td>500円</td><td>600円</td><td>900円</td><td>1,100円</td><td>1,500円</td><td>1,500円</td></tr> <tr> <td>上米内地区振興センター</td><td>大集会室</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>研修室</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>中会議室1</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>中会議室2</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>小会議室</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>調理室</td><td>400円</td><td>500円</td><td>600円</td><td>900円</td><td>1,100円</td><td>1,500円</td><td>1,500円</td></tr> <tr> <td>姫神地区振興センター</td><td>ホール</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>和室</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>700円</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>調理室</td><td>400円</td><td>500円</td><td>600円</td><td>900円</td><td>1,100円</td><td>1,500円</td><td>1,500円</td></tr> </tbody> </table>		区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	庄ヶ畠地区振興センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円		集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円		談話室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円		食生活	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	1,500円		実習室								大葛地区振興センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円		集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円		調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	1,500円	錢掛地区振興センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円		集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円		調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	1,500円	築川地区振興センター	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円		和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円		小会議室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円		調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	1,500円	上米内地区振興センター	大集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円		研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円		中会議室1	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円		中会議室2	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円		小会議室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円		調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	1,500円	姫神地区振興センター	ホール	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円		和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円		調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	1,500円
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																																																																																																																																																																																																												
庄ヶ畠地区振興センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																																																												
	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																																																												
	談話室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																																																												
	食生活	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	1,500円																																																																																																																																																																																																																												
	実習室																																																																																																																																																																																																																																			
大葛地区振興センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																																																												
	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																																																												
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	1,500円																																																																																																																																																																																																																												
錢掛地区振興センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																																																												
	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																																																												
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	1,500円																																																																																																																																																																																																																												
築川地区振興センター	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																																																												
	和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																																																												
	小会議室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																																																												
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	1,500円																																																																																																																																																																																																																												
上米内地区振興センター	大集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																																																												
	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																																																												
	中会議室1	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																																																												
	中会議室2	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																																																												
	小会議室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																																																												
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	1,500円																																																																																																																																																																																																																												
姫神地区振興センター	ホール	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																																																												
	和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																																																												
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	1,500円																																																																																																																																																																																																																												
備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。																																																																																																																																																																																																																																				

議案第 123 号

盛岡市農民研修センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が農民研修センターを使用する場合に使用料を徴収するほか、暖房料を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 市外在住者等の使用料の額の設定

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合に使用料を徴収することとし、その額は、別表に掲げる額の 2 倍に相当する額とする。

(2) 暖房料の廃止

暖房料の徴収を廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市農民研修センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																								
<p>○盛岡市農民研修センター条例 平成17年12月26日条例第84号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市農民研修センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 <b>(5) 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用するとき。</b> 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u> 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市農民研修センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に適用し、同前にした同項の許可に係る使用料について、なお従前の例による。</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>420円</td> <td>420円</td> <td>520円</td> <td>840円</td> <td>940円</td> <td>1,360円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>420円</td> <td>420円</td> <td>520円</td> <td>840円</td> <td>940円</td> <td>1,360円</td> </tr> <tr> <td>大ホール</td> <td>730円</td> <td>730円</td> <td>1,050円</td> <td>1,460円</td> <td>1,780円</td> <td>2,510円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。</b></p>	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	研修室	420円	420円	520円	840円	940円	1,360円	調理実習室	420円	420円	520円	840円	940円	1,360円	大ホール	730円	730円	1,050円	1,460円	1,780円	2,510円	<p>○盛岡市農民研修センター条例 平成17年12月26日条例第84号 改正 略</p> <p>盛岡市農民研修センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>420円</td> <td>420円</td> <td>520円</td> <td>840円</td> <td>940円</td> <td>1,360円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>420円</td> <td>420円</td> <td>520円</td> <td>840円</td> <td>940円</td> <td>1,360円</td> </tr> <tr> <td>大ホール</td> <td>730円</td> <td>730円</td> <td>1,050円</td> <td>1,460円</td> <td>1,780円</td> <td>2,510円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>備考 暖房を使用する場合は、使用時間1時間までごとに、第1研修室及び調理実習室にあっては100円、大ホールにあっては420円を暖房料として徴収する。</b></p>	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	研修室	420円	420円	520円	840円	940円	1,360円	調理実習室	420円	420円	520円	840円	940円	1,360円	大ホール	730円	730円	1,050円	1,460円	1,780円	2,510円
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																																			
研修室	420円	420円	520円	840円	940円	1,360円																																																			
調理実習室	420円	420円	520円	840円	940円	1,360円																																																			
大ホール	730円	730円	1,050円	1,460円	1,780円	2,510円																																																			
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																																			
研修室	420円	420円	520円	840円	940円	1,360円																																																			
調理実習室	420円	420円	520円	840円	940円	1,360円																																																			
大ホール	730円	730円	1,050円	1,460円	1,780円	2,510円																																																			

議案第 124 号

盛岡市健康増進センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

玉山健康増進センターの使用料の額を改めるとともに、市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が当該施設を使用する場合の使用料の額を定めるほか、暖房料を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用料の額の改正

別表に定める使用料について、従前の使用料の 1.5倍に相当する額に改める。

(2) 市外在住者等の使用料の額の設定

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額を新たに設定し、その額は、別表の規定により算定した額の 2倍に相当する額とする。

(3) 暖房料の廃止

暖房料の徴収を廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市健康増進センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																
<p>○盛岡市健康増進センター条例 平成17年12月26日条例第86号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市健康増進センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第12条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市健康増進センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に盛岡市健康増進センター条例第5条第1項の許可に係る使用料について適用し、同日前にした同項の許可に係る使用料については、なお前述の例による。</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">料金を徴収しない場合</td> <td>アマチュア 一般</td> <td>630円</td> <td>4,020円</td> </tr> <tr> <td>競技に使用する場合</td> <td>高等学校生徒以下の者</td> <td>310円</td> <td>2,010円</td> </tr> <tr> <td>その他の催しに使用する場合</td> <td></td> <td>780円</td> <td>5,040円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">料金を徴収する場合</td> <td>アマチュア 一般</td> <td>1,570円</td> <td>10,080円</td> </tr> <tr> <td>競技に使用する場合</td> <td>高等学校生徒以下の者</td> <td>780円</td> <td>5,040円</td> </tr> <tr> <td>その他の催しに使用する場合</td> <td>営利を目的とする場合</td> <td>3,150円</td> <td>20,160円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営利を目的とする場合</td> <td>6,300円</td> <td>40,320円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。</p> <p>2 「1日」とは、午前9時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。</p> <p>3 照明を使用する場合は、使用時間1時間までごとに、一般にあっては630円、高等学校生徒以下の者にあっては310円を照明料として徴収する。</p> <p>4 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</p>	区分		1時間までごとに	1日までごとに	料金を徴収しない場合	アマチュア 一般	630円	4,020円	競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者	310円	2,010円	その他の催しに使用する場合		780円	5,040円	料金を徴収する場合	アマチュア 一般	1,570円	10,080円	競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者	780円	5,040円	その他の催しに使用する場合	営利を目的とする場合	3,150円	20,160円		営利を目的とする場合	6,300円	40,320円	<p>○盛岡市健康増進センター条例 平成17年12月26日条例第86号 改正 略 盛岡市健康増進センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第12条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">料金を徴収しない場合</td> <td>アマチュア 一般</td> <td>420円</td> <td>2,680円</td> </tr> <tr> <td>競技に使用する場合</td> <td>高等学校生徒以下の者</td> <td>210円</td> <td>1,340円</td> </tr> <tr> <td>その他の催しに使用する場合</td> <td></td> <td>520円</td> <td>3,360円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">料金を徴収する場合</td> <td>アマチュア 一般</td> <td>1,050円</td> <td>6,720円</td> </tr> <tr> <td>競技に使用する場合</td> <td>高等学校生徒以下の者</td> <td>520円</td> <td>3,360円</td> </tr> <tr> <td>その他の催しに使用する場合</td> <td>営利を目的とする場合</td> <td>2,100円</td> <td>13,440円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営利を目的とする場合</td> <td>4,200円</td> <td>26,880円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。</p> <p>2 「1日」とは、午前9時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。</p> <p>3 照明を使用する場合は、使用時間1時間までごとに、一般にあっては420円、高等学校生徒以下の者にあっては210円を照明料として徴収する。</p> <p>4 暖房を使用する場合は、ヒーター1台につき使用時間1時間までごとに、210円を暖房料として徴収する。</p>	区分		1時間までごとに	1日までごとに	料金を徴収しない場合	アマチュア 一般	420円	2,680円	競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者	210円	1,340円	その他の催しに使用する場合		520円	3,360円	料金を徴収する場合	アマチュア 一般	1,050円	6,720円	競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者	520円	3,360円	その他の催しに使用する場合	営利を目的とする場合	2,100円	13,440円		営利を目的とする場合	4,200円	26,880円
区分		1時間までごとに	1日までごとに																																																														
料金を徴収しない場合	アマチュア 一般	630円	4,020円																																																														
	競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者	310円	2,010円																																																													
	その他の催しに使用する場合		780円	5,040円																																																													
料金を徴収する場合	アマチュア 一般	1,570円	10,080円																																																														
	競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者	780円	5,040円																																																													
	その他の催しに使用する場合	営利を目的とする場合	3,150円	20,160円																																																													
	営利を目的とする場合	6,300円	40,320円																																																														
区分		1時間までごとに	1日までごとに																																																														
料金を徴収しない場合	アマチュア 一般	420円	2,680円																																																														
	競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者	210円	1,340円																																																													
	その他の催しに使用する場合		520円	3,360円																																																													
料金を徴収する場合	アマチュア 一般	1,050円	6,720円																																																														
	競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者	520円	3,360円																																																													
	その他の催しに使用する場合	営利を目的とする場合	2,100円	13,440円																																																													
	営利を目的とする場合	4,200円	26,880円																																																														

議案第 125 号

盛岡市活性化センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

岩洞活性化センターの使用料の額を改めるとともに、市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が、町村活性化センターを使用する場合に使用料を徴収し、及び岩洞活性化センターを使用する場合の使用料の額を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用料の額の改正

別表第 2 号に定める岩洞活性化センターの使用料について、従前の使用料の 1.5 倍に相当する額に改める。

(2) 市外在住者等の使用料の額の設定

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が、町村活性化センターを使用する場合に使用料を徴収し、及び岩洞活性化センターを使用する場合（一般使用の場合に限る。）の使用料の額を新たに設定し、これらの額は、別表の規定により算定した額の 2 倍に相当する額とする。

(3) 暖房料の廃止

暖房料の徴収を廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市活性化センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																																			
<p>○盛岡市活性化センター条例 平成17年12月26日条例第88号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市活性化センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 町村活性化センターの使用料は、無料とする。ただし、町村活性化センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町村活性化センターの使用者から別表第1号に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 <b>(5) 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用するとき。</b></p> <p>2 岩洞活性化センターの使用者から別表第2号に定める使用料を徴収する。 3 第1項ただし書及び前項の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 <b>附 則 (令和7年条例第 号)</b></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市活性化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に於ける盛岡市活性化センター条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する岩洞活性化センターにあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第8条関係） (1) 町村活性化センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>1時間までごとに</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1時間までごとに</td> <td>70円</td> </tr> <tr> <td>交流ホール</td> <td>1時間までごとに</td> <td>70円</td> </tr> <tr> <td>農産物加工実習室</td> <td>1時間までごとに</td> <td>40円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</p> <p>(2) 岩洞活性化センター ア 宿泊使用の場合の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>中学校生徒以上の者</th> <th>小学校児童</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふれあいホール・研修室</td> <td>1人1泊につき</td> <td>4,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 宿泊のための使用時間は、午後4時から翌日の午前10時までとする。</p> <p>イ 一般使用の場合の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふれあいホール</td> <td>1時間までごとに</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1人につき1時間までごとに</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>農産物加工実習室</td> <td>1時間までごとに</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>そばコーナー</td> <td>1時間までごとに</td> <td>90円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</p>	区分	使用料		単位	金額	大ホール	1時間までごとに	250円	研修室	1時間までごとに	70円	交流ホール	1時間までごとに	70円	農産物加工実習室	1時間までごとに	40円	区分	単位	中学校生徒以上の者	小学校児童	ふれあいホール・研修室	1人1泊につき	4,500円	3,000円	区分	単位	金額	ふれあいホール	1時間までごとに	510円	研修室	1人につき1時間までごとに	40円	農産物加工実習室	1時間までごとに	100円	そばコーナー	1時間までごとに	90円	<p>○盛岡市活性化センター条例 平成17年12月26日条例第88号 改正 略</p> <p>盛岡市活性化センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 町村活性化センターの使用料は、無料とする。ただし、町村活性化センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町村活性化センターの使用者から別表第1号に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。</p> <p>2 岩洞活性化センターの使用者から別表第2号に定める使用料を徴収する。 3 第1項ただし書及び前項の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第8条関係） (1) 町村活性化センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>1時間までごとに</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1時間までごとに</td> <td>70円</td> </tr> <tr> <td>交流ホール</td> <td>1時間までごとに</td> <td>70円</td> </tr> <tr> <td>農産物加工実習室</td> <td>1時間までごとに</td> <td>40円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 暖房を使用する場合は、使用時間1時間までごとに、大ホールにあっては100円、その他の施設にあっては50円を暖房料として徴収する。</p> <p>(2) 岩洞活性化センター ア 宿泊使用の場合の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>中学校生徒以上の者</th> <th>小学校児童</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふれあいホール・研修室</td> <td>1人1泊につき</td> <td>3,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 宿泊のための使用時間は、午後4時から翌日の午前10時までとする。</p> <p>イ 一般使用の場合の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふれあいホール</td> <td>1時間までごとに</td> <td>340円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1人につき1時間までごとに</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>農産物加工実習室</td> <td>1時間までごとに</td> <td>70円</td> </tr> <tr> <td>そばコーナー</td> <td>1時間までごとに</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>そばコーナー</td> <td>1時間までごとに</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 暖房を使用する場合は、使用時間1時間までごとに、ふれあいホールにあっては100円、その他の施設にあっては50円を暖房料として徴収する。</p>	区分	使用料		単位	金額	大ホール	1時間までごとに	250円	研修室	1時間までごとに	70円	交流ホール	1時間までごとに	70円	農産物加工実習室	1時間までごとに	40円	区分	単位	中学校生徒以上の者	小学校児童	ふれあいホール・研修室	1人1泊につき	3,000円	2,000円	区分	単位	金額	ふれあいホール	1時間までごとに	340円	研修室	1人につき1時間までごとに	30円	農産物加工実習室	1時間までごとに	70円	そばコーナー	1時間までごとに	80円	そばコーナー	1時間までごとに	60円
区分		使用料																																																																																		
	単位	金額																																																																																		
大ホール	1時間までごとに	250円																																																																																		
研修室	1時間までごとに	70円																																																																																		
交流ホール	1時間までごとに	70円																																																																																		
農産物加工実習室	1時間までごとに	40円																																																																																		
区分	単位	中学校生徒以上の者	小学校児童																																																																																	
ふれあいホール・研修室	1人1泊につき	4,500円	3,000円																																																																																	
区分	単位	金額																																																																																		
ふれあいホール	1時間までごとに	510円																																																																																		
研修室	1人につき1時間までごとに	40円																																																																																		
農産物加工実習室	1時間までごとに	100円																																																																																		
そばコーナー	1時間までごとに	90円																																																																																		
区分	使用料																																																																																			
	単位	金額																																																																																		
大ホール	1時間までごとに	250円																																																																																		
研修室	1時間までごとに	70円																																																																																		
交流ホール	1時間までごとに	70円																																																																																		
農産物加工実習室	1時間までごとに	40円																																																																																		
区分	単位	中学校生徒以上の者	小学校児童																																																																																	
ふれあいホール・研修室	1人1泊につき	3,000円	2,000円																																																																																	
区分	単位	金額																																																																																		
ふれあいホール	1時間までごとに	340円																																																																																		
研修室	1人につき1時間までごとに	30円																																																																																		
農産物加工実習室	1時間までごとに	70円																																																																																		
そばコーナー	1時間までごとに	80円																																																																																		
そばコーナー	1時間までごとに	60円																																																																																		

## 議案第126号

### 盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について

#### 1 改正の趣旨

卸売市場法（昭和46年法律第35号）の改正に伴い、市場において取り扱う指定飲食料品等及びその売買取引において持続的な供給に要する費用に関して参考すべき指標並びに飲食料品等の持続的な供給を図るために売買取引を行う者が講すべき措置の内容について公表することとしようとするものである。

#### 2 改正の内容

##### (1) 改正の背景等

原材料価格の高騰や急速な円安の進行などにより、農林水産業・食品産業における生産から小売りまでの各段階におけるコスト（費用）が大幅に上昇しているが、コスト上昇を踏まえた価格転嫁が進まず、生産コストが十分考慮されない価格形成が行われる状況がある。

国は、食料の安定供給を実現し、農林水産業・食品産業を持続可能なものにしていくためには、費用を考慮した取引が行われることが重要であるとし、食品等の取引適正化に関する制度を創設するため関係法令を整備し、その中で「卸売市場法」の改正が行われたものである。

○令和6年6月、「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）が改正され、基本理念の一つに、食料の合理的な価格形成のためには、持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨が規定された。

○令和7年6月、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号）」が公布され、次の事項が法定化し、令和8年4月1日に施行されることになった。

ア 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）（旧題名：食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律）関係

（ア）農林水産大臣が指定した飲食料品等について、コスト指標を作成・公表する制度の整備（食品等持続的供給法第42条）

（イ）取引における事業者に対する努力義務（食品等持続的供給法第36条）

　　a 取引の相手方から、持続的供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出があった場合、誠実に協議に応ずること。

- b 取引の相手方から、商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、必要な検討・協力を行うこと。
- イ 卸売市場法（昭和46年法律第35号）関係
  - 卸売市場の認定の要件として業務規程に定めなければいけない事項に、食品等持続的供給法に規定する事項の公表が新たに追加された。

## (2) 改正の内容

- 開設者である市長が、インターネットの利用、場内への掲示等により次の事項を公表する。
- ア 市場において取り扱う食品等持続的供給法第42条第1項に規定する指定飲食料品等
- イ アに掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- ウ 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

### 【公表のイメージ】

令和〇年〇月〇日
盛岡市中央卸売市場業務規程第59条第2項の規定に基づく公表（令和8年4月1日施行）
<b>○食品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化に関する公表事項</b>
1 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する、農林水産大臣の指定を受けた指定飲食料品等のうち、当卸売市場において取扱う予定のあるものは、次のとおりです。 ○○、○○、○○
2 上記1の品目について、法第42条第1項第1号に規定する、取引においてその持続的な供給に要する費用に関する参考すべき指標は、次のとおりです。 (認定指標作成団体が公表する資料を転記又はその団体のHPのリンクを掲載)
3 法第36条に基づき、飲食料品等事業者等が飲食料品等の持続的な供給を図るため、取引において講ずるよう努めなければならないとされている措置の内容は、次のとおりです。 (1) 取引の相手方から、その当該飲食料品等の持続的供給に要する費用その他の考慮を求める事由を示して、取引条件の協議の申出がされた場合には、誠実に協議に応ずること。 (2) (1)に掲げるもののほか、取引の相手方から、その当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な協力及び検討を行うこと。

## 3 施行期日

令和8年4月1日

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市中央卸売市場業務規程 昭和46年12月25日条例第51号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u> 盛岡市中央卸売市場業務規程 目次及び第1条から第58条まで 略 (市長による売買取引の結果等の公表) 第59条 市長は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる事項を、それぞれ規則で定める時までに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 (1) その日の主要な品目の卸売予定数量及びその主要な産地並びにその日の前日における当該品目の卸売の数量及び価格 (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び売買取引の方法ごとの区分価格 2 市長は、次に掲げる事項を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 (1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律 (平成3年法律第59号。次号及び第3号において「食品等持続的供給法」という。) 第42条第1項に規定する指定飲食料品等 (2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標 (3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容 第60条から第90条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> 別表第1から別表第3まで 略</p>	<p>○盛岡市中央卸売市場業務規程 昭和46年12月25日条例第51号 改正 略 盛岡市中央卸売市場業務規程 目次及び第1条から第58条まで 略 (市長による売買取引の結果等の公表) 第59条 市長は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる事項を、それぞれ規則で定める時までに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 (1) その日の主要な品目の卸売予定数量及びその主要な産地並びにその日の前日における当該品目の卸売の数量及び価格 (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び売買取引の方法ごとの区分価格 第60条から第90条まで 略 附 則 略 別表第1から別表第3まで 略</p>

議案第 127 号

盛岡市観光文化交流館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市観光文化交流センターの使用料の額を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

別表第 1 号及び第 2 号に定める使用料について、従前の使用料の 1.5 倍に相当する額に改める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市観光文化交流館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前								
○盛岡市観光文化交流館条例 平成12年3月30日条例第19号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号							○盛岡市観光文化交流館条例 平成12年3月30日条例第19号 改正 略								
○盛岡市観光文化交流館条例							○盛岡市観光文化交流館条例								
第1条から第12条まで 略							第1条から第12条まで 略								
(使用料等)							(使用料等)								
第13条 使用者から別表第1号及び第2号に定める使用料を徴収する。							第13条 使用者から別表第1号及び第2号に定める使用料を徴収する。								
2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。							2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。								
3 啄木・賢治館の入館料は、無料とする。							3 啄木・賢治館の入館料は、無料とする。								
4 観光文化交流館の駐車場に自動車を入庫させた者（以下「駐車場使用者」という。）から別表第3号に定める駐車料金を徴収する。							4 観光文化交流館の駐車場に自動車を入庫させた者（以下「駐車場使用者」という。）から別表第3号に定める駐車料金を徴収する。								
5 市長は、駐車場使用者が自動車を入庫させる際に交付を受けた駐車整理券を破損し、又は紛失したため入庫時刻の確認ができないときは、当該自動車を入庫させた日の午前7時に入庫させたものとみなして駐車料金を算定する。							5 市長は、駐車場使用者が自動車を入庫させる際に交付を受けた駐車整理券を破損し、又は紛失したため入庫時刻の確認ができないときは、当該自動車を入庫させた日の午前7時に入庫させたものとみなして駐車料金を算定する。								
6 第1項及び第2項の使用料は許可の際に、第4項の駐車料金は自動車を出庫させる際に徴収する。ただし、第2項の使用料は、規則で定める日までに徴収することができる。							6 第1項及び第2項の使用料は許可の際に、第4項の駐車料金は自動車を出庫させる際に徴収する。ただし、第2項の使用料は、規則で定める日までに徴収することができる。								
第14条から第25条まで 略							第14条から第25条まで 略								
附 則 略							附 則 略								
附 則 (令和7年条例第 号)															
1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。															
2 改正後の盛岡市観光文化交流館条例の規定は、この条例の施行の日以後に於ける盛岡市観光文化交流館条例第5条第1項又は第6条の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する観光文化交流館にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にしたこれらの許可に係る使用料については、なお従前の例による。															
別表（第13条関係）							別表（第13条関係）								
(1) 第5条第1項の許可に係る施設の使用料							(1) 第5条第1項の許可に係る施設の使用料								
	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
おでつてホーリー	入場料を徴収しない場合	5,400円	8,550円	9,750円	13,950円	18,300円	23,700円	おでつてホーリー	入場料を徴収しない場合	3,600円	5,700円	6,500円	9,300円	12,200円	15,800円
1,000円未満の入場料を徴収する場合	その他の日	4,800円	6,600円	8,550円	11,400円	15,150円	19,950円	1,000円未満の入場料を徴収する場合	その他の日	3,200円	4,400円	5,700円	7,600円	10,100円	13,300円
1,000円以上の入場料を徴収する場合	その他の日	5,400円	8,550円	10,200円	13,950円	18,750円	24,150円	1,000円以上の入場料を徴収する場合	その他の日	3,600円	5,700円	6,800円	9,300円	12,500円	16,100円
2,000円未満の入場料を	その他の日	6,600円	10,200円	12,600円	16,800円	22,800円	29,400円	2,000円未満の入場料を	その他の日	4,400円	6,800円	8,400円	11,200円	15,200円	19,600円

改正後								改正前							
徴収する場合	土曜	7,950円	10,950円	14,400円	18,900円	25,350円	33,300円	徴収する場合	土曜	5,300円	7,300円	9,600円	12,500円	16,900円	22,200円
2,000円以上 の入場料を徴収する場合	その他の日	6,600円	9,750円	11,400円	16,350円	21,150円	27,750円	その他の日	4,400円	6,500円	7,600円	10,900円	14,100円	18,500円	
	リハーサル室	2,550円	3,300円	4,200円	5,850円	7,500円	10,050円		1,700円	2,200円	2,800円	3,800円	4,900円	6,600円	
おでってギャラリー	入場料を徴収しない場合	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	10,500円	13,500円	入場料を徴収しない場合	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	7,000円	9,000円	
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	4,500円	6,750円	9,000円	11,250円	15,750円	20,250円		3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	10,500円	13,500円	
1,000円以上の入場料を徴収する場合	1,000円以上の入場料を徴収する場合	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円	21,000円	27,000円	1,000円以上の入場料を徴収する場合	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	14,000円	18,000円	
	大会議室	4,650円	6,150円	8,700円	10,800円	14,850円	19,500円		3,100円	4,100円	5,800円	7,300円	9,900円	13,000円	
特別会議室	特別会議室	3,000円	4,050円	5,550円	7,050円	9,600円	12,600円	特別会議室	2,000円	2,700円	3,700円	4,700円	6,400円	8,400円	
	第1会議室	1,800円	2,400円	3,300円	4,200円	5,700円	7,500円		1,200円	1,600円	2,200円	2,800円	3,800円	5,200円	
第2会議室	第2会議室	1,800円	2,400円	3,300円	4,200円	5,700円	7,500円	第2会議室	1,200円	1,600円	2,200円	2,800円	3,800円	5,200円	

#### 備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金額をいう。
  - 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
  - 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下同じ。）をいう。
  - 営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、おでってホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の、ギャラリーおでってについては1,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の、その他の施設についてはそれぞれこの表により算定した額の、3倍に相当する額の範囲内で規則で定める額とする。
  - 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。
  - 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。
  - この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 第6条 の許可に係る施設の使用料
- | 区分 | 使用料                        |
|----|----------------------------|
| 広場 | 1時間までごとに1,500円の範囲内で規則で定める額 |
- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金額をいう。
  - 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
  - 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下同じ。）をいう。
  - 営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、おでってホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の、ギャラリーおでってについては1,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の、その他の施設についてはそれぞれこの表により算定した額の、3倍に相当する額の範囲内で規則で定める額とする。
  - 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。
  - 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。
  - この表により算定した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。
- (2) 第6条第1項の許可に係る施設の使用料
- | 区分 | 使用料                        |
|----|----------------------------|
| 広場 | 1時間までごとに1,000円の範囲内で規則で定める額 |

改正後		改正前	
コピー	無料	コピー	無料
(3) 略		(3) 略	

議案第 128 号

盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地区活動センターの使用時間の区分及び使用料の額を改めるとともに、市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が当該施設を使用する場合に使用料を徴収するほか、冷房料及び暖房料を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用時間区分及び使用料の額の改正

使用料に係る時間区分について 6 区分だった使用時間の区分を 1 時間までごとの単位とし、当該単位に応じた使用料の額に改める。

(2) 市外在住者等の使用料の額の設定

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合に使用料を徴収することとし、その額は、別表の規定により算定した額の 2 倍に相当する額とする。

(3) 冷房料及び暖房料の廃止

冷房料及び暖房料の徴収を廃止する。

(4) 使用料の区分の新設

青山地区活動センターのホールを体育の目的で使用する場合の使用料の額を新たに定める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																			
<p>○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市地区活動センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 (5) 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市地区活動センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に適用し、同前にした同項の許可に係る使用料については、なお従前の例による。 別表 (第8条関係)</p>	<p>○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号 改正 略</p> <p>盛岡市地区活動センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略</p>																																			
	<p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から</th> <th>正午か5時まで</th> <th>午後5時から</th> <th>午前9時まで</th> <th>正午か9時まで</th> <th>午前9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青山地区活動センター (1時間までごとに)</td> <td>300円</td> <td>450円</td> <td>300円</td> <td>900円 (体育の目的で使用する場合にあつては、300円)</td> <td>300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>仙北地区活動センター (1時間までごとに)</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>厨川地区活動センター (1時間までごとに)</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>600円</td> <td>300円</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>松園地区活動センター (1時間までごとに)</td> <td>300円</td> <td>450円</td> <td>600円</td> <td>300円</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から	正午か5時まで	午後5時から	午前9時まで	正午か9時まで	午前9時まで	青山地区活動センター (1時間までごとに)	300円	450円	300円	900円 (体育の目的で使用する場合にあつては、300円)	300円	3,000円	仙北地区活動センター (1時間までごとに)	300円	300円	300円	300円	3,000円	3,000円	厨川地区活動センター (1時間までごとに)	300円	300円	600円	300円	3,000円	3,000円	松園地区活動センター (1時間までごとに)	300円	450円	600円	300円	3,000円	3,000円
区分	午前9時から	正午か5時まで	午後5時から	午前9時まで	正午か9時まで	午前9時まで																														
青山地区活動センター (1時間までごとに)	300円	450円	300円	900円 (体育の目的で使用する場合にあつては、300円)	300円	3,000円																														
仙北地区活動センター (1時間までごとに)	300円	300円	300円	300円	3,000円	3,000円																														
厨川地区活動センター (1時間までごとに)	300円	300円	600円	300円	3,000円	3,000円																														
松園地区活動センター (1時間までごとに)	300円	450円	600円	300円	3,000円	3,000円																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から</th> <th>正午か5時まで</th> <th>午後5時から</th> <th>午前9時まで</th> <th>正午か9時まで</th> <th>午前9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青山地区活動センター</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>仙北地区活動センター</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>厨川地区活動センター</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>松園地区活動センター</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から	正午か5時まで	午後5時から	午前9時まで	正午か9時まで	午前9時まで	青山地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	仙北地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	厨川地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	松園地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
区分	午前9時から	正午か5時まで	午後5時から	午前9時まで	正午か9時まで	午前9時まで																														
青山地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																														
仙北地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																														
厨川地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																														
松園地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																														

改正後			改正前						
	第3集会室	300円	第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
加賀野地区活動センター（1時間までごとに）	体育館	300円	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	300円	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	300円	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室	300円	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
中野地区活動センター（1時間までごとに）	体育館	300円	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	300円	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	300円	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室	600円	第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
みたけ地区活動センター（1時間までごとに）	体育館	300円	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	300円	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	450円	第1集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第2集会室	300円	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
太田地区活動センター（1時間までごとに）	第3集会室	300円	第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第4集会室	300円	第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第5集会室	300円	第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第6集会室	600円	第6集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
土淵地区活動センター（1時間までごとに）	体育館	300円	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	300円	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	600円	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室	300円	第2集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
緑が丘地区活動センター（1時間までごとに）	第3集会室	300円	第3集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第4集会室	300円	第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第5集会室	300円	第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第6集会室	600円	第6集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
山岸地区活動センター（1時間までごとに）	体育館	300円	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	300円	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	450円	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室	300円	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
本宮地区活動センター（1時間までごとに）	体育館	300円	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	600円	第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第2集会室	600円	第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	集会室	600円	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
仁王地区活動センター（1時間までごとに）			体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
			料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
			集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円

#### 備考

- 1 体育館を体育以外の目的で使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の3倍に相当する額とする。
- 2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

#### 備考

- 1 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額の3倍に相当する額を使用料として徴収する。
- 2 暖房（次に掲げるセンターにあつては、冷暖房）を使用する場合には、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料（当該センターにあつては、冷房料又は暖房料）として徴収する。
  - (1) 青山地区活動センター（体育館を除く。）
  - (2) 仙北地区活動センター
  - (3) 厨川地区活動センター（集会室に限る。）
  - (4) 松園地区活動センター（体育館を除く。）
  - (5) 加賀野地区活動センター（体育館を除く。）
  - (6) 中野地区活動センター（体育館を除く。）
  - (7) みたけ地区活動センター（体育館を除く。）
  - (8) 太田地区活動センター（体育館を除く。）
  - (9) 緑が丘地区活動センター（体育館を除く。）
  - (10) 山岸地区活動センター（体育館を除く。）
  - (11) 本宮地区活動センター（体育館を除く。）

改正後	改正前
	(12) 仁王地区活動センター（体育館を除く。）

議案第 129 号

盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者がコミュニティセンターを使用する場合に使用料を徴収するとともに、冷房料及び暖房料を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 市外在住者等の使用料の額の設定

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合に使用料を徴収することとし、その額は、別表に掲げる額の 2 倍に相当する額とする。

(2) 冷房料及び暖房料の廃止

冷房料及び暖房料の徴収を廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前						
○盛岡市コミュニティセンター条例 平成17年12月26日条例第94号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号							○盛岡市コミュニティセンター条例 平成17年12月26日条例第94号 改正 略						
盛岡市コミュニティセンター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)							盛岡市コミュニティセンター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)						
第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 (5) 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用するとき。							第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。						
2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号)							2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略						
1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市コミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市コミュニティセンター条例第5条第1項の許可に係る使用料について適用し、同日にした同項の許可に係る使用料については、なお従前の例による。							別表 (第8条関係)						
別表 (第8条関係)		区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
好摩地区 コミュニティセンター	第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
日戸地区 コミュニティセンター	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
川又地区 コミュニティセンター	集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
生出3地区 コミュニティセンター	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
渋民地区 コミュニティセンター	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
山田地区 コミュニティセンター	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
卷堀地区	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円



改正後							改正前								
ティセンター	第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	ティセンター	第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。							備考 暖房（次に掲げるセンターにあっては、冷暖房）を使用する場合は、この表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料（当該センターにあっては、冷房料又は暖房料）として徴収する。								

(1) 好摩地区コミュニティセンター

(2) 日戸地区コミュニティセンター（集会室に限る。）

(3) 生出3地区コミュニティセンター（集会室に限る。）

(4) 渋民地区コミュニティセンター（集会室に限る。）

(5) 好摩東地区コミュニティセンター（集会室に限る。）

(6) 城内地区コミュニティセンター（集会室に限る。）

(7) 下田川崎地区コミュニティセンター（集会室に限る。）

(8) 永井地区コミュニティセンター（集会室に限る。）

(9) 大台地区コミュニティセンター（和室に限る。）

(10) 白沢地区コミュニティセンター（集会室に限る。）

(11) 馬場状小屋地区コミュニティセンター（集会室に限る。）

(12) 松内地区コミュニティセンター（集会室に限る。）

(13) 小袋地区コミュニティセンター（集会室に限る。）

(14) 前田地区コミュニティセンター（集会室に限る。）

議案第 130 号

盛岡市地域交流活性化センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域交流活性化センターの使用時間の区分及び使用料の額を改めるとともに、市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が当該施設を使用する場合に使用料を徴収するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用時間区分及び使用料の額の改正

使用料に係る時間区分について 6 区分だった使用時間の区分を 1 時間までごとの単位とし、当該単位に応じた使用料の額に改める。

(2) 市外在住者等の使用料の額の設定

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合に使用料を徴収することとし、その額は、別表の規定により算定した額の 2 倍に相当する額とする。

(3) 冷房料及び暖房料の廃止

冷房料及び暖房料の徴収を廃止する。

(4) 使用料の区分の新設

湯沢地域交流活性化センターの第 1 集会室及び永井地域交流活性化センターの大ホールを体育の目的で使用する場合の使用料の額を新たに定める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市地域交流活性化センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市地域交流活性化センター条例 平成25年3月27日条例第14号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市地域交流活性化センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 (5) 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市地域交流活性化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市地域交流活性化センター条例第5条第1項の許可に係る使用料について適用し、同前にした同項の許可に係る使用料については、なお従前の例による。 別表 (第8条関係)	○盛岡市地域交流活性化センター条例 平成25年3月27日条例第14号 改正 略 盛岡市地域交流活性化センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略
区分	区分
湯沢地域交流活性化センター (1時間までごとに) 第1集会室 750円 (体育の目的で使用する場合にあっては、300円) 第2集会室 300円 料理実習室 300円	午前9時から正午まで 午後5時まで 午前9時から正午まで 午後5時まで 午前9時から正午まで 午後5時まで
永井地域交流活性化センター (1時間までごとに) 大ホール 900円 (体育の目的で使用する場合にあっては、300円) 第1集会室 300円 第2集会室 300円 第3集会室 300円 第4集会室 300円 第5集会室 300円	午前9時から正午まで 午後5時まで 午前9時から正午まで 午後5時まで 午前9時から正午まで 午後5時まで 午前9時から正午まで 午後5時まで 午前9時から正午まで 午後5時まで
備考	備考
1 湯沢地域交流活性化センターの第1集会室の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。ただし、体育の目的で使用する場合は、この限りでない。 2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。 3 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	1 第1集会室の2分の1を使用する場合には、この表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。 2 冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額の3割 (第1集会室の2分の1を使用する場合は、1割5分) に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。
(1) 湯沢地域交流活性化センター	(2) 永井地域交流活性化センター
区分	区分
湯沢地域交流活性化センター (1時間までごとに) 第1集会室 750円 (体育の目的で使用する場合にあっては、300円) 第2集会室 300円 料理実習室 300円	午前9時から正午まで 午後5時まで 午前9時から正午まで 午後5時まで 午前9時から正午まで 午後5時まで
永井地域交流活性化センター (1時間までごとに) 大ホール 900円 (体育の目的で使用する場合にあっては、300円) 第1集会室 300円 第2集会室 300円 第3集会室 300円 第4集会室 300円 第5集会室 300円	午前9時から正午まで 午後5時まで 午前9時から正午まで 午後5時まで 午前9時から正午まで 午後5時まで 午前9時から正午まで 午後5時まで 午前9時から正午まで 午後5時まで

改正後	改正前					
	第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円
	第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円
備考　冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額の3割に相当する額を 冷房料又は暖房料として徴収する。						

## 議案第 131 号

### 盛岡市勤労福祉会館条例の一部を改正する条例について

#### 1 改正の趣旨

勤労福祉会館の使用料の額を改めるとともに、市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が当該施設を使用する場合の使用料の額を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

#### 2 改正の内容

##### (1) 使用料の額の改正

別表に定める使用料について、従前の使用料の 1.5倍に相当する額に改める。ただし、サンライフ盛岡については、従前の使用料の1.35倍に相当する額とする。

##### (2) 市外在住者等の使用料の額の設定

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額を新たに設定し、その額は、別表の規定により算定した額の 2 倍に相当する額とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 盛岡市勤労福祉会館のトレーニング室を使用する場合

イ 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用する場合

##### (3) 使用時間区分の改正

サンライフ盛岡のスポーツ室の使用料に係る時間区分について、5 区分だった使用時間の区分を 1 時間までごとの単位に改める。

##### (4) 冷房料及び暖房料の廃止

冷房料及び暖房料の徴収を廃止する。

##### (5) 使用料の区分の新設等

ア サンライフ盛岡の第 2 集会室の 2 分の 1 を使用する場合の使用料の額を新たに定める。

イ 盛岡市渋民勤労者研修センターを営利又は宣伝を目的とした催し等に使用する場合の使用料の額を新たに定める。

#### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市勤労福祉会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前																																																																																																																																																																																																																								
○盛岡市勤労福祉会館条例 改正 略 令和7年 月 日条例第 号							○盛岡市勤労福祉会館条例 改正 略																																																																																																																																																																																																																								
盛岡市勤労福祉会館条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)							盛岡市勤労福祉会館条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)																																																																																																																																																																																																																								
第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号)							第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略																																																																																																																																																																																																																								
1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市勤労福祉会館条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市勤労福祉会館条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する勤労福祉会館にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。							別表（第8条関係） (1) 盛岡市勤労福祉会館 ア 大ホール等の使用料																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>午前9時から 正午まで</th><th>午後1時から 午後5時まで</th><th>午後6時から 午後9時まで</th><th>午前9時から 午後5時まで</th><th>午後1時から 午後9時まで</th><th>午前9時から 午後9時まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td><td>7,350円</td><td>9,900円</td><td>7,350円</td><td>17,250円</td><td>17,250円</td><td>24,600円</td></tr> <tr> <td>研修室兼展示室</td><td>2,700円</td><td>3,750円</td><td>2,700円</td><td>6,450円</td><td>6,450円</td><td>9,150円</td></tr> <tr> <td>教養娯楽室</td><td>4,350円</td><td>5,700円</td><td>4,350円</td><td>10,050円</td><td>10,050円</td><td>14,400円</td></tr> <tr> <td>サークル活動室</td><td>2,100円</td><td>2,700円</td><td>2,100円</td><td>4,800円</td><td>4,800円</td><td>6,900円</td></tr> <tr> <td>201会議室</td><td>1,350円</td><td>1,800円</td><td>1,350円</td><td>3,150円</td><td>3,150円</td><td>4,500円</td></tr> <tr> <td>202会議室</td><td>1,350円</td><td>1,800円</td><td>1,350円</td><td>3,150円</td><td>3,150円</td><td>4,500円</td></tr> <tr> <td>203会議室</td><td>1,200円</td><td>1,500円</td><td>1,200円</td><td>2,700円</td><td>2,700円</td><td>3,900円</td></tr> <tr> <td>401会議室</td><td>1,500円</td><td>2,100円</td><td>1,500円</td><td>3,600円</td><td>3,600円</td><td>5,100円</td></tr> <tr> <td>402会議室</td><td>1,500円</td><td>2,100円</td><td>1,500円</td><td>3,600円</td><td>3,600円</td><td>5,100円</td></tr> <tr> <td>403会議室</td><td>1,500円</td><td>1,950円</td><td>1,500円</td><td>3,450円</td><td>3,450円</td><td>4,950円</td></tr> </tbody> </table>							区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	大ホール	7,350円	9,900円	7,350円	17,250円	17,250円	24,600円	研修室兼展示室	2,700円	3,750円	2,700円	6,450円	6,450円	9,150円	教養娯楽室	4,350円	5,700円	4,350円	10,050円	10,050円	14,400円	サークル活動室	2,100円	2,700円	2,100円	4,800円	4,800円	6,900円	201会議室	1,350円	1,800円	1,350円	3,150円	3,150円	4,500円	202会議室	1,350円	1,800円	1,350円	3,150円	3,150円	4,500円	203会議室	1,200円	1,500円	1,200円	2,700円	2,700円	3,900円	401会議室	1,500円	2,100円	1,500円	3,600円	3,600円	5,100円	402会議室	1,500円	2,100円	1,500円	3,600円	3,600円	5,100円	403会議室	1,500円	1,950円	1,500円	3,450円	3,450円	4,950円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>午前9時から 正午まで</th><th>午後1時から 午後5時まで</th><th>午後6時から 午後9時まで</th><th>午前9時から 午後5時まで</th><th>午後1時から 午後9時まで</th><th>午前9時から 午後9時まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td><td>4,900円</td><td>6,600円</td><td>4,900円</td><td>11,500円</td><td>11,500円</td><td>16,400円</td></tr> <tr> <td>研修室兼展示室</td><td>1,800円</td><td>2,500円</td><td>1,800円</td><td>4,300円</td><td>4,300円</td><td>6,100円</td></tr> <tr> <td>教養娯楽室</td><td>2,900円</td><td>3,800円</td><td>2,900円</td><td>6,700円</td><td>6,700円</td><td>9,600円</td></tr> <tr> <td>サークル活動室</td><td>1,400円</td><td>1,800円</td><td>1,400円</td><td>3,200円</td><td>3,200円</td><td>4,600円</td></tr> <tr> <td>201会議室</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>900円</td><td>2,100円</td><td>2,100円</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>202会議室</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>900円</td><td>2,100円</td><td>2,100円</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>203会議室</td><td>800円</td><td>1,000円</td><td>800円</td><td>1,800円</td><td>1,800円</td><td>2,600円</td></tr> <tr> <td>401会議室</td><td>1,000円</td><td>1,400円</td><td>1,000円</td><td>2,400円</td><td>2,400円</td><td>3,400円</td></tr> <tr> <td>402会議室</td><td>1,000円</td><td>1,400円</td><td>1,000円</td><td>2,400円</td><td>2,400円</td><td>3,400円</td></tr> <tr> <td>403会議室</td><td>1,000円</td><td>1,300円</td><td>1,000円</td><td>2,300円</td><td>2,300円</td><td>3,300円</td></tr> </tbody> </table>							区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	大ホール	4,900円	6,600円	4,900円	11,500円	11,500円	16,400円	研修室兼展示室	1,800円	2,500円	1,800円	4,300円	4,300円	6,100円	教養娯楽室	2,900円	3,800円	2,900円	6,700円	6,700円	9,600円	サークル活動室	1,400円	1,800円	1,400円	3,200円	3,200円	4,600円	201会議室	900円	1,200円	900円	2,100円	2,100円	3,000円	202会議室	900円	1,200円	900円	2,100円	2,100円	3,000円	203会議室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円	401会議室	1,000円	1,400円	1,000円	2,400円	2,400円	3,400円	402会議室	1,000円	1,400円	1,000円	2,400円	2,400円	3,400円	403会議室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円	備考 1 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。 2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。ただし、備考1の規定の適用がある場合は、この限りでない。 イ トレーニング室の使用料 1人1回につき 370円							<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>午前9時から 午後1時まで</th><th>午後1時から 午後5時まで</th><th>午後5時から 午後9時まで</th><th>午前9時から 午後5時まで</th><th>午後1時から 午後9時まで</th><th>午前9時から 午後9時まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1研修室</td><td>430円</td><td>430円</td><td>550円</td><td>860円</td><td>980円</td><td>1,410円</td></tr> <tr> <td>第2研修室</td><td>360円</td><td>360円</td><td>450円</td><td>720円</td><td>810円</td><td>1,170円</td></tr> <tr> <td>第3研修室</td><td>130円</td><td>130円</td><td>160円</td><td>260円</td><td>290円</td><td>420円</td></tr> <tr> <td>技術研修室</td><td>340円</td><td>340円</td><td>430円</td><td>680円</td><td>770円</td><td>1,110円</td></tr> </tbody> </table>							区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	第1研修室	430円	430円	550円	860円	980円	1,410円	第2研修室	360円	360円	450円	720円	810円	1,170円	第3研修室	130円	130円	160円	260円	290円	420円	技術研修室	340円	340円	430円	680円	770円	1,110円	備考 1 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。 2 冷暖房を使用する期間においては、この表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。 イ トレーニング室の使用料 1人1回につき 250円						
区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで																																																																																																																																																																																																																									
大ホール	7,350円	9,900円	7,350円	17,250円	17,250円	24,600円																																																																																																																																																																																																																									
研修室兼展示室	2,700円	3,750円	2,700円	6,450円	6,450円	9,150円																																																																																																																																																																																																																									
教養娯楽室	4,350円	5,700円	4,350円	10,050円	10,050円	14,400円																																																																																																																																																																																																																									
サークル活動室	2,100円	2,700円	2,100円	4,800円	4,800円	6,900円																																																																																																																																																																																																																									
201会議室	1,350円	1,800円	1,350円	3,150円	3,150円	4,500円																																																																																																																																																																																																																									
202会議室	1,350円	1,800円	1,350円	3,150円	3,150円	4,500円																																																																																																																																																																																																																									
203会議室	1,200円	1,500円	1,200円	2,700円	2,700円	3,900円																																																																																																																																																																																																																									
401会議室	1,500円	2,100円	1,500円	3,600円	3,600円	5,100円																																																																																																																																																																																																																									
402会議室	1,500円	2,100円	1,500円	3,600円	3,600円	5,100円																																																																																																																																																																																																																									
403会議室	1,500円	1,950円	1,500円	3,450円	3,450円	4,950円																																																																																																																																																																																																																									
区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで																																																																																																																																																																																																																									
大ホール	4,900円	6,600円	4,900円	11,500円	11,500円	16,400円																																																																																																																																																																																																																									
研修室兼展示室	1,800円	2,500円	1,800円	4,300円	4,300円	6,100円																																																																																																																																																																																																																									
教養娯楽室	2,900円	3,800円	2,900円	6,700円	6,700円	9,600円																																																																																																																																																																																																																									
サークル活動室	1,400円	1,800円	1,400円	3,200円	3,200円	4,600円																																																																																																																																																																																																																									
201会議室	900円	1,200円	900円	2,100円	2,100円	3,000円																																																																																																																																																																																																																									
202会議室	900円	1,200円	900円	2,100円	2,100円	3,000円																																																																																																																																																																																																																									
203会議室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円																																																																																																																																																																																																																									
401会議室	1,000円	1,400円	1,000円	2,400円	2,400円	3,400円																																																																																																																																																																																																																									
402会議室	1,000円	1,400円	1,000円	2,400円	2,400円	3,400円																																																																																																																																																																																																																									
403会議室	1,000円	1,300円	1,000円	2,300円	2,300円	3,300円																																																																																																																																																																																																																									
区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで																																																																																																																																																																																																																									
第1研修室	430円	430円	550円	860円	980円	1,410円																																																																																																																																																																																																																									
第2研修室	360円	360円	450円	720円	810円	1,170円																																																																																																																																																																																																																									
第3研修室	130円	130円	160円	260円	290円	420円																																																																																																																																																																																																																									
技術研修室	340円	340円	430円	680円	770円	1,110円																																																																																																																																																																																																																									
(2) 盛岡市渋民勤労者研修センター							(2) 盛岡市渋民勤労者研修センター																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>午前9時から 午後1時まで</th><th>午後1時から 午後5時まで</th><th>午後5時から 午後9時まで</th><th>午前9時から 午後5時まで</th><th>午後1時から 午後9時まで</th><th>午前9時から 午後9時まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1研修室</td><td>290円</td><td>290円</td><td>370円</td><td>580円</td><td>660円</td><td>950円</td></tr> <tr> <td>第2研修室</td><td>240円</td><td>240円</td><td>300円</td><td>480円</td><td>540円</td><td>780円</td></tr> <tr> <td>第3研修室</td><td>90円</td><td>90円</td><td>110円</td><td>180円</td><td>200円</td><td>290円</td></tr> <tr> <td>技術研修室</td><td>230円</td><td>230円</td><td>290円</td><td>460円</td><td>520円</td><td>750円</td></tr> </tbody> </table>							区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	第1研修室	290円	290円	370円	580円	660円	950円	第2研修室	240円	240円	300円	480円	540円	780円	第3研修室	90円	90円	110円	180円	200円	290円	技術研修室	230円	230円	290円	460円	520円	750円	備考 暖房を使用する場合は、使用時間4時間までごとに340円を暖房料として徴収する。																																																																																																																																																																																					
区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで																																																																																																																																																																																																																									
第1研修室	290円	290円	370円	580円	660円	950円																																																																																																																																																																																																																									
第2研修室	240円	240円	300円	480円	540円	780円																																																																																																																																																																																																																									
第3研修室	90円	90円	110円	180円	200円	290円																																																																																																																																																																																																																									
技術研修室	230円	230円	290円	460円	520円	750円																																																																																																																																																																																																																									



議案第 132 号

盛岡市墓園条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

青山墓園及び古川墓園の墓地管理料の額を改めようとするものである。

2 改正の内容

第21条の表に定める墓地管理料について、青山墓園にあっては従前の墓地管理料の 1.3倍に相当する額に、古川墓園にあっては従前の墓地管理料の 1.2倍に相当する額に改める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市墓園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>○盛岡市墓園条例 改正 略 <u>令和7年12月1日条例第1号</u></p> <p>盛岡市墓園条例 第1条から第20条まで 略 (墓地管理料)</p> <p>第21条 使用者は、墓地の使用の許可を受けた日の属する会計年度から、毎年度、墓地管理料として、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該右欄に定める額を納めなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>墓地管理料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市青山墓園</td><td>墓地の面積に1平方メートルにつき<u>260円</u>を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>盛岡市新庄墓園</td><td>墓地の面積に1平方メートルにつき500円を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>盛岡市古川 墓園</td><td>普通墓地A 普通墓地B</td><td>1区画につき<u>3,000円</u> 1区画につき<u>2,400円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>第22条から第37条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第1号)</u></p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	区分	墓地管理料	盛岡市青山墓園	墓地の面積に1平方メートルにつき <u>260円</u> を乗じて得た額	盛岡市新庄墓園	墓地の面積に1平方メートルにつき500円を乗じて得た額	盛岡市古川 墓園	普通墓地A 普通墓地B	1区画につき <u>3,000円</u> 1区画につき <u>2,400円</u>	<p>○盛岡市墓園条例 改正 略 昭和38年9月30日条例第45号</p> <p>盛岡市墓園条例 第1条から第20条まで 略 (墓地管理料)</p> <p>第21条 使用者は、墓地の使用の許可を受けた日の属する会計年度から、毎年度、墓地管理料として、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該右欄に定める額を納めなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>墓地管理料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市青山墓園</td><td>墓地の面積に1平方メートルにつき<u>200円</u>を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>盛岡市新庄墓園</td><td>墓地の面積に1平方メートルにつき500円を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>盛岡市古川 墓園</td><td>普通墓地A 普通墓地B</td><td>1区画につき<u>2,500円</u> 1区画につき<u>2,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>第22条から第37条まで 略 附 則 略</p>	区分	墓地管理料	盛岡市青山墓園	墓地の面積に1平方メートルにつき <u>200円</u> を乗じて得た額	盛岡市新庄墓園	墓地の面積に1平方メートルにつき500円を乗じて得た額	盛岡市古川 墓園	普通墓地A 普通墓地B	1区画につき <u>2,500円</u> 1区画につき <u>2,000円</u>
区分	墓地管理料																		
盛岡市青山墓園	墓地の面積に1平方メートルにつき <u>260円</u> を乗じて得た額																		
盛岡市新庄墓園	墓地の面積に1平方メートルにつき500円を乗じて得た額																		
盛岡市古川 墓園	普通墓地A 普通墓地B	1区画につき <u>3,000円</u> 1区画につき <u>2,400円</u>																	
区分	墓地管理料																		
盛岡市青山墓園	墓地の面積に1平方メートルにつき <u>200円</u> を乗じて得た額																		
盛岡市新庄墓園	墓地の面積に1平方メートルにつき500円を乗じて得た額																		
盛岡市古川 墓園	普通墓地A 普通墓地B	1区画につき <u>2,500円</u> 1区画につき <u>2,000円</u>																	

## 議案第133号

## 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

手数料を徴収する一般廃棄物の処理の区分を改めるとともに、当該区分に係る手数料の額を改定するほか、家庭系廃棄物のうち処分に係る手数料が無料となるものの範囲を改めようとするものである。

## 2 改正の内容

一般廃棄物処理手数料の額を次のとおり改める。

区分	現行	改正後
(1) 家庭系廃棄物の処分	10キログラムまでごとに50円（定日に収集するもの及び1回の搬入量が200キログラム未満のものは、無料）	10キログラムまでごとに50円（定日に収集するものは、無料）※1
(2) 犬、猫等の死体の処分	1体につき 4,360円	廃止
(3) 家庭系廃棄物の収集及び運搬	1個につき600円（最大の長さが2メートル以上のものは、1,200円）	1個につき 900円※1
(4) 畳の処分	10キログラムまでごとに50円（1回の搬入量が200キログラム未満のものは、無料）※2	1畳までごとに 1,400円（市が収集し、及び運搬するものは、2,300円）
(5) 除湿機の処分	10キログラムまでごとに50円（1回の搬入量が200キログラム未満のものは、無料）	1台につき 2,600円（市が収集し、及び運搬するものは、3,500円）
(6) スプリング入りマットレスの処分	10キログラムまでごとに50円（1回の搬入量が200キログラム未満のものは、無料）	1個につき 2,500円（市が収集し、及び運搬するものは、3,400円）

※1 畳、除湿機及びスプリング入りマットレスを除く。

※2 事業系一般廃棄物を処分する場合は、10キログラムまでごとに 100円

3 施行期日

- (1) 2 (1) 及び(2) の手数料 令和8年4月1日  
(2) 2 (3) から(6) までの手数料 令和8年10月1日

【第1条】盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成6年9月30日条例第40号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 目次及び第1条から第29条の6まで 略 (一般廃棄物の処理の手数料)</p> <p>第30条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる一般廃棄物の処理の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号以外の家庭系廃棄物の処分 10キログラムまでごとに50円</p> <p>(2) 市民から収集の申込みを受けて収集する家庭系廃棄物の収集及び運搬 1個につき600円 (家庭系廃棄物の幅、奥行又は高さのうち最大の長さが2メートル以上のものにあっては、1,200円)</p> <p>(3) 処理施設に一般廃棄物収集運搬業者又は事業者が自ら搬入する一般廃棄物の処分 10キログラムまでごとに100円</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項第1号の家庭系廃棄物で、一般廃棄物処理計画に基づき定日に収集するもの の処分に係る手数料は、無料とする。</p> <p>4 第1項の手数料は、一般廃棄物の搬入又は収集の際に徴収する。ただし、第2項第2号及び第3号に規定する一般廃棄物に係る手数料は、市長が定める日までに徴収することができる。</p> <p>5 市長は、災害その他特別の理由があると認めたときは、第1項の手数料を減免することができる。 (特定産業廃棄物の処分に要する費用)</p> <p>第30条の2 前条(第2項第1号及び第2号)並びに第3項を除く。)の規定は、法第13条第2項の規定により徴収する特定産業廃棄物の処分に要する費用について準用する。</p> <p>第30条の3から第35条まで 略 附 則 略 附 則(令和7年条例第 号)</p> <p>1 この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。</p> <p>2 略 別表 略</p>	<p>○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成6年9月30日条例第40号 改正 略</p> <p>盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 目次及び第1条から第29条の6まで 略 (一般廃棄物の処理の手数料)</p> <p>第30条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる一般廃棄物の処理の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>(1) 次号から第4号まで以外の家庭系廃棄物の処分 10キログラムまでごとに50円</p> <p>(2) 市民から収集の申込みを受けて収集する家庭系廃棄物の収集及び運搬 1個につき600円 (家庭系廃棄物の幅、奥行又は高さのうち最大の長さが2メートル以上のものにあっては、1,200円)</p> <p>(3) 処理施設に一般廃棄物収集運搬業者又は事業者が自ら搬入する一般廃棄物の処分 10キログラムまでごとに100円</p> <p>(4) 犬、猫等の死体(市長が指定する施設に市民が自ら搬入するものに限る。)の処分 1体につき4,360円</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項第1号の家庭系廃棄物で、一般廃棄物処理計画に基づき定日に収集するもの及び処理施設に市民が自ら搬入するもの(1回の搬入量が200キログラム未満のものに限る。)の処分に係る手数料は、無料とする。</p> <p>4 第1項の手数料は、一般廃棄物の搬入又は収集の際に徴収する。ただし、第2項第2号及び第3号に規定する一般廃棄物に係る手数料は、市長が定める日までに徴収することができる。</p> <p>5 市長は、災害その他特別の理由があると認めたときは、第1項の手数料を減免することができる。 (特定産業廃棄物の処分に要する費用)</p> <p>第30条の2 前条(第2項第1号、第2号及び第4号)並びに第3項を除く。)の規定は、法第13条第2項の規定により徴収する特定産業廃棄物の処分に要する費用について準用する。</p> <p>第30条の3から第35条まで 略 附 則 略</p>
1 この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。	別表 略
2 略 別表 略	

【第2条】盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成6年9月30日条例第40号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 目次及び第1条から第29条の6まで 略 (一般廃棄物の処理の手数料) 第30条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、手数料を徴収する。 2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる一般廃棄物の処理の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。 (1) 次号から第6号まで以外の家庭系廃棄物の処分 10キログラムまでごとに50円 (2) 市民から収集の申込みを受けて収集する家庭系廃棄物のうち、第4号から第6号まで以外のものの収集及び運搬 1個につき900円 [REDACTED] (3) 処理施設に一般廃棄物収集運搬業者又は事業者が自ら搬入する一般廃棄物のうち、次号から第6号まで以外のものの処分 10キログラムまでごとに100円 (4) 疊の処分 1疊までごとに、処理施設に市民、一般廃棄物収集運搬業者又は事業者が自ら搬入するものの処分にあっては1,400円、市民から収集の申込みを受けて収集し、及び運搬するものの処分にあっては2,300円 (5) 除湿機の処分 1台につき、処理施設に市民又は一般廃棄物収集運搬業者が自ら搬入するものの処分にあっては2,600円、市民から収集の申込みを受けて収集し、及び運搬するものの処分にあっては3,500円 (6) スプリング入りマットレスの処分 1個につき、処理施設に市民又は一般廃棄物収集運搬業者が自ら搬入するものの処分にあっては2,500円、市民から収集の申込みを受けて収集し、及び運搬するものの処分にあっては3,400円 3 前項の規定にかかわらず、同項第1号の家庭系廃棄物で、一般廃棄物処理計画に基づき定日に収集するものの処分に係る手数料は、無料とする。 4 第1項の手数料は、一般廃棄物の搬入又は収集の際に徴収する。ただし、第2項第2号から第6号までに規定する一般廃棄物に係る手数料は、市長が定める日までに徴収することができる。 5 市長は、災害その他特別の理由があると認めたときは、第1項の手数料を減免することができる。 (特定産業廃棄物の処分に要する費用) 第30条の2 前条(第2項第1号、第2号及び第4号並びに第3項を除く。)の規定は、法第13条第2項の規定により徴収する特定産業廃棄物の処分に要する費用について準用する。 第30条の3から第35条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) 1 この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。 2 第2条の規定による改正後の盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前にされた一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。	○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成6年9月30日条例第40号 改正 略 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 目次及び第1条から第29条の6まで 略 (一般廃棄物の処理の手数料) 第30条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、手数料を徴収する。 2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる一般廃棄物の処理の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。 (1) 次号及び第3号以外の家庭系廃棄物の処分 10キログラムまでごとに50円 (2) 市民から収集の申込みを受けて収集する家庭系廃棄物の収集及び運搬 1個につき600円(家庭系廃棄物の幅、奥行又は高さのうち最大の長さが2メートル以上のものにあっては、1,200円) (3) 処理施設に一般廃棄物収集運搬業者又は事業者が自ら搬入する一般廃棄物の処分 10キログラムまでごとに100円 3 前項の規定にかかわらず、同項第1号の家庭系廃棄物で、一般廃棄物処理計画に基づき定日に収集するものの処分に係る手数料は、無料とする。 4 第1項の手数料は、一般廃棄物の搬入又は収集の際に徴収する。ただし、第2項第2号及び第3号に規定する一般廃棄物に係る手数料は、市長が定める日までに徴収することができる。 5 市長は、災害その他特別の理由があると認めたときは、第1項の手数料を減免することができる。 (特定産業廃棄物の処分に要する費用) 第30条の2 前条(第2項第1号及び第2号並びに第3項を除く。)の規定は、法第13条第2項の規定により徴収する特定産業廃棄物の処分に要する費用について準用する。 第30条の3から第35条まで 略 附 則 略
別表 略	別表 略

議案第 134 号

盛岡市博物館等共通使用料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

博物館等の共通使用料の額を改めようとするものである。

2 改正の内容

博物館等の共通使用料の額を次のように改める。

区分	改正後	現行
2館を使用する場合	600円	350円
4館を使用する場合	1,100円	650円

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市博物館等共通使用料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○盛岡市博物館等共通使用料条例 平成17年3月30日条例第19号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u> 盛岡市博物館等共通使用料条例 第1条及び第2条 略 (共通使用料) 第3条 1年間において2館又は4館の博物館等を使用しようとする者から 次表に定める共通使用料を徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>共通使用料（1人1回につき）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2館を使用する場合</td><td><b>600円</b></td></tr> <tr> <td>4館を使用する場合</td><td><b>1,100円</b></td></tr> </tbody> </table> <p>第4条から第7条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和7年条例第 号）</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日前に納付された盛岡市博物館等共通使用料条例第1 条に規定する共通使用料については、改正後の同条例の規定にかかわらず、 なお従前の例による。</p>	区分	共通使用料（1人1回につき）	2館を使用する場合	<b>600円</b>	4館を使用する場合	<b>1,100円</b>	<p>○盛岡市博物館等共通使用料条例 平成17年3月30日条例第19号 改正 略 盛岡市博物館等共通使用料条例 第1条及び第2条 略 (共通使用料) 第3条 1年間において2館又は4館の博物館等を使用しようとする者から 次表に定める共通使用料を徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>共通使用料（1人1回につき）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2館を使用する場合</td><td><b>350円</b></td></tr> <tr> <td>4館を使用する場合</td><td><b>650円</b></td></tr> </tbody> </table> <p>第4条から第7条まで 略 附 則 略</p>	区分	共通使用料（1人1回につき）	2館を使用する場合	<b>350円</b>	4館を使用する場合	<b>650円</b>
区分	共通使用料（1人1回につき）												
2館を使用する場合	<b>600円</b>												
4館を使用する場合	<b>1,100円</b>												
区分	共通使用料（1人1回につき）												
2館を使用する場合	<b>350円</b>												
4館を使用する場合	<b>650円</b>												

議案第 135 号

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

公民館の使用料の額を改めるとともに、市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が公民館を使用する場合の使用料の額を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用料の額の改正

別表に定める使用料について、従前の使用料の1.35倍に相当する額に改める。ただし、西部公民館のトレーニングルームについては、従前の使用料の 1.5倍に相当する額とする。

(2) 市外在住者等の使用料の額の設定

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額を新たに設定し、その額は、別表の規定により算定した額の 2倍に相当する額とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 河南公民館、都南公民館及び渋民公民館を使用する場合において、当該使用により行う催し等と同一のものを行うために併設する文化会館のホールを併せて使用する場合

イ 西部公民館のトレーニングルームを使用する場合

(3) 使用時間区分の改正

他の公民館と使用時間区分を統一させるため、渋民公民館、好摩地区公民館、玉山地区公民館及び蘂川地区公民館の使用時間区分のうち、「午前 9 時から午後 1 時まで」の区分を「午前 9 時から正午まで」に、「午後 5 時から午後 9 時まで」の区分を「午後 6 時から午後 9 時まで」（渋民公民館にあっては、「午後 5 時から午後 9 時30分まで」の区分を「午後 6 時から午後 9 時30分まで」）に改める。

(4) 冷房料及び暖房料の廃止

冷房料及び暖房料の徴収を廃止する。

(5) 使用料の区分の新設

西部公民館に第 3 研修室を新たに設け、その使用料の額を定める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後								改正前							
○盛岡市公民館条例								○盛岡市公民館条例							
改正 略								改正 略							
令和7年 月 日 条例第 号								昭和55年 3月28日 条例第21号							
盛岡市公民館条例								盛岡市公民館条例							
盛岡市公民館に関する条例（昭和35年条例第10号）の全部を改正する。								盛岡市公民館に関する条例（昭和35年条例第10号）の全部を改正する。							
第1条から第7条まで 略								第1条から第7条まで 略							
(使用料)								(使用料)							
第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。								第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。							
2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。								2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。							
3 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、公民館の運営上特に必要があるものとして規則で定める使用料は、規則で定める日を期限として後納させることができる。								3 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、公民館の運営上特に必要があるものとして規則で定める使用料は、規則で定める日を期限として後納させることができる。							
第8条の2から第20条まで 略								第8条の2から第20条まで 略							
附 則 略								附 則 略							
附 則 (令和7年条例第 号)															
1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。															
2 改正後の盛岡市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後に盛岡市公民館条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する公民館（盛岡市見前南地区公民館を除く。）にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。															
別表（第8条関係）								別表（第8条関係）							
(1) 盛岡市中央公民館								(1) 盛岡市中央公民館							
区分		午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	区分		午前9時から	午後1時から	午後6時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
本館	講堂	7,420円	9,850円	7,420円	17,270円	17,270円	24,690円	本館	講堂	5,500円	7,300円	5,500円	12,800円	12,800円	18,300円
	大会議室	4,180円	5,670円	4,180円	9,850円	9,850円	14,030円		大会議室	3,100円	4,200円	3,100円	7,300円	7,300円	10,400円
	中会議室	2,160円	2,830円	2,160円	4,990円	4,990円	7,150円		中会議室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
	和室	4,720円	6,340円	4,720円	11,060円	11,060円	15,780円		和室	3,500円	4,700円	3,500円	8,200円	8,200円	11,700円
	控室	1,080円	1,350円	1,080円	2,430円	2,430円	3,510円		控室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
	企画展示室	2,020円	2,700円	2,020円	4,720円	4,720円	6,740円		企画展示室	1,500円	2,000円	1,500円	3,500円	3,500円	5,000円
	第1講義室	1,620円	2,160円	1,620円	3,780円	3,780円	5,400円		第1講義室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
	第2講義室	1,620円	2,160円	1,620円	3,780円	3,780円	5,400円		第2講義室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
	第3講義室	3,510円	4,590円	3,510円	8,100円	8,100円	11,610円		第3講義室	2,600円	3,400円	2,600円	6,000円	6,000円	8,600円
	音楽室	2,160円	2,830円	2,160円	4,990円	4,990円	7,150円		音楽室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
	科学技術室	3,100円	4,180円	3,100円	7,280円	7,280円	10,380円		科学技術室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
	工作工芸室	3,640円	4,860円	3,640円	8,500円	8,500円	12,140円		工作工芸室	2,700円	3,600円	2,700円	6,300円	6,300円	9,000円
	絵画実習室	3,100円	4,180円	3,100円	7,280円	7,280円	10,380円		絵画実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
	被服実習室	3,100円	4,180円	3,100円	7,280円	7,280円	10,380円		被服実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
	調理実習室	3,100円	4,180円	3,100円	7,280円	7,280円	10,380円		調理実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
	研修室	1,080円	1,350円	1,080円	2,430円	2,430円	3,510円		研修室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
別館	和室	1,080円	1,350円	1,080円	2,430円	2,430円	3,510円	別館	和室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
	大広間	2,160円	2,830円	2,160円	4,990円	4,990円	7,150円		大広間	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
	控室	1,080円	1,350円	1,080円	2,430円	2,430円	3,510円		控室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
白芳庵		1,080円	1,350円	—	2,430円	—	—	白芳庵		800円	1,000円	—	1,800円	—	—
愛宕亭		1,620円	2,160円	—	3,780円	—	—	愛宕亭		1,200円	1,600円	—	2,800円	—	—
聖風閣		2,290円	3,100円	—	5,390円	—	—	聖風閣		1,700円	2,300円	—	4,000円	—	—
備考								備考							
1 専ら準備又は練習のために講堂の舞台のみを使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。								1 冷暖房（白芳庵、愛宕亭及び聖風閣にあっては、暖房）を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。							
2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。								2 専ら準備又は練習のために講堂の舞台のみを使用するときの使用料の額は、表に掲げる額の5割に相当する額とする。							
3 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。															

改正後							改正前						
(2) 盛岡市上田公民館							(2) 盛岡市上田公民館						
区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで	区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで
ホール	5,800円	7,690円	5,800円	13,490円	13,490円	19,290円	ホール	4,300円	5,700円	4,300円	10,000円	10,000円	14,300円
創作展示 室	1,620円	2,160円	1,620円	3,780円	3,780円	5,400円	創作展示 室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
美術工芸 室	2,700円	3,510円	2,700円	6,210円	6,210円	8,910円	美術工芸 室	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円
リハーサ ル室	2,700円	3,510円	2,700円	6,210円	6,210円	8,910円	リハーサ ル室	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円
視聴覚室	2,700円	3,510円	2,700円	6,210円	6,210円	8,910円	視聴覚室	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円
調理実習 室	3,100円	4,180円	3,100円	7,280円	7,280円	10,380円	調理実習 室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
第1集会 室	2,160円	2,830円	2,160円	4,990円	4,990円	7,150円	第1集会 室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
第2集会 室	1,620円	2,160円	1,620円	3,780円	3,780円	5,400円	第2集会 室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
第1和室	2,160円	2,830円	2,160円	4,990円	4,990円	7,150円	第1和室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
第2和室	2,160円	2,830円	2,160円	4,990円	4,990円	7,150円	会議室	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円
会議室	2,700円	3,510円	2,700円	6,210円	6,210円	8,910円							

**備考**

- 専ら準備又は練習のためにホールの舞台のみを使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。
- この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

**(3) 盛岡市河南公民館**

区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
ミニホー ル	3,100円	4,180円	3,640円	7,280円	7,820円	10,920円
研修室	1,620円	2,160円	1,890円	3,780円	4,050円	5,670円
和室	3,100円	4,180円	3,640円	7,280円	7,820円	10,920円
調理室	1,080円	1,350円	1,210円	2,430円	2,560円	3,640円
美術工芸 室	2,700円	3,510円	3,100円	6,210円	6,610円	9,310円
会議室	2,700円	3,510円	3,100円	6,210円	6,610円	9,310円
視聴覚室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円
音楽練習 室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円

**備考** 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。ただし、当該使用により行う催し等と同一のものを行うために盛岡劇場のホールを併せて使用する場合は、この限りでない。

**(4) 盛岡市都南公民館**

区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
小ホール	4,180円	5,670円	4,860円	9,850円	10,530円	14,710円
小ホール 控室	540円	670円	670円	1,210円	1,340円	1,880円
美術室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円
工芸室	2,700円	3,510円	3,100円	6,210円	6,610円	9,310円
調理実習 室	2,700円	3,510円	3,100円	6,210円	6,610円	9,310円
第1和室	1,620円	2,160円	1,890円	3,780円	4,050円	5,670円
第2和室	1,080円	1,350円	1,210円	2,430円	2,560円	3,640円

**備考**

- 冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。
- 専ら準備又は練習のためにホールの舞台のみを使用するときの使用料の額は、表に掲げる額の5割に相当する額とする。

**(3) 盛岡市河南公民館**

区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
ミニホー ル	2,300円	3,100円	2,700円	5,400円	5,800円	8,100円
研修室	1,200円	1,600円	1,400円	2,800円	3,000円	4,200円
和室	2,300円	3,100円	2,700円	5,400円	5,800円	8,100円
調理室	800円	1,000円	900円	1,800円	1,900円	2,700円
美術工芸 室	2,000円	2,600円	2,300円	4,600円	4,900円	6,900円
会議室	2,000円	2,600円	2,300円	4,600円	4,900円	6,900円
視聴覚室	1,600円	2,100円	1,800円	3,700円	3,900円	5,500円
音楽練習 室	1,600円	2,100円	1,800円	3,700円	3,900円	5,500円

**備考** 冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

**(4) 盛岡市都南公民館**

区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
小ホール	3,100円	4,200円	3,600円	7,300円	7,800円	10,900円
小ホール 控室	400円	500円	500円	900円	1,000円	1,400円
美術室	1,600円	2,100円	1,800円	3,700円	3,900円	5,500円
工芸室	2,000円	2,600円	2,300円	4,600円	4,900円	6,900円
調理実習 室	2,000円	2,600円	2,300円	4,600円	4,900円	6,900円
第1和室	1,200円	1,600円	1,400円	2,800円	3,000円	4,200円
第2和室	800円	1,000円	900円	1,800円	1,900円	2,700円

改正後							改正前						
茶室	1,080円	1,350円	1,210円	2,430円	2,560円	3,640円	茶室	800円	1,000円	900円	1,800円	1,900円	2,700円
第1研修室	2,700円	3,510円	3,100円	6,210円	6,610円	9,310円	第1研修室	2,000円	2,600円	2,300円	4,600円	4,900円	6,900円
第2研修室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円	第2研修室	1,600円	2,100円	1,800円	3,700円	3,900円	5,500円
第3研修室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円	第3研修室	1,600円	2,100円	1,800円	3,700円	3,900円	5,500円
視聴覚室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円	視聴覚室	1,600円	2,100円	1,800円	3,700円	3,900円	5,500円
会議室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円	会議室	1,600円	2,100円	1,800円	3,700円	3,900円	5,500円
音楽室	3,100円	4,180円	3,640円	7,280円	7,820円	10,920円	音楽室	2,300円	3,100円	2,700円	5,400円	5,800円	8,100円
リハーサル室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円	リハーサル室	1,600円	2,100円	1,800円	3,700円	3,900円	5,500円
ミーティングルームA	1,080円	1,350円	1,210円	2,430円	2,560円	3,640円	ミーティングルームA	800円	1,000円	900円	1,800円	1,900円	2,700円
ミーティングルームB	1,080円	1,350円	1,210円	2,430円	2,560円	3,640円	ミーティングルームB	800円	1,000円	900円	1,800円	1,900円	2,700円

**備考** 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。ただし、当該使用により行う催し等と同一のものを行うために盛岡市都南文化会館の大ホールを併せて使用する場合は、この限りでない。

#### (5) 盛岡市西部公民館

##### ア プレーホール等の使用料

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
プレーホール	2,700円	3,510円	2,700円	6,210円	6,210円	8,910円
視聴覚室	2,160円	2,830円	2,160円	4,990円	4,990円	7,150円
第1研修室	2,700円	3,510円	2,700円	6,210円	6,210円	8,910円
第2研修室	2,160円	2,830円	2,160円	4,990円	4,990円	7,150円
第3研修室	2,700円	3,510円	2,700円	6,210円	6,210円	8,910円
第1会議室	2,970円	3,910円	2,970円	6,880円	6,880円	9,850円
第2会議室	2,290円	3,100円	2,290円	5,390円	5,390円	7,680円
小会議室	2,160円	2,830円	2,160円	4,990円	4,990円	7,150円
調理実習室	3,100円	4,180円	3,100円	7,280円	7,280円	10,380円
第1和室	1,620円	2,160円	1,620円	3,780円	3,780円	5,400円
第2和室	1,620円	2,160円	1,620円	3,780円	3,780円	5,400円
音楽室	2,700円	3,510円	2,700円	6,210円	6,210円	8,910円
美術工芸室	3,100円	4,180円	3,100円	7,280円	7,280円	10,380円
ミーティングルーム	1,750円	2,430円	1,750円	4,180円	4,180円	5,930円

##### 備考

- 専ら準備又は練習のためにプレーホールの舞台のみを使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。
- この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

##### イ トレーニングルームの使用料

区分	普通使用(1回につき)	回数使用(6回につき)
一般	450円	2,250円
高等学校生徒	300円	1,500円

**備考** 冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

#### (5) 盛岡市西部公民館

##### ア プレーホール等の使用料

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
プレーホール	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円
視聴覚室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
第1研修室	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円
第2研修室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
第1会議室	2,200円	2,900円	2,200円	5,100円	5,100円	7,300円
第2会議室	1,700円	2,300円	1,700円	4,000円	4,000円	5,700円
小会議室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
調理実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
第1和室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
第2和室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
音楽室	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円
美術工芸室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
ミーティングルーム	1,300円	1,800円	1,300円	3,100円	3,100円	4,400円

##### 備考

- 冷暖房を使用する期間においては、この表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。
- 専ら準備又は練習のためにプレーホールの舞台のみを使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。

##### イ トレーニングルームの使用料

区分	普通使用(1回につき)	回数使用(6回につき)
一般	300円	1,500円
高等学校生徒	200円	1,000円

## 改正後

## 改正前

## (6) 盛岡市渋民公民館

区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
第1会議室	2,550円	3,400円	2,980円	5,950円	6,380円	8,930円
第2会議室	850円	1,130円	990円	1,980円	2,120円	2,970円
第3会議室	850円	1,130円	990円	1,980円	2,120円	2,970円
第1和室	520円	700円	610円	1,220円	1,310円	1,830円
第2和室	310円	410円	360円	720円	770円	1,080円
調理室	730円	980円	860円	1,710円	1,840円	2,570円
創作室	850円	1,130円	990円	1,980円	2,120円	2,970円
視聴覚室	520円	700円	610円	1,220円	1,310円	1,830円

備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。ただし、当該使用により行う催し等と同一のものを行うために盛岡市渋民文化会館のホールを併せて使用する場合は、この限りでない。

## (7) 盛岡市松園地区公民館

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
ホール	3,640円	4,860円	3,640円	8,500円	8,500円	12,140円
第1リハーサル室	1,080円	1,350円	1,080円	2,430円	2,430円	3,510円
会議室	1,080円	1,350円	1,080円	2,430円	2,430円	3,510円
第1研修室	1,750円	2,430円	1,750円	4,180円	4,180円	5,930円
第2研修室	1,750円	2,430円	1,750円	4,180円	4,180円	5,930円
第3研修室	1,750円	2,430円	1,750円	4,180円	4,180円	5,930円
第2リハーサル室	1,750円	2,430円	1,750円	4,180円	4,180円	5,930円
調理実習室	3,100円	4,180円	3,100円	7,280円	7,280円	10,380円
プレールーム	1,890円	2,560円	1,890円	4,450円	4,450円	6,340円

## 備考

- 専ら準備又は練習のためにホールの舞台のみを使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

## (8) 盛岡市見前地区公民館

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
大研修室	3,640円	4,860円	3,640円	8,500円	8,500円	12,140円
第1和室	1,620円	2,160円	1,620円	3,780円	3,780円	5,400円
第2和室	1,620円	2,160円	1,620円	3,780円	3,780円	5,400円
調理室	1,080円	1,350円	1,080円	2,430円	2,430円	3,510円
視聴覚室	2,160円	2,830円	2,160円	4,990円	4,990円	7,150円
会議室	1,080円	1,350円	1,080円	2,430円	2,430円	3,510円
美術工芸室	2,700円	3,510円	2,700円	6,210円	6,210円	8,910円

備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。

## (9) 盛岡市飯岡地区公民館

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで

## (6) 盛岡市渋民公民館

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで
第1会議室	2,550円	3,400円	2,980円	5,950円	6,380円	8,930円
第2会議室	850円	1,130円	990円	1,980円	2,120円	2,970円
第3会議室	850円	1,130円	990円	1,980円	2,120円	2,970円
第1和室	520円	700円	610円	1,220円	1,310円	1,830円
第2和室	310円	410円	360円	720円	770円	1,080円
調理室	730円	980円	860円	1,710円	1,840円	2,570円
創作室	850円	1,130円	990円	1,980円	2,120円	2,970円
視聴覚室	520円	700円	610円	1,220円	1,310円	1,830円

備考 冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

## (7) 盛岡市松園地区公民館

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
ホール	2,700円	3,600円	2,700円	6,300円	6,300円	9,000円
第1リハーサル室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
会議室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
第1研修室	1,300円	1,800円	1,300円	3,100円	3,100円	4,400円
第2研修室	1,300円	1,800円	1,300円	3,100円	3,100円	4,400円
第3研修室	1,300円	1,800円	1,300円	3,100円	3,100円	4,400円
第2リハーサル室	1,300円	1,800円	1,300円	3,100円	3,100円	4,400円
調理実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
プレールーム	1,400円	1,900円	1,400円	3,300円	3,300円	4,700円

## 備考

- 冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。
- 専ら準備又は練習のためにホールの舞台のみを使用するときの使用料の額は、表に掲げる額の5割に相当する額とする。

## (8) 盛岡市見前地区公民館

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
大研修室	2,700円	3,600円	2,700円	6,300円	6,300円	9,000円
第1和室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
第2和室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
調理室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
視聴覚室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
会議室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
美術工芸室	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円

備考 冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

## (9) 盛岡市飯岡地区公民館

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで

改正後							改正前						
ミーティングルーム	1,080円	1,350円	1,080円	2,430円	2,430円	3,510円	ミーティングルーム	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。													
(10) 盛岡市乙部地区公民館													
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
研修室	1,080円	1,350円	1,080円	2,430円	2,430円	3,510円	研修室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。													
(11) 盛岡市見前南地区公民館													
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
ホール	3,640円	4,860円	3,640円	8,500円	8,500円	12,140円	ホール	2,700円	3,600円	2,700円	6,300円	6,300円	9,000円
調理室	1,080円	1,350円	1,080円	2,430円	2,430円	3,510円	調理室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
視聴覚室	1,890円	2,430円	1,890円	4,320円	4,320円	6,210円	視聴覚室	1,400円	1,800円	1,400円	3,200円	3,200円	4,600円
研修室	1,620円	2,160円	1,620円	3,780円	3,780円	5,400円	研修室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
工芸室	1,620円	2,160円	1,620円	3,780円	3,780円	5,400円	工芸室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。													
(12) 盛岡市好摩地区公民館													
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1会議室	720円	970円	720円	1,690円	1,690円	2,410円	第1会議室	720円	720円	720円	1,440円	1,440円	2,160円
第2会議室	520円	700円	520円	1,220円	1,220円	1,740円	第2会議室	520円	520円	520円	1,040円	1,040円	1,560円
多目的室	440円	590円	440円	1,030円	1,030円	1,470円	多目的室	440円	440円	440円	880円	880円	1,320円
調理室	360円	480円	360円	840円	840円	1,200円	調理室	360円	360円	360円	720円	720円	1,080円
備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。													
(13) 盛岡市玉山地区公民館													
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
ホール	1,700円	2,260円	1,700円	3,960円	3,960円	5,660円	ホール	1,680円	1,680円	1,680円	3,360円	3,360円	5,040円
調理室	420円	560円	420円	980円	980円	1,400円	調理室	420円	420円	420円	840円	840円	1,260円
会議室	310円	410円	310円	720円	720円	1,030円	会議室	310円	310円	310円	620円	620円	930円
備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。													
(14) 盛岡市蔵川地区公民館													
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1ホール	500円	670円	500円	1,170円	1,170円	1,670円	第1ホール	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
第2ホール	500円	670円	500円	1,170円	1,170円	1,670円	第2ホール	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
集会室	130円	170円	130円	300円	300円	430円	集会室	130円	130円	130円	260円	260円	390円
調理室	250円	330円	250円	580円	580円	830円	調理室	250円	250円	250円	500円	500円	750円
備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。													
備考 暖房を使用する場合は、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料として徴収する。													

議案第 136 号

盛岡市文化会館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

文化会館の使用料の額を改めるとともに、渋民文化会館の使用時間の区分を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用料の額の改正

別表に定める使用料について、従前の使用料の 1.5倍に相当する額に改める。

(2) 使用時間区分の改正

他の文化会館と使用時間区分を統一させるため、渋民文化会館の使用時間区分のうち「午後 5 時から午後 9 時30分まで」の区分を「午後 5 時30分から午後 9 時30分まで」に改める。

(3) その他

渋民文化会館における使用料の算定について、他の文化会館と統一させるための規定の整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後								改正前										
○盛岡市文化会館条例 平成2年3月23日条例第17号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号								○盛岡市文化会館条例 平成2年3月23日条例第17号 改正 略										
盛岡市文化会館条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)								盛岡市文化会館条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)										
第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、文化会館の運営上特に必要があるものとして規則で定める使用料は、規則で定める日を期限として後納させることができる。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号)								第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、文化会館の運営上特に必要があるものとして規則で定める使用料は、規則で定める日を期限として後納させることができる。 第9条から第20条まで 略 附 則 略										
1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市文化会館条例の規定は、この条例の施行の日以後にする 盛岡市文化会館条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和 22年法律第67号）第244条の第2第3項に規定する指定管理者が管理する文化 会館にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同 日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。								別表（第8条関係） (1) 盛岡劇場 ア ホールの使用料										
別表（第8条関係） (1) 盛岡劇場 ア ホールの使用料																		

改正後										改正前										
満の 入場 料を 徴収 する 場合	他の 日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		2,000	土曜	25,800	34,350	44,550	60,150	78,900	104,700	2,000	土曜	17,200	22,900	29,700	40,100	52,600	69,800	2,000	土曜	17,200
円以 上の 入場 料を 徴収 する 場合	日及 び休 日		円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	その 他の 日	19,650	30,900	36,000	50,550	66,900	86,550				13,100	20,600	24,000	33,700	44,600	57,700				
タウ ンホ ール	入場 料を 徴収 しな い場 合	5,400円	8,550円	9,750円	13,950	18,300	23,700				3,600円	5,700円	6,500円	9,300円	12,200	15,800				
	その 他の 日	4,800円	6,600円	8,550円	11,400	15,150	19,950				3,200円	4,400円	5,700円	7,600円	10,100	13,300				
500円 未満 の入 場料 を徴 収す る場 合	土曜	6,000円	9,750円	12,000	15,750	21,750	27,750				4,000円	6,500円	8,000円	10,500	14,500	18,500				
	その 他の 日	5,400円	8,550円	10,200	13,950	18,750	24,150				3,600円	5,700円	6,800円	9,300円	12,500	16,100				
500円 以上 1,000 円未 満の 入場 料を 徴収 する 場合	土曜	6,600円	10,200	12,600	16,800	22,800	29,400				4,400円	6,800円	8,400円	11,200	15,200	19,600				
	その 他の 日	5,400円	9,150円	10,950	14,550	20,100	25,500				3,600円	6,100円	7,300円	9,700円	13,400	17,000				
1,000 円以 上の 入場 料を 徴収 する 場合	土曜	7,950円	10,950	14,400	18,900	25,350	33,300				5,300円	7,300円	9,600円	12,600	16,900	22,200				
	その 他の 日	6,600円	9,750円	11,400	16,350	21,150	27,750				4,400円	6,500円	7,600円	10,900	14,100	18,500				

## 備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金額をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下同じ。）をいう。
- 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、メインホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の、タウンホールについては、1,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超え
- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金額をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下同じ。）をいう。
- 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、メインホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の、タウンホールについては、1,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超え

## 改正後

る時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。

7 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる ものとする。

## イ ホール以外の室の使用料

区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
第1控室	330円	600円	600円	930円	1,200円	1,530円
第2控室	330円	600円	600円	930円	1,200円	1,530円
第1楽屋	1,020円	1,320円	1,540円	2,340円	2,860円	3,880円
第2楽屋	1,360円	1,770円	2,250円	3,130円	4,020円	5,380円
第3楽屋	630円	810円	1,080円	1,440円	1,890円	2,520円
第4楽屋	630円	810円	1,080円	1,440円	1,890円	2,520円
第1リハ ーサル室	2,410円	3,250円	4,090円	5,660円	7,340円	9,750円
第2リハ ーサル室	1,360円	1,840円	2,320円	3,200円	4,160円	5,520円
第1シャ ワー室	540円	540円	540円	1,080円	1,080円	1,620円
第2シャ ワー室	540円	540円	540円	1,080円	1,080円	1,620円
第3シャ ワー室	540円	540円	540円	1,080円	1,080円	1,620円

## 備考

1 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。

2 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる ものとする。

## (2) 盛岡市都南文化会館

## ア 大ホールの使用料

区分	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後5 時30分 から午 後9時 まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後9 時30分 まで	
入場料を 徴収しな い場合	土曜日及 び休日	18,750 円	27,450 円	36,900 円	46,200 円	64,350 円	83,100 円
	その他の 日	16,200 円	24,000 円	29,100 円	40,200 円	53,100 円	69,300 円
1,000円 未満の入 場料を徴 収する場 合	土曜日及 び休日	24,750 円	37,650 円	46,350 円	62,400 円	84,000 円	108,750 円
	その他の 日	21,450 円	30,900 円	38,550 円	52,350 円	69,450 円	90,900 円
1,000円 以上	土曜日及 び休日	32,550 円	44,550 円	57,600 円	77,100 円	102,150 円	134,700 円
3,000円 未満の入 場料を徴 収する場 合	その他の 日	25,650 円	37,650 円	46,350 円	63,300 円	84,000 円	109,650 円

## 改正前

る時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。

7 この表により算定した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

## イ ホール以外の室の使用料

区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
第1控室	220円	400円	400円	620円	800円	1,020円
第2控室	220円	400円	400円	620円	800円	1,020円
第1楽屋	680円	880円	1,030円	1,560円	1,910円	2,590円
第2楽屋	910円	1,180円	1,500円	2,090円	2,680円	3,590円
第3楽屋	420円	540円	720円	960円	1,260円	1,680円
第4楽屋	420円	540円	720円	960円	1,260円	1,680円
第1リハ ーサル室	1,610円	2,170円	2,730円	3,780円	4,900円	6,510円
第2リハ ーサル室	910円	1,230円	1,550円	2,140円	2,780円	3,690円
第1シャ ワー室	360円	360円	360円	720円	720円	1,080円
第2シャ ワー室	360円	360円	360円	720円	720円	1,080円
第3シャ ワー室	360円	360円	360円	720円	720円	1,080円

## 備考

1 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。

2 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

## (2) 盛岡市都南文化会館

## ア 大ホールの使用料

区分	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後5 時30分 から午 後9時 まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後9 時30分 まで	午前9 時から 午後9 時30分 まで	
入場料を 徴収しな い場合	土曜日及 び休日	12,500 円	18,300 円	24,600 円	30,800 円	42,900 円	55,400 円
	その他の 日	10,800 円	16,000 円	19,400 円	26,800 円	35,400 円	46,200 円
1,000円 未満の入 場料を徴 収する場 合	土曜日及 び休日	16,500 円	25,100 円	30,900 円	41,600 円	56,000 円	72,500 円
	その他の 日	14,300 円	20,600 円	25,700 円	34,900 円	46,300 円	60,600 円
1,000円 以上	土曜日及 び休日	21,700 円	29,700 円	38,400 円	51,400 円	68,100 円	89,800 円
3,000円 未満の入 場料を徴 収する場 合	その他の 日	17,100 円	25,100 円	30,900 円	42,200 円	56,000 円	73,100 円

改正後								改正前							
場料を徴収する場合								場料を徴収する場合							
3,000円以上	土曜日及び休日	37,650	53,250	67,800	90,900	121,050	158,700	3,000円以上	土曜日及び休日	25,100	35,500	45,200	60,600	80,700	105,800
5,000円未満の入場料を徴収する場合	その他の日	30,900	44,550	56,550	75,450	101,100	132,000	5,000円未満の入場料を徴収する場合	その他の日	20,600	29,700	37,700	50,300	67,400	88,000
5,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	42,900	62,700	78,150	105,600	140,850	183,750	5,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	28,600	41,800	52,100	70,400	93,900	122,500
その他の日		36,000	51,600	65,250	87,600	116,850	152,850	場料を徴収する場合	その他の日	24,000	34,400	43,500	58,400	77,900	101,900

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。
- 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合の使用料の額は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。
- この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

イ 大ホール以外の室の使用料

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時30分まで
第1楽屋	1,270円	1,630円	2,080円	2,900円	3,710円	4,980円
第2楽屋	1,270円	1,630円	2,080円	2,900円	3,710円	4,980円
第3楽屋	580円	750円	990円	1,330円	1,740円	2,320円
第4楽屋	580円	750円	990円	1,330円	1,740円	2,320円
シャワールーム	510円	510円	510円	1,020円	1,020円	1,530円

備考

- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。
- この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 盛岡市民文化ホール

場料を徴収する場合								場料を徴収する場合							
3,000円以上	土曜日及び休日	25,100	35,500	45,200	60,600	80,700	105,800	3,000円以上	土曜日及び休日	25,100	35,500	45,200	60,600	80,700	105,800
5,000円未満の入場料を徴収する場合	その他の日	20,600	29,700	37,700	50,300	67,400	88,000	5,000円未満の入場料を徴収する場合	その他の日	20,600	29,700	37,700	50,300	67,400	88,000
5,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	28,600	41,800	52,100	70,400	93,900	122,500	5,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	28,600	41,800	52,100	70,400	93,900	122,500
その他の日		24,000	34,400	43,500	58,400	77,900	101,900	場料を徴収する場合	その他の日	24,000	34,400	43,500	58,400	77,900	101,900

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。
- 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合の使用料の額は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。
- この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

イ 大ホール以外の室の使用料

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時30分まで
第1楽屋	850円	1,090円	1,390円	1,940円	2,480円	3,330円
第2楽屋	850円	1,090円	1,390円	1,940円	2,480円	3,330円
第3楽屋	390円	500円	660円	890円	1,160円	1,550円
第4楽屋	390円	500円	660円	890円	1,160円	1,550円
シャワールーム	340円	340円	340円	680円	680円	1,020円

備考

- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。
- この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

(3) 盛岡市民文化ホール

改正後								改正前							
区分		午前9時から	午後1時から	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から	午後1時から	午前9時から	午後9時30分まで	午前9時から	午後1時から	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から	午後1時から	午前9時から	午後9時30分まで
大ホール	入場料を徴収しない場合	土曜	34,500	49,500	64,500	84,000	114,000	148,500	23,000	33,000	43,000	56,000	76,000	99,000	
		日及び休日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	その他の日		28,500	42,000	54,000	70,500	96,000	124,500	19,000	28,000	36,000	47,000	64,000	83,000	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜	48,000	69,000	90,000	117,000	159,000	207,000	32,000	46,000	60,000	78,000	106,000	138,000	
		日及び休日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	その他の日		40,500	57,000	75,000	97,500	132,000	172,500	27,000	38,000	50,000	65,000	88,000	115,000	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜	60,000	90,000	115,500	150,000	205,500	265,500	40,000	60,000	77,000	100,000	137,000	177,000	
		日及び休日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	その他の日		51,000	73,500	94,500	124,500	168,000	219,000	34,000	49,000	63,000	83,000	112,000	146,000	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
小ホール	入場料を徴収しない場合	土曜	82,500	120,000	153,000	202,500	273,000	355,500	55,000	80,000	102,000	135,000	182,000	237,000	
		日及び休日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	その他の日		69,000	100,500	127,500	169,500	228,000	297,000	46,000	67,000	85,000	113,000	152,000	198,000	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	5,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜	106,500	156,000	198,000	262,500	354,000	460,500	71,000	104,000	132,000	175,000	236,000	307,000	
		日及び休日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	その他の日		88,500	129,000	165,000	217,500	294,000	382,500	59,000	86,000	110,000	145,000	196,000	255,000	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,000円未満の入場	土曜	13,500	21,000	27,000	34,500	48,000	61,500	9,000円	14,000	18,000	23,000	32,000	41,000	
		日及び休日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

改正後										改正前								
料を 徴収 する 場合	その 他の 日	10,500	18,000	22,500	28,500	40,500	51,000		その 他の 日	7,000円	12,000	15,000	19,000	27,000	34,000			
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円			
	1,000円以 上 2,000円未 満の入場 料を徴収 する場合	土曜 日及び休 日	16,500	25,500	31,500	42,000	57,000	73,500		11,000 円	17,000 円	21,000 円	28,000 円	38,000 円	49,000 円			
		円	円	円	円	円	円											
	その 他の 日	13,500	21,000	27,000	34,500	48,000	61,500		その 他の 日	9,000円 円	14,000 円	18,000 円	23,000 円	32,000 円	41,000 円			
		円	円	円	円	円	円											
	2,000円以 上 3,000円未 満の入場 料を徴収 する場合	土曜 日及び休 日	18,000	30,000	37,500	48,000	67,500	85,500		12,000 円	20,000 円	25,000 円	32,000 円	45,000 円	57,000 円			
		円	円	円	円	円	円											
	その 他の 日	15,000	25,500	31,500	40,500	57,000	72,000		その 他の 日	10,000 円	17,000 円	21,000 円	27,000 円	38,000 円	48,000 円			
		円	円	円	円	円	円											
	3,000円以 上の入場 料を徴収 する場合	土曜 日及び休 日	21,000	34,500	43,500	55,500	78,000	99,000		14,000 円	23,000 円	29,000 円	37,000 円	52,000 円	66,000 円			
		円	円	円	円	円	円											
	その 他の 日	18,000	28,500	36,000	46,500	64,500	82,500		その 他の 日	12,000 円	19,000 円	24,000 円	31,000 円	43,000 円	55,000 円			
		円	円	円	円	円	円											
展示 ホー ル	入場料を徴 収しない場 合	9,000円 円	13,500 円	18,000 円	22,500 円	31,500 円	40,500 円		展示 ホー ル	6,000円 円	9,000円 円	12,000 円	15,000 円	21,000 円	27,000 円			
	1,000円未満 の入場料を 徴収する場 合	13,500 円	20,250 円	27,000 円	33,750 円	47,250 円	60,750 円			9,000円 円	13,500 円	18,000 円	22,500 円	31,500 円	40,500 円			
	1,000円以上 の入場料を 徴収する場 合	18,000 円	27,000 円	36,000 円	45,000 円	63,000 円	81,000 円			12,000 円	18,000 円	24,000 円	30,000 円	42,000 円	54,000 円			
備考																		
1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金額をいう。																		
2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。																		
3 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。																		
4 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合の使用料の額は、大ホールについては5,000円以上の入場料を徴収する場合の、小ホールについては3,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額、展示ホールについては1,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の10倍に相当する額とする。																		
5 展示ホールの3分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の3分の1に相当する額、3分の2を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の3分の2に相当する額とする。																		
6 大ホール及び小ホールを専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。																		

改正後							改正前						
7 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。							7 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。						
8 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。							8 この表により算定した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。						
イ ホール以外の室の使用料							イ ホール以外の室の使用料						
区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
大ホール用	第1楽屋	2,100円	2,700円	3,750円	4,800円	6,450円	8,550円	1,400円	1,800円	2,500円	3,200円	4,300円	5,700円
	第2楽屋	2,100円	2,700円	3,750円	4,800円	6,450円	8,550円	1,400円	1,800円	2,500円	3,200円	4,300円	5,700円
	第3楽屋	1,800円	2,400円	3,300円	4,200円	5,700円	7,500円	1,200円	1,600円	2,200円	2,800円	3,800円	5,000円
	第4楽屋	1,800円	2,400円	3,300円	4,200円	5,700円	7,500円	1,200円	1,600円	2,200円	2,800円	3,800円	5,000円
	第5楽屋	1,500円	1,950円	2,850円	3,450円	4,800円	6,300円	1,000円	1,300円	1,900円	2,300円	3,200円	4,200円
	第6楽屋	1,200円	1,500円	2,100円	2,700円	3,600円	4,800円	800円	1,000円	1,400円	1,800円	2,400円	3,200円
	第7楽屋	1,200円	1,500円	2,100円	2,700円	3,600円	4,800円	800円	1,000円	1,400円	1,800円	2,400円	3,200円
	第8楽屋	2,700円	3,000円	3,600円	5,700円	6,600円	9,300円	1,800円	2,000円	2,400円	3,800円	4,400円	6,200円
	第9楽屋	2,700円	3,000円	3,600円	5,700円	6,600円	9,300円	1,800円	2,000円	2,400円	3,800円	4,400円	6,200円
	楽屋応接室	1,800円	2,400円	3,300円	4,200円	5,700円	7,500円	1,200円	1,600円	2,200円	2,800円	3,800円	5,000円
小ホール用	第1シャワーホール	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円
	第2シャワーホール	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円
	第3シャワーホール	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円
	第4シャワーホール	1,500円	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	4,500円	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円
	第5シャワーホール	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円	400円	400円	400円	800円	800円	1,200円
	第1リハーサル室	4,350円	5,850円	8,100円	10,200円	13,950円	18,300円	2,900円	3,900円	5,400円	6,800円	9,300円	12,200円
	第2リハーサル室	3,150円	4,200円	5,850円	7,350円	10,050円	13,200円	2,100円	2,800円	3,900円	4,900円	6,700円	8,800円
	第1音楽練習室	1,650円	2,100円	3,000円	3,750円	5,100円	6,750円	1,100円	1,400円	2,000円	2,500円	3,400円	4,500円
	第2音楽練習室	900円	1,200円	1,650円	2,100円	2,850円	3,750円	600円	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円
	録音室	750円	1,050円	1,350円	1,800円	2,400円	3,150円	500円	700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円
第1会議室	5,250円	7,050円	9,750円	12,300円	16,800円	22,050円	3,500円	4,700円	6,500円	8,200円	11,200円	14,700円	
	第2会議室	4,200円	5,550円	7,800円	9,750円	13,350円	17,550円	2,800円	3,700円	5,200円	6,500円	8,900円	11,700円

改正後							改正前																		
備考		円 円																							
1 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。																									
2 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる ものとする。																									
(4) 盛岡市渋民文化会館																									
ア ホールの使用料																									
区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後9時30分まで												
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	8,550円	12,450円	16,800円	21,000円	29,250円	37,800円	5,700円	8,300円	11,200円	14,000円	19,500円	25,200円												
	その他の日	8,100円	11,700円	15,900円	19,800円	27,600円	35,700円	5,400円	7,800円	10,600円	13,200円	18,400円	23,800円												
500円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	9,750円	14,100円	19,050円	23,850円	33,150円	42,900円	6,500円	9,400円	12,700円	15,900円	22,100円	28,600円												
	その他の日	8,550円	12,450円	16,800円	21,000円	29,250円	37,800円	5,700円	8,300円	11,200円	14,000円	19,500円	25,200円												
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	11,400円	16,650円	22,350円	28,050円	39,000円	50,400円	7,600円	11,100円	14,900円	18,700円	26,000円	33,600円												
	その他の日	8,550円	12,450円	16,800円	21,000円	29,250円	37,800円	5,700円	8,300円	11,200円	14,000円	19,500円	25,200円												
1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	14,250円	20,850円	28,050円	35,100円	48,900円	63,150円	9,500円	13,900円	18,700円	23,400円	32,600円	42,100円												
	その他の日	10,800円	15,750円	21,150円	26,550円	36,900円	47,700円	7,200円	10,500円	14,100円	17,700円	24,600円	31,800円												
2,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	15,450円	22,350円	30,150円	37,800円	52,500円	67,950円	10,300円	14,900円	20,100円	25,200円	35,000円	45,300円												
	その他の日	10,800円	15,750円	21,150円	26,550円	36,900円	47,700円	7,200円	10,500円	14,100円	17,700円	24,600円	31,800円												
3,000円以上4,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	16,650円	24,300円	32,700円	40,950円	57,000円	73,650円	11,100円	16,200円	21,800円	27,300円	38,000円	49,100円												
	その他の日	13,050円	19,050円	25,800円	32,100円	44,850円	57,900円	8,700円	12,700円	17,200円	21,400円	29,900円	38,600円												
4,000円以上5,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	17,700円	25,800円	34,650円	43,500円	60,450円	78,150円	11,800円	17,200円	23,100円	29,000円	40,300円	52,100円												
	その他の日	13,050円	19,050円	25,800円	32,100円	44,850円	57,900円	8,700円	12,700円	17,200円	21,400円	29,900円	38,600円												

改正後							改正前								
5,000円 以上の入 場料を徵 収する場 合	土曜日及 び休日	19,950 円	29,100 円	39,300 円	49,050 円	68,400 円	88,350 円	5,000円 以上の入 場料を徵 収する場 合	土曜日及 び休日	13,300 円	19,400 円	26,200 円	32,700 円	45,600 円	58,900 円
その他の 日		15,450 円	22,350 円	30,150 円	37,800 円	52,500 円	67,950 円	その他の 日		10,300 円	14,900 円	20,100 円	25,200 円	35,000 円	45,300 円

#### 備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金額をいう。
  - 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
  - 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。
  - 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
  - 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。
  - 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時
- 後の
- 場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。
- この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### イ ホール以外の室の使用料

区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
リハーサル室	1,060円	1,360円	1,680円	2,420円	3,040円	4,100円
第1楽屋	300円	450円	600円	750円	1,050円	1,350円
第2楽屋	450円	600円	760円	1,050円	1,360円	1,810円
第3楽屋	1,210円	1,530円	1,980円	2,740円	3,510円	4,720円
シャワー室	450円	450円	450円	900円	900円	1,350円
主催者控室	370円	370円	670円	740円	1,040円	1,410円

#### 備考

- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時
- 後の
- 場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。
- この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

改正後							改正前								
5,000円 以上の入 場料を徵 収する場 合	土曜日及 び休日	19,950 円	29,100 円	39,300 円	49,050 円	68,400 円	88,350 円	5,000円 以上の入 場料を徵 収する場 合	土曜日及 び休日	13,300 円	19,400 円	26,200 円	32,700 円	45,600 円	58,900 円
その他の 日		15,450 円	22,350 円	30,150 円	37,800 円	52,500 円	67,950 円	その他の 日		10,300 円	14,900 円	20,100 円	25,200 円	35,000 円	45,300 円

#### 備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金額をいう。
  - 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
  - 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。
  - 入場料を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
  - 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の5割に相当する額とする。
  - 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時
- からの
- 場合は午後5時から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。
- この表により算定した使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

#### イ ホール以外の室の使用料

区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで	
リハーサル室	710円		910円	1,120円	1,620円	2,030円	2,740円
第1楽屋	200円	300円	400円	500円	700円	900円	
第2楽屋	300円	400円	510円	700円	910円	1,210円	
第3楽屋	810円	1,020円	1,320円	1,830円	2,340円	3,150円	
シャワー室	300円	300円	300円	600円	600円	900円	
主催者控室	250円	250円	450円	500円	700円	950円	

#### 備考

- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時
- からの
- 場合は午後5時から午後9時30分までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。
- この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

議案第 137 号

盛岡市原敬記念館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

原敬記念館の入館料の額及び当該入館料の減免の対象となる範囲を改めるとともに、当該入館料に高等学校生徒の区分を設けるほか、団体入館料を適用する場合の要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 入館料の額の改正等

ア 別表に定める入館料について、従前の入館料の 1.5倍に相当する額に改める。ただし、中学校生徒及び小学校児童については、改正後の一般の区分の額の 3 分の 1 に相当する額とする。

イ 規則で定める日に規則で定める中学校生徒及び小学校児童が 5 人以上の団体で入館する場合の減額措置を廃止する。

(2) 減免の対象となる範囲の改正

市の区域内に住所を有する65歳以上の者に対する減免を廃止し、市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものを減免の対象に加える。

(3) 入館料の区分の新設

入館料の区分に高等学校生徒の区分を新たに設ける。

(4) 団体入館料を適用する場合の要件の改正

団体入館料を適用する場合における団体の要件を、「20人以上の団体で責任者のあるもの」とする。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市原敬記念館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																					
<p>○盛岡市原敬記念館条例 昭和60年3月26日条例第24号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市原敬記念館条例 原敬記念館に関する条例（昭和33年条例第41号）の全部を改正する。 第1条から第6条まで 略 (入館料) 第7条 入館者から別表に定める入館料を徴収する。 2 入館料は、第3条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 (入館料の減免) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を減免することができる。 (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が入館するとき。 (2) 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものが入館するとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 第9条から第18条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和7年条例第 号）</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> 別表（第7条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人入館料 (1人1回につき)</th> <th>団体入館料 (1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>300円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒</td> <td>200円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒及び小学校児童</td> <td>100円</td> <td>80円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考 団体入館料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</u></p> </p>	区分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)	一般	300円	240円	高等学校生徒	200円	160円	中学校生徒及び小学校児童	100円	80円	<p>○盛岡市原敬記念館条例 昭和60年3月26日条例第24号 改正 略</p> <p>盛岡市原敬記念館条例 原敬記念館に関する条例（昭和33年条例第41号）の全部を改正する。 第1条から第6条まで 略 (入館料) 第7条 入館者から別表に定める入館料を徴収する。 2 入館料は、第3条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 (入館料の減免) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を減免することができる。 (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が入館するとき。 (2) 市の区域内に住所を有する<u>65歳以上の者</u> <u>が入館するとき。</u> (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 第9条から第18条まで 略 附 則 略 別表（第7条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人入館料 (1人1回につき)</th> <th>団体入館料 (1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>200円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒及び小学校児童</td> <td>50円</td> <td>30円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p>1 団体入館料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。 2 規則で定める日に規則で定める中学校生徒及び小学校児童が5人以上の団体で入館する場合におけるこの表の適用については、「50円」とあるのは「20円」と、「30円」とあるのは「10円」とする。</p> </p>	区分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)	一般	200円	120円	中学校生徒及び小学校児童	50円	30円
区分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)																				
一般	300円	240円																				
高等学校生徒	200円	160円																				
中学校生徒及び小学校児童	100円	80円																				
区分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)																				
一般	200円	120円																				
中学校生徒及び小学校児童	50円	30円																				

議案第 138 号

盛岡市先人記念館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

先人記念館の入館料の額を改めるとともに、当該入館料の減免の対象となる範囲を改めるほか、団体入館料を適用する場合の要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 入館料の額の改正等

- ア 別表に定める入館料について、従前の入館料の 1.5倍に相当する額に改める。
- イ 規則で定める日に規則で定める中学校生徒及び小学校児童が 5 人以上の団体で入館する場合の減額措置を廃止する。

(2) 減免の対象となる範囲の改正

市の区域内に住所を有する65歳以上の者に対する減免を廃止し、市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものを減免の対象に加える。

(3) 団体入館料を適用する場合の要件の改正

団体入館料を適用する場合における団体の要件を、「20人以上の団体で責任者のあるもの」とする。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市先人記念館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																								
○盛岡市先人記念館条例 改正 略 令和7年 月 日条例第 号	○盛岡市先人記念館条例 改正 略																								
盛岡市先人記念館条例 第1条から第6条まで 略 (入館料) 第7条 入館者から別表に定める入館料を徴収する。 2 入館料は、第3条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 (入館料の減免) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を減免することができる。 (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が入館するとき。 (2) 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものが入館するとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 第9条から第19条まで 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） この条例は、令和8年4月1日から施行する。	盛岡市先人記念館条例 第1条から第6条まで 略 (入館料) 第7条 入館者から別表に定める入館料を徴収する。 2 入館料は、第3条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 (入館料の減免) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を減免することができる。 (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が入館するとき。 (2) 市の区域内に住所を有する65歳以上の者 が入館するとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 第9条から第19条まで 略 附 則 略																								
別表（第7条関係）	別表（第7条関係）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人入館料 (1人1回につき)</th> <th>団体入館料 (1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>450円</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒</td> <td>300円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒及び小学校児童</td> <td>150円</td> <td>120円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 団体入館料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</p>	区分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)	一般	450円	360円	高等学校生徒	300円	240円	中学校生徒及び小学校児童	150円	120円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人入館料 (1人1回につき)</th> <th>団体入館料 (1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>300円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒</td> <td>200円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒及び小学校児童</td> <td>100円</td> <td>80円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 団体入館料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</p> <p>2 規則で定める日に規則で定める中学校生徒及び小学校児童が5人以上の団体で入館する場合におけるこの表の適用については、「100円」とあるのは「50円」と、「80円」とあるのは「40円」とする。</p>	区分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)	一般	300円	240円	高等学校生徒	200円	160円	中学校生徒及び小学校児童	100円	80円
区分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)																							
一般	450円	360円																							
高等学校生徒	300円	240円																							
中学校生徒及び小学校児童	150円	120円																							
区分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)																							
一般	300円	240円																							
高等学校生徒	200円	160円																							
中学校生徒及び小学校児童	100円	80円																							

議案第 139 号

盛岡市石川啄木記念館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

石川啄木記念館の入館料の額を改めるとともに、当該入館料の減免の対象となる範囲を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 入館料の額の改正

別表に定める入館料について、従前の入館料の 1.5倍に相当する額に改める。

(2) 減免の対象となる範囲の改正

市の区域内に住所を有する65歳以上の者に対する減免を廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市石川啄木記念館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>○盛岡市石川啄木記念館条例 平成25年3月27日条例第22号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市石川啄木記念館条例 第1条から第6条まで 略 (入館料)</p> <p>第7条 入館者（展示室に入室する者に限る。）から別表に定める入館料を徴収する。</p> <p>2 入館料は、第3条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 (入館料の減免)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が入館するとき。</p> <p>(2) 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものが入館するとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</p> <p>第9条から第18条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和7年条例第 号）</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>個人入館料 (1人1回につき)</th><th>団体入館料 (1人1回につき)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td><td>450円</td><td>360円</td></tr> <tr> <td>高等学校生徒</td><td>300円</td><td>240円</td></tr> <tr> <td>中学校生徒及び小学校児童</td><td>150円</td><td>120円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 団体入館料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</p>	区分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)	一般	450円	360円	高等学校生徒	300円	240円	中学校生徒及び小学校児童	150円	120円	<p>○盛岡市石川啄木記念館条例 平成25年3月27日条例第22号 改正 略</p> <p>盛岡市石川啄木記念館条例 第1条から第6条まで 略 (入館料)</p> <p>第7条 入館者（展示室に入室する者に限る。）から別表に定める入館料を徴収する。</p> <p>2 入館料は、第3条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 (入館料の減免)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が入館するとき。</p> <p>(2) <u>市の区域内に住所を有する65歳以上の者が入館するとき。</u></p> <p>(3) 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものが入館するとき。</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</u></p> <p>第9条から第18条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>個人入館料 (1人1回につき)</th><th>団体入館料 (1人1回につき)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td><td>300円</td><td>240円</td></tr> <tr> <td>高等学校生徒</td><td>200円</td><td>160円</td></tr> <tr> <td>中学校生徒及び小学校児童</td><td>100円</td><td>80円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 団体入館料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</p>	区分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)	一般	300円	240円	高等学校生徒	200円	160円	中学校生徒及び小学校児童	100円	80円
区分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)																							
一般	450円	360円																							
高等学校生徒	300円	240円																							
中学校生徒及び小学校児童	150円	120円																							
区分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)																							
一般	300円	240円																							
高等学校生徒	200円	160円																							
中学校生徒及び小学校児童	100円	80円																							

議案第 140 号

盛岡市てがみ館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

てがみ館の入館料の額を改めるとともに、当該入館料の減免の対象となる範囲を改めるほか、当該入館料に中学校生徒及び小学校児童の区分を設けようとするものである。

2 改正の内容

(1) 入館料の額の改正

別表に定める入館料について、従前の入館料の 1.5倍に相当する額に改める。ただし、高等学校生徒については、改正後の一般の区分の額の 3 分の 2 に相当する額とする。

(2) 減免の対象となる範囲の改正

市の区域内に住所を有する65歳以上の者に対する減免を廃止し、市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものを減免の対象に加える。

(3) 入館料の区分の新設

入館料の区分に中学校生徒及び小学校児童の区分を新たに設ける。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市てがみ館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																					
<p>○盛岡市てがみ館条例</p> <p>平成12年3月30日条例第27号</p> <p>改正 略</p> <p><b>令和7年 月 日条例第 号</b></p> <p>盛岡市てがみ館条例</p> <p>第1条から第6条まで 略</p> <p>(入館料)</p> <p>第7条 入館者から別表に定める入館料を徴収する。</p> <p>2 入館料は、第3条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>(入館料の減免)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が入館するとき。</p> <p>(2) 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものが入館するとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</p> <p>第9条から第18条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p><b>附 則（令和7年条例第 号）</b></p> <p><b>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</b></p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人入館料 (1人1回につき)</th> <th>団体入館料 (1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>300円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒</td> <td>200円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒及び小学校児童</td> <td>100円</td> <td>80円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 団体入館料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</p>	区分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)	一般	300円	240円	高等学校生徒	200円	160円	中学校生徒及び小学校児童	100円	80円	<p>○盛岡市てがみ館条例</p> <p>平成12年3月30日条例第27号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市てがみ館条例</p> <p>第1条から第6条まで 略</p> <p>(入館料)</p> <p>第7条 入館者から別表に定める入館料を徴収する。</p> <p>2 入館料は、第3条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>(入館料の減免)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が入館するとき。</p> <p>(2) 市の区域内に住所を有する<b>65歳以上の者</b></p> <p><b>が入館するとき。</b></p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</p> <p>第9条から第18条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人入館料 (1人1回につき)</th> <th>団体入館料 (1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>200円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒</td> <td>100円</td> <td>80円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 団体入館料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</p>	区分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)	一般	200円	160円	高等学校生徒	100円	80円
区分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)																				
一般	300円	240円																				
高等学校生徒	200円	160円																				
中学校生徒及び小学校児童	100円	80円																				
区分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)																				
一般	200円	160円																				
高等学校生徒	100円	80円																				

議案第 141 号

盛岡市子ども科学館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

子ども科学館の使用料の額及び当該使用料の減免の対象となる範囲を改めるとともに、当該使用料に高等学校生徒の区分を設けるほか、団体使用料を適用する場合の要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用料の額の改正等

ア 別表に定める使用料について、従前の使用料の 1.5倍に相当する額に改める。ただし、展示室の中学校生徒以下の者（4歳未満の者を除く。以下同じ。）の区分については、現行どおりとする。

イ 規則で定める日に規則で定める中学校生徒以下の者が 5 人以上の団体で展示室及びプラネットリウム室を使用する場合の減額措置を廃止する。

(2) 減免の対象となる範囲の改正

市の区域内に住所を有する65歳以上の者に対する減免を廃止する。

(3) 使用料の区分の新設

使用料の区分に高等学校生徒の区分を新たに設ける。

(4) 団体使用料を適用する場合の要件の改正

団体使用料を適用する場合における団体の要件を、「20人以上の団体で責任者のあるもの」とする。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市子ども科学館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																				
<p>○盛岡市子ども科学館条例 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市子ども科学館条例 第1条から第5条まで 略 (使用料) 第6条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 (使用料の減免) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。 (1) 市の区域内の小学校、中学校又は幼稚園の児童、生徒又は幼児が学校の教育課程に基づく教育活動として使用するとき。 (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が使用するとき。  (3) <u>前2号</u>に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 第8条から第18条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和7年条例第 号）</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人使用料 (1人1回につき)</th> <th>団体使用料 (1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示室 一般</td> <td>300円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>展示室 高等学校生徒</td> <td>200円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒以下の者（4歳未満の者を除く。以下同じ。）</td> <td>100円</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>プラネタリウム室 一般</td> <td>450円</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>プラネタリウム室 高等学校生徒</td> <td>300円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒以下の者</td> <td>150円</td> <td>120円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 団体使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</p>	区分	個人使用料 (1人1回につき)	団体使用料 (1人1回につき)	展示室 一般	300円	240円	展示室 高等学校生徒	200円	160円	中学校生徒以下の者（4歳未満の者を除く。以下同じ。）	100円	80円	プラネタリウム室 一般	450円	360円	プラネタリウム室 高等学校生徒	300円	240円	中学校生徒以下の者	150円	120円	<p>○盛岡市子ども科学館条例 改正 略 昭和58年3月25日条例第13号</p> <p>盛岡市子ども科学館条例 第1条から第5条まで 略 (使用料) 第6条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 (使用料の減免) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。 (1) 市の区域内の小学校、中学校又は幼稚園の児童、生徒又は幼児が学校の教育課程に基づく教育活動として使用するとき。 (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が使用するとき。  (3) <u>市の区域内に住所を有する65歳以上の者が使用するとき。</u> (4) <u>前3号</u>に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 第8条から第18条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人使用 (1人1回につき)</th> <th>団体使用 (1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示室 一般</td> <td>200円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒以下の者（4歳未満の者を除く。以下同じ。）</td> <td>100円</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>プラネタリウム室 一般</td> <td>300円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒以下の者</td> <td>100円</td> <td>80円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 団体使用の使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。 2 規則で定める目に規則で定める中学校生徒以下の者が5人以上の団体で子ども科学館の展示室及びプラネタリウム室を使用する場合におけるこの表の適用については、「100円」とあるのは「50円」と、「80円」とあるのは「40円」とする。</p>	区分	個人使用 (1人1回につき)	団体使用 (1人1回につき)	展示室 一般	200円	160円	中学校生徒以下の者（4歳未満の者を除く。以下同じ。）	100円	80円	プラネタリウム室 一般	300円	240円	中学校生徒以下の者	100円	80円
区分	個人使用料 (1人1回につき)	団体使用料 (1人1回につき)																																			
展示室 一般	300円	240円																																			
展示室 高等学校生徒	200円	160円																																			
中学校生徒以下の者（4歳未満の者を除く。以下同じ。）	100円	80円																																			
プラネタリウム室 一般	450円	360円																																			
プラネタリウム室 高等学校生徒	300円	240円																																			
中学校生徒以下の者	150円	120円																																			
区分	個人使用 (1人1回につき)	団体使用 (1人1回につき)																																			
展示室 一般	200円	160円																																			
中学校生徒以下の者（4歳未満の者を除く。以下同じ。）	100円	80円																																			
プラネタリウム室 一般	300円	240円																																			
中学校生徒以下の者	100円	80円																																			

議案第 142 号

盛岡市遺跡の学び館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

遺跡の学び館の使用料の額を改めるとともに、遺跡の学び館の展示室の使用料の減免の対象となる範囲を改めるほか、当該展示室の使用料に高等学校生徒の区分を設けようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用料の額の改正等

- ア 別表に定める使用料について、従前の使用料の 1.5倍に相当する額に改める。ただし、展示室の使用料のうち中学校生徒及び小学校児童の区分については、現行どおりとする。
- イ 規則で定める日に規則で定める中学校生徒及び小学校児童が 5 人以上の団体で展示室を使用する場合の減額措置を廃止する。

(2) 展示室の減免の対象となる範囲の改正

市の区域内に住所を有する65歳以上の者に対する減免を廃止し、市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものを減免の対象に加える。

(3) 展示室の使用料の区分の新設

展示室の使用料の区分に高等学校生徒の区分を新たに設ける。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市遺跡の学び館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																				
<p>○盛岡市遺跡の学び館条例 平成16年3月31日条例第29号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市遺跡の学び館条例 第1条から第6条まで 略 (使用料) 第7条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、第3条第1項の許可の際に徴収する。 (使用料の減免) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。 (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が遺跡の学び館の展示室を使用するとき、障害者が遺跡の学び館の研修室又は体験学習室を個人で使用するとき並びに遺跡の学び館を障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。 (2) 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものが遺跡の学び館の展示室を使用するとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 第9条から第12条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和7年条例第 号）</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> 別表（第7条関係） (1) 展示室の使用料</p>	<p>○盛岡市遺跡の学び館条例 平成16年3月31日条例第29号 改正 略</p> <p>盛岡市遺跡の学び館条例 第1条から第6条まで 略 (使用料) 第7条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、第3条第1項の許可の際に徴収する。 (使用料の減免) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。 (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が遺跡の学び館の展示室を使用するとき、障害者が遺跡の学び館の研修室又は体験学習室を個人で使用するとき並びに遺跡の学び館を障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。 (2) 市の区域内に住所を有する<u>65歳以上の者</u> <u>が遺跡の学び館の展示室を使用するとき。</u> (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 第9条から第12条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第7条関係） (1) 展示室の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人使用料（1人1回につき）</th> <th>団体使用料（1人1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>300円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒</td> <td>200円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒及び小学校児童</td> <td>100円</td> <td>80円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u> 団体使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</p> <p><u>1 団体使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</u> <u>2 規則で定める日に規則で定める中学校生徒及び小学校児童が5人以上で使用する場合におけるこの表の適用については、「100円」とあるのは「50円」と、「80円」とあるのは「40円」とする。</u></p> <p>(2) 研修室及び体験学習室の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>1,500円</td> <td>1,950円</td> <td>3,450円</td> </tr> <tr> <td>西側</td> <td>3,000円</td> <td>3,900円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>3,150円</td> <td>4,200円</td> <td>7,350円</td> </tr> <tr> <td>体験学習室</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 研修室及び体験学習室の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>1,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td>西側</td> <td>2,000円</td> <td>2,600円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>東側</td> <td>2,100円</td> <td>2,800円</td> <td>4,900円</td> </tr> <tr> <td>体験学習室</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	個人使用料（1人1回につき）	団体使用料（1人1回につき）	一般	300円	240円	高等学校生徒	200円	160円	中学校生徒及び小学校児童	100円	80円	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	研修室	1,500円	1,950円	3,450円	西側	3,000円	3,900円	6,900円	東側	3,150円	4,200円	7,350円	体験学習室				区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	研修室	1,000円	1,300円	2,300円	西側	2,000円	2,600円	4,600円	東側	2,100円	2,800円	4,900円	体験学習室			
区分	個人使用料（1人1回につき）	団体使用料（1人1回につき）																																																			
一般	300円	240円																																																			
高等学校生徒	200円	160円																																																			
中学校生徒及び小学校児童	100円	80円																																																			
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで																																																		
研修室	1,500円	1,950円	3,450円																																																		
西側	3,000円	3,900円	6,900円																																																		
東側	3,150円	4,200円	7,350円																																																		
体験学習室																																																					
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで																																																		
研修室	1,000円	1,300円	2,300円																																																		
西側	2,000円	2,600円	4,600円																																																		
東側	2,100円	2,800円	4,900円																																																		
体験学習室																																																					

議案第 143 号

盛岡市歴史文化館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

歴史文化館の歴史展示室の使用料の額を改めるとともに、歴史文化館の使用料の減免の対象となる範囲を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 歴史展示室の使用料の額の改正

別表に定める歴史展示室の使用料について、従前の使用料の 1.5倍に相当する額に改める。

(2) 減免の対象となる範囲の改正

市の区域内に住所を有する65歳以上の者に対する減免を廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市歴史文化館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																														
○盛岡市歴史文化館条例 平成22年3月26日条例第16号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市歴史文化館条例 第1条から第8条まで 略 (使用料) 第9条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、第4条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 第9条の2 略 (使用料の減免) 第10条 市長（指定管理者が管理する歴史文化館にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する歴史文化館にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。 (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が使用するとき。 (2) 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものが使用するとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 第11条から第20条まで 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） この条例は、令和8年4月1日から施行する。	○盛岡市歴史文化館条例 平成22年3月26日条例第16号 改正 略 盛岡市歴史文化館条例 第1条から第8条まで 略 (使用料) 第9条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、第4条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 第9条の2 略 (使用料の減免) 第10条 市長（指定管理者が管理する歴史文化館にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する歴史文化館にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。 (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が使用するとき。 (2) 市の区域内に住所を有する65歳以上の者が使用するとき。 (3) 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものが使用するとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 第11条から第20条まで 略 附 則 略																														
別表（第9条関係）	別表（第9条関係）																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人使用料 (1人1回につき)</th> <th>団体使用料 (1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歴史展示室 一般</td> <td>450円</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒</td> <td>300円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒及び小学校児童</td> <td>150円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>企画展示室</td> <td>展示を行うのに要した費用を勘案して、その都度市長が定める額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	個人使用料 (1人1回につき)	団体使用料 (1人1回につき)	歴史展示室 一般	450円	360円	高等学校生徒	300円	240円	中学校生徒及び小学校児童	150円	120円	企画展示室	展示を行うのに要した費用を勘案して、その都度市長が定める額		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人使用料 (1人1回につき)</th> <th>団体使用料 (1人1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歴史展示室 一般</td> <td>300円</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒</td> <td>200円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒及び小学校児童</td> <td>100円</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>企画展示室</td> <td>展示を行うのに要した費用を勘案して、その都度市長が定める額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	個人使用料 (1人1回につき)	団体使用料 (1人1回につき)	歴史展示室 一般	300円	240円	高等学校生徒	200円	160円	中学校生徒及び小学校児童	100円	80円	企画展示室	展示を行うのに要した費用を勘案して、その都度市長が定める額	
区分	個人使用料 (1人1回につき)	団体使用料 (1人1回につき)																													
歴史展示室 一般	450円	360円																													
高等学校生徒	300円	240円																													
中学校生徒及び小学校児童	150円	120円																													
企画展示室	展示を行うのに要した費用を勘案して、その都度市長が定める額																														
区分	個人使用料 (1人1回につき)	団体使用料 (1人1回につき)																													
歴史展示室 一般	300円	240円																													
高等学校生徒	200円	160円																													
中学校生徒及び小学校児童	100円	80円																													
企画展示室	展示を行うのに要した費用を勘案して、その都度市長が定める額																														
備考 団体使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。	備考 団体使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。																														

議案第 144 号

盛岡市野球場条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

太田橋野球場の使用料の額を改めるとともに、市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が当該施設を使用する場合の使用料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用料の額の改正

第 8 条第 1 項に定める使用料について、従前の使用料の 1.5 倍に相当する額に改める。

(2) 市外在住者等の使用料の額の設定

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額を新たに設定し、その額は、第 8 条第 1 項に規定する額の 2 倍に相当する額とする。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市野球場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市野球場条例</p> <p>平成16年12月27日条例第51号</p> <p>改正 略</p> <p>令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市野球場条例</p> <p>盛岡市営野球場条例（昭和25年条例第10号）の全部を改正する。</p> <p>第1条から第7条まで 略</p> <p>（使用料）</p> <p>第8条 使用者から使用料として、1面につき1時間までごとに<u>300円（市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合にあっては、600円）</u>を徴収する。</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和7年条例第 号）</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市野球場条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市野球場条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する野球場にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市野球場条例</p> <p>平成16年12月27日条例第51号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市野球場条例</p> <p>盛岡市営野球場条例（昭和25年条例第10号）の全部を改正する。</p> <p>第1条から第7条まで 略</p> <p>（使用料）</p> <p>第8条 使用者から使用料として、1面につき1時間までごとに<u>200円</u>を徴収する。</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 145 号

盛岡市球技公園条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

球技公園の有料公園施設の使用料の額を改めようとするものである。

2 改正の内容

別表に定める使用料について、従前の使用料の 1.5倍に相当する額に改める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市球技公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前																																																																											
○盛岡市球技公園条例 令和4年6月24日条例第27号 改正 令和7年 月 日条例第 号		○盛岡市球技公園条例 令和4年6月24日条例第27号																																																																											
盛岡市球技公園条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、有料公園施設の附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号)		盛岡市球技公園条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、有料公園施設の附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略																																																																											
1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市球技公園条例の規定は、この条例の施行の日以後にする 盛岡市球技公園条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する同条例第3条に規定する有料公園施設にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。		別表（第8条関係） (1) 野球場 ア グラウンドの使用料																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> <th colspan="2">その他の日</th> </tr> <tr> <th>午前5時 から午前 8時まで</th> <th>午前8時 から午後 9時まで</th> <th>午前5時 から午前 8時まで</th> <th>午前8時 から午後 9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">料金を徴収しない場合</td> <td>アマチュアス ポーツに使用 する場合（1 時間までごと に）</td> <td>900円 4,350円</td> <td>750円 3,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学生以 下の者</td> <td>450円 2,170円</td> <td>370円 1,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の催しに使用す る場合（1時間までご とに）</td> <td>2,700円 13,050円</td> <td>2,250円 10,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">料金を徴収する場合</td> <td>アマチュアス ポーツに使用 する場合（1 時間までごと に）</td> <td>2,700円 1,350円</td> <td>2,250円 6,520円</td> <td>10,800円 1,120円</td> </tr> <tr> <td>大学生以 下の者</td> <td></td> <td></td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の催しに使用す る場合</td> <td>使用する日ごとに その日の最高入場 料の480人分に相 当する額（その額 が1,110,220円に 満たない場合は 1,110,220円）</td> <td>使用する日ごとに その日の最高入場 料の360人分に相 当する額（その額 が887,890円に 満たない場合は 887,890円）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	土曜日及び休日		その他の日		午前5時 から午前 8時まで	午前8時 から午後 9時まで	午前5時 から午前 8時まで	午前8時 から午後 9時まで	料金を徴収しない場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合（1 時間までごと に）	900円 4,350円	750円 3,600円		大学生以 下の者	450円 2,170円	370円 1,800円			その他の催しに使用す る場合（1時間までご とに）	2,700円 13,050円	2,250円 10,800円		料金を徴収する場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合（1 時間までごと に）	2,700円 1,350円	2,250円 6,520円	10,800円 1,120円	大学生以 下の者			5,400円		その他の催しに使用す る場合	使用する日ごとに その日の最高入場 料の480人分に相 当する額（その額 が1,110,220円に 満たない場合は 1,110,220円）	使用する日ごとに その日の最高入場 料の360人分に相 当する額（その額 が887,890円に 満たない場合は 887,890円）		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> <th colspan="2">その他の日</th> </tr> <tr> <th>午前5時 から午前 8時まで</th> <th>午前8時 から午後 9時まで</th> <th>午前5時 から午前 8時まで</th> <th>午前8時 から午後 9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">料金を徴収しない場合</td> <td>アマチュアス ポーツに使用 する場合（1 時間までごと に）</td> <td>600円 300円</td> <td>2,900円 1,450円</td> <td>500円 250円</td> </tr> <tr> <td>大学生以 下の者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の催しに使用す る場合（1時間までご とに）</td> <td>1,800円</td> <td>8,700円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">料金を徴収する場合</td> <td>アマチュアス ポーツに使用 する場合（1 時間までごと に）</td> <td>1,800円 900円</td> <td>8,700円 4,350円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>大学生以 下の者</td> <td></td> <td></td> <td>7,200円 3,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の催しに使用す る場合</td> <td>使用する日ごとに その日の最高入場 料の480人分に相 当する額（その額 が740,150円に 満たない場合は 740,150円）</td> <td>使用する日ごとに その日の最高入場 料の360人分に相 当する額（その額 が591,930円に満 たない場合は 591,930円）</td> <td>使用する日ごとに その日の最高入場 料の480人分に相 当する額（その額 が591,930円に満 たない場合は 591,930円）</td> </tr> </tbody> </table>		区分	土曜日及び休日		その他の日		午前5時 から午前 8時まで	午前8時 から午後 9時まで	午前5時 から午前 8時まで	午前8時 から午後 9時まで	料金を徴収しない場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合（1 時間までごと に）	600円 300円	2,900円 1,450円	500円 250円	大学生以 下の者					その他の催しに使用す る場合（1時間までご とに）	1,800円	8,700円	1,500円	料金を徴収する場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合（1 時間までごと に）	1,800円 900円	8,700円 4,350円	1,500円	大学生以 下の者			7,200円 3,600円		その他の催しに使用す る場合	使用する日ごとに その日の最高入場 料の480人分に相 当する額（その額 が740,150円に 満たない場合は 740,150円）	使用する日ごとに その日の最高入場 料の360人分に相 当する額（その額 が591,930円に満 たない場合は 591,930円）	使用する日ごとに その日の最高入場 料の480人分に相 当する額（その額 が591,930円に満 たない場合は 591,930円）
区分	土曜日及び休日		その他の日																																																																										
	午前5時 から午前 8時まで	午前8時 から午後 9時まで	午前5時 から午前 8時まで	午前8時 から午後 9時まで																																																																									
料金を徴収しない場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合（1 時間までごと に）	900円 4,350円	750円 3,600円																																																																										
	大学生以 下の者	450円 2,170円	370円 1,800円																																																																										
	その他の催しに使用す る場合（1時間までご とに）	2,700円 13,050円	2,250円 10,800円																																																																										
料金を徴収する場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合（1 時間までごと に）	2,700円 1,350円	2,250円 6,520円	10,800円 1,120円																																																																									
	大学生以 下の者			5,400円																																																																									
	その他の催しに使用す る場合	使用する日ごとに その日の最高入場 料の480人分に相 当する額（その額 が1,110,220円に 満たない場合は 1,110,220円）	使用する日ごとに その日の最高入場 料の360人分に相 当する額（その額 が887,890円に 満たない場合は 887,890円）																																																																										
区分	土曜日及び休日		その他の日																																																																										
	午前5時 から午前 8時まで	午前8時 から午後 9時まで	午前5時 から午前 8時まで	午前8時 から午後 9時まで																																																																									
料金を徴収しない場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合（1 時間までごと に）	600円 300円	2,900円 1,450円	500円 250円																																																																									
	大学生以 下の者																																																																												
	その他の催しに使用す る場合（1時間までご とに）	1,800円	8,700円	1,500円																																																																									
料金を徴収する場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合（1 時間までごと に）	1,800円 900円	8,700円 4,350円	1,500円																																																																									
	大学生以 下の者			7,200円 3,600円																																																																									
	その他の催しに使用す る場合	使用する日ごとに その日の最高入場 料の480人分に相 当する額（その額 が740,150円に 満たない場合は 740,150円）	使用する日ごとに その日の最高入場 料の360人分に相 当する額（その額 が591,930円に満 たない場合は 591,930円）	使用する日ごとに その日の最高入場 料の480人分に相 当する額（その額 が591,930円に満 たない場合は 591,930円）																																																																									
備考		備考																																																																											
1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。 2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。 3 午前5時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前8時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。		1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。 2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。 3 午前5時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前8時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。																																																																											
イ トレーニング室、会議室及び多目的室の使用料		イ トレーニング室、会議室及び多目的室の使用料																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>トレーニ ング室</th> <th>第1屋内トレーニングスペース 及び第1素振りスペース（1時 大学生以下）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレーニ ング室</td> <td>3,000円 1,500円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額		トレーニ ング室	第1屋内トレーニングスペース 及び第1素振りスペース（1時 大学生以下）	トレーニ ング室	3,000円 1,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>トレーニ ング室</th> <th>第1屋内トレーニングスペース 及び第1素振りスペース（1時 大学生以下）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレーニ ング室</td> <td>2,000円 1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額		トレーニ ング室	第1屋内トレーニングスペース 及び第1素振りスペース（1時 大学生以下）	トレーニ ング室	2,000円 1,000円																																																												
区分	金額																																																																												
	トレーニ ング室	第1屋内トレーニングスペース 及び第1素振りスペース（1時 大学生以下）																																																																											
トレーニ ング室	3,000円 1,500円																																																																												
区分	金額																																																																												
	トレーニ ング室	第1屋内トレーニングスペース 及び第1素振りスペース（1時 大学生以下）																																																																											
トレーニ ング室	2,000円 1,000円																																																																												

改正後				改正前			
第1会議室	今までごとに	の者		今までごとに	の者		
	第2屋内トレーニングスペース及び第2素振りスペース（1時間までごとに）	一般	3,000円	第2屋内トレーニングスペース及び第2素振りスペース（1時間までごとに）	一般	2,000円	
		大学生以下	1,500円		大学生以下	1,000円	
	第1ブルペン（1箇所につき1時間までごとに）	一般	750円	第1ブルペン（1箇所につき1時間までごとに）	一般	500円	
		大学生以下	370円		大学生以下	250円	
	第2ブルペン（1箇所につき1時間までごとに）	一般	750円	第2ブルペン（1箇所につき1時間までごとに）	一般	500円	
		大学生以下	370円		大学生以下	250円	
	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	750円	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	500円	
		大学生以下	370円		大学生以下	250円	
	その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		2,250円	その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		1,500円	
第2会議室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	750円	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	500円	
		大学生以下	370円		大学生以下	250円	
	その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		2,250円	その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		1,500円	
第1多目的室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	750円	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	500円	
		大学生以下	370円		大学生以下	250円	
	その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		2,250円	その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		1,500円	
第2多目的室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	750円	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	500円	
		大学生以下	370円		大学生以下	250円	
	その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		2,250円	その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		1,500円	
第3多目的室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	750円	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	500円	
		大学生以下	370円		大学生以下	250円	
	その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		2,250円	その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		1,500円	

#### ウ 照明設備、放送設備及びスコアボードの使用料

区分		金額
照明設備	料金を徴収しない場合（1時間までごとに）	全部を点灯する場合 27,000円
	4分の3を点灯する場合	20,250円
	2分の1を点灯する場合	13,500円
	4分の1を点灯する場合	3,000円
	料金を徴収する場合（1時間までごとに）	全部を点灯する場合 108,000円
	4分の3を点灯する場合	81,000円
	2分の1を点灯する場合	54,000円
	4分の1を点灯する場合	12,000円
	放送設備	アマチュアスポーツに使用する場合（1試合につき） 1,800円
	その他の催しに使用する場合（1回につき）	3,600円
スコアボード	アマチュアスポーツに使用する場合（1試合につき）	3,000円
	その他の催しに使用する場合（1回につき）	6,000円

備考 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。

#### （2）屋内練習場

##### ア 多目的グラウンドの使用料

区分		土曜日及び休日	その他の日
料金を徴収し	全面使用	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	6,000円
		大学生以下の者	3,000円
			5,100円
			2,550円

#### ウ 照明設備、放送設備及びスコアボードの使用料

区分		金額
照明設備	料金を徴収しない場合（1時間までごとに）	全部を点灯する場合 18,000円
	4分の3を点灯する場合	13,500円
	2分の1を点灯する場合	9,000円
	4分の1を点灯する場合	2,000円
	料金を徴収する場合（1時間までごとに）	全部を点灯する場合 72,000円
	4分の3を点灯する場合	54,000円
	2分の1を点灯する場合	36,000円
	4分の1を点灯する場合	8,000円
	放送設備	アマチュアスポーツに使用する場合（1試合につき） 1,200円
	その他の催しに使用する場合（1回につき）	2,400円
スコアボード	アマチュアスポーツに使用する場合（1試合につき）	2,000円
	その他の催しに使用する場合（1回につき）	4,000円

備考 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。

#### （2）屋内練習場

##### ア 多目的グラウンドの使用料

区分		土曜日及び休日	その他の日
料金を徴収し	全面使用	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	4,000円
		大学生以下の者	2,000円
			3,400円
			1,700円

改正後						改正前					
ない場合	半面使用	でごとに)				でごとに)					
		その他の催しに使用する場合 (1時間までごとに)	18,000円	15,000円		その他の催しに使用する場合 (1時間までごとに)	12,000円	10,000円			
		アマチュアスポーツ一般	3,000円	2,550円		アマチュアスポーツ一般	2,000円	1,700円			
		一つに使用する大学生以下の場合 (1時間までごとに)	1,500円	1,270円		一つに使用する大学生以下の場合 (1時間までごとに)	1,000円	850円			
	4分の1面使用	その他の催しに使用する場合 (1時間までごとに)	9,000円	7,500円		その他の催しに使用する場合 (1時間までごとに)	6,000円	5,000円			
		アマチュアスポーツ一般	1,500円	1,270円		アマチュアスポーツ一般	1,000円	850円			
		一つに使用する大学生以下の場合 (1時間までごとに)	750円	630円		一つに使用する大学生以下の場合 (1時間までごとに)	500円	425円			
	料金を徴収する場合	その他の催しに使用する場合 (1時間までごとに)	4,500円	3,750円		その他の催しに使用する場合 (1時間までごとに)	3,000円	2,500円			
		集会、展示会、式典その他のこれらに類する催しに使用する場合 (1時間までごとに)	60,000円	51,000円		集会、展示会、式典その他のこれらに類する催しに使用する場合 (1時間までごとに)	40,000円	34,000円			
		音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合 (1時間までごとに)	72,000円	61,200円		音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合 (1時間までごとに)	48,000円	40,800円			

#### 備考

1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。

2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

#### イ トレーニングルームの使用料

区分	一般	大学生以下の者
普通使用 (1回につき)	600円	450円
回数使用 (6回につき)	3,000円	2,250円
定期使用	3月につき	15,600円
	6月につき	23,400円
	1年につき	31,200円
		23,400円

#### 備考

1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。

2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

#### イ トレーニングルームの使用料

区分	一般	大学生以下の者
普通使用 (1回につき)	400円	300円
回数使用 (6回につき)	2,000円	1,500円
定期使用	3月につき	10,400円
	6月につき	15,600円
	1年につき	20,800円
		15,600円

議案第 146 号

盛岡市体育館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

体育館の使用料の額を改めるとともに、市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が当該施設を使用する場合の使用料の額を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用料の額の改正

別表に定める使用料について、従前の使用料の 1.5倍に相当する額に改める。

(2) 市外在住者等の使用料の額の設定

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額を新たに設定し、その額は、別表の規定により算定した額の 2倍に相当する額とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 盛岡体育館のトレーニングルームを使用する場合

イ 盛岡市好摩体育館を貸切使用する場合において、当該使用が、アリーナにあっては料金を徴収し、かつ、その他の催しに使用する場合、柔道場にあってはその他の催しに使用する場合に該当する場合

(3) 一般使用の区分の改正

盛岡体育館のアリーナ又は盛岡市都南体育館、盛岡市飯岡体育館及び盛岡市乙部体育館の一般使用の区分について、「1人 1回につき」を「1人 1時間までごとに」に改める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市体育館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前																																																											
○盛岡市体育館条例 平成4年3月24日条例第69号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u>		○盛岡市体育館条例 平成4年3月24日条例第69号 改正 略																																																											
盛岡市体育館条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u>		盛岡市体育館条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略																																																											
1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後に盛岡市体育館条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する体育館にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。		別表（第8条関係） (1) 盛岡体育館 ア 貸切使用の場合の使用料																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">土曜日及び休日 (1時間までごとに)</th> <th colspan="2">土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)</th> </tr> <tr> <th>午前9時 から午後 1時まで</th> <th>午後1時 から午後 5時まで</th> <th>午前9時 から午後 1時まで</th> <th>午後1時 から午後 5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>3,750円</td> <td>5,250円</td> <td>6,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>控室</td> <td></td> <td></td> <td>150円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td></td> <td></td> <td>750円</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>体力測定 室</td> <td></td> <td></td> <td>750円</td> <td>750円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	土曜日及び休日 (1時間までごとに)		土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)		午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	アリーナ	3,750円	5,250円	6,000円	3,000円	控室			150円	150円	研修室			750円	750円	体力測定 室			750円	750円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">土曜日及び休日 (1時間までごとに)</th> <th colspan="2">土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)</th> </tr> <tr> <th>午前9時 から午後 1時まで</th> <th>午後1時 から午後 5時まで</th> <th>午前9時 から午後 1時まで</th> <th>午後1時 から午後 5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>2,500円</td> <td>3,500円</td> <td>4,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>控室</td> <td></td> <td></td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td></td> <td></td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>体力測定 室</td> <td></td> <td></td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	土曜日及び休日 (1時間までごとに)		土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)		午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	アリーナ	2,500円	3,500円	4,000円	2,000円	控室			100円	100円	研修室			500円	500円	体力測定 室			500円	500円
区分	土曜日及び休日 (1時間までごとに)		土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)																																																										
	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで																																																									
アリーナ	3,750円	5,250円	6,000円	3,000円																																																									
控室			150円	150円																																																									
研修室			750円	750円																																																									
体力測定 室			750円	750円																																																									
区分	土曜日及び休日 (1時間までごとに)		土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)																																																										
	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで																																																									
アリーナ	2,500円	3,500円	4,000円	2,000円																																																									
控室			100円	100円																																																									
研修室			500円	500円																																																									
体力測定 室			500円	500円																																																									
備考 1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）をいう。 2 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額とする。 3 アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。 4 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。 5 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。 6 12月1日から翌年の3月31日までの期間にアリーナを使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める暖房設備の使用料の額を加算した額とする。 7 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。		備考 1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）をいう。 2 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額とする。 3 アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。 4 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。 5 12月1日から翌年の3月31日までの期間にアリーナを使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める暖房設備の使用料の額を加算した額とする。																																																											
イ 一般使用の場合の使用料		イ 一般使用の場合の使用料																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生 徒</th> <th>中学校生徒 及び小学校 児童</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ（1人1時間まで ごとに）</td> <td>300円</td> <td>220円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>トレーニング 普通使用（1回）</td> <td>600円</td> <td>450円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	一般	高等学校生 徒	中学校生徒 及び小学校 児童	アリーナ（1人1時間まで ごとに）	300円	220円	150円	トレーニング 普通使用（1回）	600円	450円	300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生 徒</th> <th>中学校生徒 及び小学校 児童</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ（1人1回につき ごとに）</td> <td>400円</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>トレーニング 普通使用（1回）</td> <td>400円</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	一般	高等学校生 徒	中学校生徒 及び小学校 児童	アリーナ（1人1回につき ごとに）	400円	300円	200円	トレーニング 普通使用（1回）	400円	300円	200円																																		
区分	一般	高等学校生 徒	中学校生徒 及び小学校 児童																																																										
アリーナ（1人1時間まで ごとに）	300円	220円	150円																																																										
トレーニング 普通使用（1回）	600円	450円	300円																																																										
区分	一般	高等学校生 徒	中学校生徒 及び小学校 児童																																																										
アリーナ（1人1回につき ごとに）	400円	300円	200円																																																										
トレーニング 普通使用（1回）	400円	300円	200円																																																										

改正後					改正前							
グルーム	につき)				グルーム	につき)						
回数使用（6回）	3,000円	2,250円	1,500円		回数使用（6回）	2,000円	1,500円	1,000円				
備考 市の区域内に住所を有しない者がアリーナを使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。												
(2) 盛岡市都南体育館、盛岡市飯岡体育館及び盛岡市乙部体育館												
区分			一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童		一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童			
貸切使用 (1時間までごとに)	盛岡市都南体育館	アリーナ	1,200円	600円	600円		800円	400円	400円			
	会議室		300円	150円	150円		200円	100円	100円			
までごと に)	盛岡市飯岡体育館及び盛岡市乙部体育館	アリーナ	900円	450円	450円		600円	300円	300円			
一般使用（1人1時間までごとに）			70円	30円	10円		100円	50円	20円			
備考												
1 貸切使用の場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。												
2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。												
3 貸切使用の場合において、照明設備を使用し、又は機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。												
4 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。												
(3) 盛岡市好摩体育館												
ア 貸切使用の場合の使用料												
区分				1時間までごとに	区分							
アリーナ	料金を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	1,260円	8,040円	アリーナ	料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	840円	5,360円	
		高等学校生徒以下の者		630円	4,020円				高等学校生徒以下の者	420円	2,680円	
		その他の催しに使用する場合		1,560円	10,080円			その他の催しに使用する場合		1,040円	6,720円	
料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	3,120円	20,160円	料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	2,080円	13,440円			
		高等学校生徒以下の者	1,560円	10,080円				1,040円	6,720円			
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	6,300円	40,320円		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	4,200円	26,880円		
柔道場	アマチュア競技に使用する場合	営利を目的とする場合	12,600円	80,640円			営利を目的とする場合	営利を目的とする場合	8,400円	53,760円		
		一般	240円	1,530円					160円	1,020円		
		高等学校生徒以下の者	120円	760円					80円	510円		
その他の催しに使用する場合				360円	2,290円	その他の催しに使用する場合					240円	1,530円
備考												
1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。												
2 「1日」とは、午前8時30分から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。												
3 アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用するときの使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。												
4 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。ただし、当該使用が、アリーナにあっては料金を徴収し、かつ、その他の催しに使用する場合、柔道場にあってはその他の催しに使用する場合に該当する場合は、この限りでない。												
5 照明設備若しくは暖房設備を使用し、又は機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額												

改正後	改正前
に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。	に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。
<u>6 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u>	
イ アリーナの一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては <u>150円</u> (市の区域内に住所を有しない一般にあっては、300円)、高等学校生徒以下の者にあっては <u>70円</u> (市の区域内に住所を有しない高等学校生徒以下の者にあっては、140円)	イ アリーナの一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては <u>100円</u> (市の区域内に住所を有しない一般にあっては、 <u>50円</u> )

議案第 147 号

盛岡市市民プール条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市立総合プールの使用料の額を改めようとするものである。

2 改正の内容

別表に定める使用料について、従前の使用料の 1.5倍に相当する額に改める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市市民プール条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>○盛岡市市民プール条例 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市市民プール条例 第1条から第8条まで 略 (使用料) 第9条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第10条から第21条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市市民プール条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市市民プール条例第6条第1項の許可に係る使用料(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する市民プールにあっては、その利用に係る料金。以下同じ。)について適用し、同日にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。 別表 (第9条関係) (1) 一般使用の場合の使用料</p>	<p>○盛岡市市民プール条例 昭和51年3月30日条例第26号 改正 略 盛岡市市民プール条例 第1条から第8条まで 略 (使用料) 第9条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第10条から第21条まで 略 附 則 略</p>																		
<p>備考 団体使用の使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</p>	<p>別表 (第9条関係) (1) 一般使用の場合の使用料</p>																		
<p>(2) 貸切使用の場合の使用料</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>土曜日及び休日 (1時間までごとに)</th><th>平日 (1時間までごとに)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メインプール</td><td>全面を使用する場合 39,000円 2分の1を使用する場合 19,500円 50メートルのコースを使用する場合 (1コースにつき) 4,870円 25メートルのコースを使用する場合 (1コースにつき) 2,430円</td><td>30,000円 15,000円 3,750円 1,870円</td></tr> <tr> <td>サブプール</td><td>全面を使用する場合 13,650円 25メートルのコースを使用する場合 (1コースにつき) 2,430円</td><td>10,500円 1,870円</td></tr> <tr> <td>飛込プール</td><td>9,750円</td><td>7,500円</td></tr> <tr> <td>会議室</td><td></td><td>750円</td></tr> <tr> <td>研修室</td><td></td><td>750円</td></tr> </tbody> </table>	区分	土曜日及び休日 (1時間までごとに)	平日 (1時間までごとに)	メインプール	全面を使用する場合 39,000円 2分の1を使用する場合 19,500円 50メートルのコースを使用する場合 (1コースにつき) 4,870円 25メートルのコースを使用する場合 (1コースにつき) 2,430円	30,000円 15,000円 3,750円 1,870円	サブプール	全面を使用する場合 13,650円 25メートルのコースを使用する場合 (1コースにつき) 2,430円	10,500円 1,870円	飛込プール	9,750円	7,500円	会議室		750円	研修室		750円
区分	土曜日及び休日 (1時間までごとに)	平日 (1時間までごとに)																	
メインプール	全面を使用する場合 39,000円 2分の1を使用する場合 19,500円 50メートルのコースを使用する場合 (1コースにつき) 4,870円 25メートルのコースを使用する場合 (1コースにつき) 2,430円	30,000円 15,000円 3,750円 1,870円																	
サブプール	全面を使用する場合 13,650円 25メートルのコースを使用する場合 (1コースにつき) 2,430円	10,500円 1,870円																	
飛込プール	9,750円	7,500円																	
会議室		750円																	
研修室		750円																	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。</li> <li>貸切使用をする者が入場料その他これに類する金銭を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</li> </ol>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。</li> <li>貸切使用をする者が入場料その他これに類する金銭を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもつて催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</li> </ol>																		
<p>(3) 附属の設備の使用料</p>	<p>(3) 附属の設備の使用料</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送設備一式 (1時間までごとに)</td><td>1,500円</td></tr> <tr> <td>電光表示設備一式 (1時間までごとに)</td><td>3,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	放送設備一式 (1時間までごとに)	1,500円	電光表示設備一式 (1時間までごとに)	3,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送設備一式 (1時間までごとに)</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>電光表示設備一式 (1時間までごとに)</td><td>2,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	放送設備一式 (1時間までごとに)	1,000円	電光表示設備一式 (1時間までごとに)	2,000円						
区分	金額																		
放送設備一式 (1時間までごとに)	1,500円																		
電光表示設備一式 (1時間までごとに)	3,000円																		
区分	金額																		
放送設備一式 (1時間までごとに)	1,000円																		
電光表示設備一式 (1時間までごとに)	2,000円																		

改正後		改正前	
競泳競技用設備一式（1日につき）	7,500円	競泳競技用設備一式（1日につき）	5,000円
シンクロナイズドスイミング競技用設備一式（1日につき）	1,500円	シンクロナイズドスイミング競技用設備一式（1日につき）	1,000円
水球競技用設備一式（1日につき）	4,500円	水球競技用設備一式（1日につき）	3,000円
飛込競技用設備一式（1日につき）	4,500円	飛込競技用設備一式（1日につき）	3,000円

議案第 148 号

盛岡市総合アリーナ条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が総合アリーナをアマチュアスポーツに使用する場合の使用料の額を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者がアマチュアスポーツに使用する場合の使用料の額を新たに設定し、その額は、別表の規定により算定した額の 2 倍に相当する額とする。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市総合アリーナ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																				
<p>○盛岡市総合アリーナ条例 平成元年9月29日条例第35号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市総合アリーナ条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の施設又は設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市総合アリーナ条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市総合アリーナ条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する総合アリーナにあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アマチュアスポーツに使用する場合</td> <td>全面使用</td> <td>土曜日及び休日 20,200円</td> <td>21,400円</td> <td>22,800円</td> </tr> <tr> <td>その他の日</td> <td>15,200円</td> <td>16,400円</td> <td>17,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半面使用</td> <td>土曜日及び休日</td> <td>10,200円</td> <td>10,800円</td> <td>11,600円</td> </tr> <tr> <td>その他の日</td> <td>7,600円</td> <td>8,200円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3分の1面使用</td> <td>土曜日及び休日</td> <td>6,800円</td> <td>7,200円</td> <td>7,600円</td> </tr> <tr> <td>その他の日</td> <td>5,200円</td> <td>5,600円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">集会、展示会、式典その他これらに類する催しに使用する場合</td> <td>土曜日及び休日</td> <td>202,000円</td> <td>214,000円</td> <td>228,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の日</td> <td>152,000円</td> <td>164,000円</td> <td>178,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合</td> <td>土曜日及び休日</td> <td>242,400円</td> <td>256,800円</td> <td>273,600円</td> </tr> <tr> <td>その他の日</td> <td>182,400円</td> <td>196,800円</td> <td>213,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。 2 2以上の使用時間区分にわたって使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用時間区分の使用料の額を合算した額とする。 3 使用時間が使用時間区分の時間数に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。 4 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。 5 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。 6 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。 7 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者がアマチュアスポーツに使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</p>	区分		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	アマチュアスポーツに使用する場合	全面使用	土曜日及び休日 20,200円	21,400円	22,800円	その他の日	15,200円	16,400円	17,800円	半面使用	土曜日及び休日	10,200円	10,800円	11,600円	その他の日	7,600円	8,200円	9,000円	3分の1面使用	土曜日及び休日	6,800円	7,200円	7,600円	その他の日	5,200円	5,600円	6,000円	集会、展示会、式典その他これらに類する催しに使用する場合	土曜日及び休日	202,000円	214,000円	228,000円	その他の日	152,000円	164,000円	178,000円	音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合	土曜日及び休日	242,400円	256,800円	273,600円	その他の日	182,400円	196,800円	213,600円	<p>○盛岡市総合アリーナ条例 平成元年9月29日条例第35号 改正 略</p> <p>盛岡市総合アリーナ条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の施設又は設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アマチュアスポーツに使用する場合</td> <td>全面使用</td> <td>土曜日及び休日 20,200円</td> <td>21,400円</td> <td>22,800円</td> </tr> <tr> <td>その他の日</td> <td>15,200円</td> <td>16,400円</td> <td>17,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半面使用</td> <td>土曜日及び休日</td> <td>10,200円</td> <td>10,800円</td> <td>11,600円</td> </tr> <tr> <td>その他の日</td> <td>7,600円</td> <td>8,200円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3分の1面使用</td> <td>土曜日及び休日</td> <td>6,800円</td> <td>7,200円</td> <td>7,600円</td> </tr> <tr> <td>その他の日</td> <td>5,200円</td> <td>5,600円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">集会、展示会、式典その他これらに類する催しに使用する場合</td> <td>土曜日及び休日</td> <td>202,000円</td> <td>214,000円</td> <td>228,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の日</td> <td>152,000円</td> <td>164,000円</td> <td>178,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合</td> <td>土曜日及び休日</td> <td>242,400円</td> <td>256,800円</td> <td>273,600円</td> </tr> <tr> <td>その他の日</td> <td>182,400円</td> <td>196,800円</td> <td>213,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。 2 2以上の使用時間区分にわたって使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用時間区分の使用料の額を合算した額とする。 3 使用時間が使用時間区分の時間数に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。 4 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。 5 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。 6 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。</p>	区分		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	アマチュアスポーツに使用する場合	全面使用	土曜日及び休日 20,200円	21,400円	22,800円	その他の日	15,200円	16,400円	17,800円	半面使用	土曜日及び休日	10,200円	10,800円	11,600円	その他の日	7,600円	8,200円	9,000円	3分の1面使用	土曜日及び休日	6,800円	7,200円	7,600円	その他の日	5,200円	5,600円	6,000円	集会、展示会、式典その他これらに類する催しに使用する場合	土曜日及び休日	202,000円	214,000円	228,000円	その他の日	152,000円	164,000円	178,000円	音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合	土曜日及び休日	242,400円	256,800円	273,600円	その他の日	182,400円	196,800円	213,600円
区分		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで																																																																																																	
アマチュアスポーツに使用する場合	全面使用	土曜日及び休日 20,200円	21,400円	22,800円																																																																																																	
	その他の日	15,200円	16,400円	17,800円																																																																																																	
半面使用	土曜日及び休日	10,200円	10,800円	11,600円																																																																																																	
	その他の日	7,600円	8,200円	9,000円																																																																																																	
3分の1面使用	土曜日及び休日	6,800円	7,200円	7,600円																																																																																																	
	その他の日	5,200円	5,600円	6,000円																																																																																																	
集会、展示会、式典その他これらに類する催しに使用する場合	土曜日及び休日	202,000円	214,000円	228,000円																																																																																																	
	その他の日	152,000円	164,000円	178,000円																																																																																																	
音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合	土曜日及び休日	242,400円	256,800円	273,600円																																																																																																	
	その他の日	182,400円	196,800円	213,600円																																																																																																	
区分		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで																																																																																																	
アマチュアスポーツに使用する場合	全面使用	土曜日及び休日 20,200円	21,400円	22,800円																																																																																																	
	その他の日	15,200円	16,400円	17,800円																																																																																																	
半面使用	土曜日及び休日	10,200円	10,800円	11,600円																																																																																																	
	その他の日	7,600円	8,200円	9,000円																																																																																																	
3分の1面使用	土曜日及び休日	6,800円	7,200円	7,600円																																																																																																	
	その他の日	5,200円	5,600円	6,000円																																																																																																	
集会、展示会、式典その他これらに類する催しに使用する場合	土曜日及び休日	202,000円	214,000円	228,000円																																																																																																	
	その他の日	152,000円	164,000円	178,000円																																																																																																	
音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合	土曜日及び休日	242,400円	256,800円	273,600円																																																																																																	
	その他の日	182,400円	196,800円	213,600円																																																																																																	

改正後	改正前
<p><b>8</b> 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。</p>	<p><b>7</b> 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。</p>
<p><b>9</b> 冷暖房を使用する場合は、規則で定める冷房料又は暖房料を徴収する。</p>	<p><b>8</b> 冷暖房を使用する場合は、規則で定める冷房料又は暖房料を徴収する。</p>
<p><b>10</b> この表により算定した使用料の額に<u>10円</u>未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p><b>9</b> この表により算定した使用料の額に<u>1円</u>未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>

議案第 149 号

盛岡市アイスリンク条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

アイスリンクの使用料の額を改めようとするものである。

2 改正の内容

別表第 1 及び別表第 2 に定める使用料について、従前の使用料の 1.5 倍に相当する額に改める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市アイスリンク条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																
<p>○盛岡市アイスリンク条例</p> <p>平成26年9月30日条例第39号</p> <p>改正 令和7年月日条例第号</p> <p>盛岡市アイスリンク条例</p> <p>第1条から第7条まで 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者から、スケートリンクを使用する場合にあっては別表第1、カーリングシートを使用する場合にあっては別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、附属の施設又は設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和7年条例第号)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市アイスリンク条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市アイスリンク条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理するアイスリンクにあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市アイスリンク条例</p> <p>平成26年9月30日条例第39号</p> <p>盛岡市アイスリンク条例</p> <p>第1条から第7条まで 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者から、スケートリンクを使用する場合にあっては別表第1、カーリングシートを使用する場合にあっては別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、附属の施設又は設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p>																																																
別表第1（第8条関係）	別表第1（第8条関係）																																																
(1) 一般使用の場合の使用料	(1) 一般使用の場合の使用料																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生徒</th> <th>中学校生徒及び小学校児童</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通使用（1回につき）</td> <td>900円</td> <td>450円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>回数使用（6回につき）</td> <td>4,500円</td> <td>2,250円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>定期使用（6月につき）</td> <td>競技関係者 18,000円 その他の者 36,000円</td> <td>10,800円 21,600円</td> <td>7,200円 14,400円</td> </tr> <tr> <td>定期使用（1年につき）</td> <td>競技関係者 32,400円 その他の者 64,800円</td> <td>19,350円 38,700円</td> <td>12,900円 25,800円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童	普通使用（1回につき）	900円	450円	300円	回数使用（6回につき）	4,500円	2,250円	1,500円	定期使用（6月につき）	競技関係者 18,000円 その他の者 36,000円	10,800円 21,600円	7,200円 14,400円	定期使用（1年につき）	競技関係者 32,400円 その他の者 64,800円	19,350円 38,700円	12,900円 25,800円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生徒</th> <th>中学校生徒及び小学校児童</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通使用（1回につき）</td> <td>600円</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>回数使用（6回につき）</td> <td>3,000円</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>定期使用（6月につき）</td> <td>競技関係者 12,000円 その他の者 24,000円</td> <td>7,200円 14,400円</td> <td>4,800円 9,600円</td> </tr> <tr> <td>定期使用（1年につき）</td> <td>競技関係者 21,600円 その他の者 43,200円</td> <td>12,900円 25,800円</td> <td>8,600円 17,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童	普通使用（1回につき）	600円	300円	200円	回数使用（6回につき）	3,000円	1,500円	1,000円	定期使用（6月につき）	競技関係者 12,000円 その他の者 24,000円	7,200円 14,400円	4,800円 9,600円	定期使用（1年につき）	競技関係者 21,600円 その他の者 43,200円	12,900円 25,800円	8,600円 17,200円								
区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童																																														
普通使用（1回につき）	900円	450円	300円																																														
回数使用（6回につき）	4,500円	2,250円	1,500円																																														
定期使用（6月につき）	競技関係者 18,000円 その他の者 36,000円	10,800円 21,600円	7,200円 14,400円																																														
定期使用（1年につき）	競技関係者 32,400円 その他の者 64,800円	19,350円 38,700円	12,900円 25,800円																																														
区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童																																														
普通使用（1回につき）	600円	300円	200円																																														
回数使用（6回につき）	3,000円	1,500円	1,000円																																														
定期使用（6月につき）	競技関係者 12,000円 その他の者 24,000円	7,200円 14,400円	4,800円 9,600円																																														
定期使用（1年につき）	競技関係者 21,600円 その他の者 43,200円	12,900円 25,800円	8,600円 17,200円																																														
備考 「競技関係者」とは、市長が定める体育団体に登録している者をいう。	備考 「競技関係者」とは、市長が定める体育団体に登録している者をいう。																																																
(2) 貸切使用の場合の使用料	(2) 貸切使用の場合の使用料																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前零時から午前6時まで及び午後5時から午後12時まで</th> <th>午前6時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アマチュアス</td> <td>土曜日及び休日（1時間までごとに） 20,880円</td> <td>20,100円</td> <td>20,470円</td> </tr> <tr> <td>ポーツ</td> <td>その他の日（1時間までごとに） 16,120円</td> <td>15,370円</td> <td>15,750円</td> </tr> <tr> <td>に使用する場合</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>土曜日及び休日（1時間までごとに） 83,470円</td> <td>80,320円</td> <td>81,900円</td> </tr> <tr> <td>に催しに使用する場合</td> <td>その他の日（1時間までごとに） 64,570円</td> <td>61,420円</td> <td>63,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前零時から午前6時まで及び午後5時から午後12時まで	午前6時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	アマチュアス	土曜日及び休日（1時間までごとに） 20,880円	20,100円	20,470円	ポーツ	その他の日（1時間までごとに） 16,120円	15,370円	15,750円	に使用する場合				その他	土曜日及び休日（1時間までごとに） 83,470円	80,320円	81,900円	に催しに使用する場合	その他の日（1時間までごとに） 64,570円	61,420円	63,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前零時から午前6時まで及び午後5時から午後12時まで</th> <th>午前6時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アマチュアス</td> <td>土曜日及び休日（1時間までごとに） 13,920円</td> <td>13,400円</td> <td>13,650円</td> </tr> <tr> <td>ポーツ</td> <td>その他の日（1時間までごとに） 10,750円</td> <td>10,250円</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td>に使用する場合</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>土曜日及び休日（1時間までごとに） 55,650円</td> <td>53,550円</td> <td>54,600円</td> </tr> <tr> <td>に催しに使用する場合</td> <td>その他の日（1時間までごとに） 43,050円</td> <td>40,950円</td> <td>42,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前零時から午前6時まで及び午後5時から午後12時まで	午前6時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	アマチュアス	土曜日及び休日（1時間までごとに） 13,920円	13,400円	13,650円	ポーツ	その他の日（1時間までごとに） 10,750円	10,250円	10,500円	に使用する場合				その他	土曜日及び休日（1時間までごとに） 55,650円	53,550円	54,600円	に催しに使用する場合	その他の日（1時間までごとに） 43,050円	40,950円	42,000円
区分	午前零時から午前6時まで及び午後5時から午後12時まで	午前6時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで																																														
アマチュアス	土曜日及び休日（1時間までごとに） 20,880円	20,100円	20,470円																																														
ポーツ	その他の日（1時間までごとに） 16,120円	15,370円	15,750円																																														
に使用する場合																																																	
その他	土曜日及び休日（1時間までごとに） 83,470円	80,320円	81,900円																																														
に催しに使用する場合	その他の日（1時間までごとに） 64,570円	61,420円	63,000円																																														
区分	午前零時から午前6時まで及び午後5時から午後12時まで	午前6時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで																																														
アマチュアス	土曜日及び休日（1時間までごとに） 13,920円	13,400円	13,650円																																														
ポーツ	その他の日（1時間までごとに） 10,750円	10,250円	10,500円																																														
に使用する場合																																																	
その他	土曜日及び休日（1時間までごとに） 55,650円	53,550円	54,600円																																														
に催しに使用する場合	その他の日（1時間までごとに） 43,050円	40,950円	42,000円																																														
備考	備考																																																
1 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。	1 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。																																																
2 使用時間が1時間に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の5割に相当する額とする。	2 使用時間が1時間に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の5割に相当する額とする。																																																
3 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表	3 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表																																																

改正後	改正前																		
により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。	により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。																		
4 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。	4 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。																		
5 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。	5 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。																		
6 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	6 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。																		
別表第2（第8条関係）	別表第2（第8条関係）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合（1シートにつき1時間までごとに）</td> <td>2,250円</td> <td>1,120円</td> </tr> <tr> <td>料金を徴収する場合（1シートにつき1時間までごとに）</td> <td>3,370円</td> <td>1,680円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童	料金を徴収しない場合（1シートにつき1時間までごとに）	2,250円	1,120円	料金を徴収する場合（1シートにつき1時間までごとに）	3,370円	1,680円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合（1シートにつき1時間までごとに）</td> <td>1,500円</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>料金を徴収する場合（1シートにつき1時間までごとに）</td> <td>2,250円</td> <td>1,120円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童	料金を徴収しない場合（1シートにつき1時間までごとに）	1,500円	750円	料金を徴収する場合（1シートにつき1時間までごとに）	2,250円	1,120円
区分	一般	高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童																	
料金を徴収しない場合（1シートにつき1時間までごとに）	2,250円	1,120円																	
料金を徴収する場合（1シートにつき1時間までごとに）	3,370円	1,680円																	
区分	一般	高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童																	
料金を徴収しない場合（1シートにつき1時間までごとに）	1,500円	750円																	
料金を徴収する場合（1シートにつき1時間までごとに）	2,250円	1,120円																	
備考 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。	備考 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。																		

議案第 150 号

盛岡市屋内ゲートボール場条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

屋内ゲートボール場の使用料の額を改めようとするものである。

2 改正の内容

第 8 条第 1 項に定める使用料について、従前の使用料の 1.5 倍に相当する額に改める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市屋内ゲートボール場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市屋内ゲートボール場条例 平成2年12月26日条例第35号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u> 盛岡市屋内ゲートボール場条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から使用料として、1面につき1時間までごとに<u>750円</u>を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市屋内ゲートボール場条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市屋内ゲートボール場条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する屋内ゲートボール場にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市屋内ゲートボール場条例 平成2年12月26日条例第35号 改正 略 盛岡市屋内ゲートボール場条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から使用料として、1面につき1時間までごとに<u>500円</u>を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略</p>

議案第 151 号

盛岡市武道館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市立武道館の使用料の区分及びその額を改めるとともに、市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が当該施設を使用する場合の使用料の額を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用料の額の改正

別表に定める使用料について、従前の使用料の 1.5倍に相当する額に改める。

(2) 市外在住者等の使用料の額の設定

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額を新たに設定し、その額は、別表の規定により算定した額の 2倍に相当する額とする。

(3) 使用時間区分等の改正

ア 団体使用

名称を貸切使用に改め、使用料に係る時間区分について、6 区分だった使用時間の区分を 1 時間までごとの単位に改める。

イ 個人使用

名称を一般使用に改め、使用の区分について、「1 人 1 回につき」を「1 人 1 時間までごとに」に改める。

(4) 使用料の区分の新設

貸切使用の場合において、柔道場及び剣道場の 2 分の 1 を使用するときの使用料の額を新たに定める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市武道館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																								
<p>○盛岡市武道館条例 改正 略 令和7年 月 日条例第 号 盛岡市武道館条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市武道館条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市武道館条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する武道館にあつては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第8条関係） (1) 柔道場及び剣道場の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸切使用（1時間までごとに）</td> <td>750円</td> <td>1,120円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>70円</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>一般使用（1人 に）</td> <td>高等学校生徒、中学校 生徒及び小学校児童</td> <td>20円 30円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 貸切使用の場合において、柔道場及び剣道場の2分の1を使用するときの使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。 2 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後5時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。 3 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。 4 冷暖房を使用する場合には、実費の範囲内で市長の定める額を冷房料又は暖房料として徴収する。 5 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 拡声装置使用料 1回につき 1,500円</p>	区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	貸切使用（1時間までごとに）	750円	1,120円	一般	70円	90円	一般使用（1人 に）	高等学校生徒、中学校 生徒及び小学校児童	20円 30円	<p>○盛岡市武道館条例 昭和56年3月27日条例第19号 改正 略 盛岡市武道館条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第8条関係） (1) 柔道場使用料及び剣道場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から 午後1時まで</th> <th>午後5時から 午後9時まで</th> <th>午前9時から 午後1時まで</th> <th>午後5時から 午後9時まで</th> <th>午前9時から 午後1時まで</th> <th>午後5時から 午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体使用</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>3,200円</td> <td>4,000円</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1人1回につき100円（午後5時以後使用する場合にあつては、120円）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人使用</td> <td>小学生、中学 生及び高校 生</td> <td>1人1回につき30円（午後5時以後使用する場合にあつては、40円）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 団体使用の使用料は、15人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。 2 団体使用の場合において、午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。 3 冷暖房を使用する場合には、実費の範囲内で市長の定める額を冷房料又は暖房料として徴収する。</p> <p>(2) 拡声装置使用料 1回につき 1,000円</p>	区分	午前9時から 午後1時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後1時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後1時まで	午後5時から 午後9時まで	団体使用	2,000円	2,000円	3,000円	3,200円	4,000円	5,600円	一般	1人1回につき100円（午後5時以後使用する場合にあつては、120円）						個人使用	小学生、中学 生及び高校 生	1人1回につき30円（午後5時以後使用する場合にあつては、40円）				
区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで																																							
貸切使用（1時間までごとに）	750円	1,120円																																							
一般	70円	90円																																							
一般使用（1人 に）	高等学校生徒、中学校 生徒及び小学校児童	20円 30円																																							
区分	午前9時から 午後1時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後1時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後1時まで	午後5時から 午後9時まで																																			
団体使用	2,000円	2,000円	3,000円	3,200円	4,000円	5,600円																																			
一般	1人1回につき100円（午後5時以後使用する場合にあつては、120円）																																								
個人使用	小学生、中学 生及び高校 生	1人1回につき30円（午後5時以後使用する場合にあつては、40円）																																							

議案第 152 号

盛岡市弓道場条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

弓道場の使用料の額を改めるとともに、市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が当該施設を使用する場合の使用料の額を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用料の額の改正

別表に定める使用料について、従前の使用料の 1.5倍に相当する額に改める。

(2) 市外在住者等の使用料の額の設定

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額を新たに設定し、その額は、別表の規定により算定した額の 2倍に相当する額とする。

(3) 一般使用の区分の改正

一般使用の区分について、「1人1回につき」を「1人1時間までごとに」に改める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市弓道場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>○盛岡市弓道場条例</p> <p>平成8年3月28日条例第23号</p> <p>改正 略</p> <p>令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市弓道場条例</p> <p>第1条から第7条まで 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和7年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市弓道場条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市弓道場条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する弓道場にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸切使用 (1時間までごとに)</td> <td>750円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>一般使用 (1人1時間までごとに)</td> <td>70円</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童</td> <td>30円</td> <td>40円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 貸切使用の場合において、射場の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。</p> <p>2 _____午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後5時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。</p> <p>3 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</p> <p>4 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	貸切使用 (1時間までごとに)	750円	900円	一般使用 (1人1時間までごとに)	70円	90円	高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童	30円	40円	<p>○盛岡市弓道場条例</p> <p>平成8年3月28日条例第23号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市弓道場条例</p> <p>第1条から第7条まで 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸切使用 (1時間までごとに)</td> <td>500円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>一般使用 (1人1回につき)</td> <td>100円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童</td> <td>50円</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 貸切使用の場合において、射場の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。</p> <p>2 貸切使用の場合において、午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後5時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。</p> <p>3 一般使用の場合において、2の使用時間区分にわたって使用する場合の使用料の額は、午前9時から午後5時までの使用時間区分の使用料の額とする。</p>	区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	貸切使用 (1時間までごとに)	500円	600円	一般使用 (1人1回につき)	100円	120円	高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童	50円	60円
区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで																							
貸切使用 (1時間までごとに)	750円	900円																							
一般使用 (1人1時間までごとに)	70円	90円																							
高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童	30円	40円																							
区分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで																							
貸切使用 (1時間までごとに)	500円	600円																							
一般使用 (1人1回につき)	100円	120円																							
高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童	50円	60円																							

議案第 153 号

盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市立太田テニスコート等の使用料の額を改めるとともに、市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が盛岡市立綱取スポーツセンターの運動広場等を使用する場合の使用料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用料の額の改正

別表に定める使用料について、従前の使用料の 1.5倍に相当する額に改める。ただし、盛岡市立好摩テニスコートについては従前の使用料の1.13倍に相当する額とし、盛岡市立つなぎ多目的運動場については現行どおりとする。

(2) 市外在住者等の使用料の額の設定

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が盛岡市立綱取スポーツセンター（運動広場に限る。）、盛岡市立東中野運動広場（運動広場に限る。）、盛岡市立つなぎ多目的運動場、盛岡市立玉山運動場又は盛岡市立好摩相撲場を使用する場合の使用料の額を新たに設定し、その額は、別表の規定により算定した額の2倍に相当する額とする。ただし、盛岡市立玉山運動場又は盛岡市立好摩相撲場を使用する場合において、当該使用が料金を徴収し、かつ、その他の催しに使用する場合に該当する場合は、この限りでない。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前																																																																																																									
○盛岡市屋外スポーツ施設条例 改正 略 令和7年 月 日条例第 号				○盛岡市屋外スポーツ施設条例 改正 略																																																																																																									
盛岡市屋外スポーツ施設条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定めるところにより使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市屋外スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に盛岡市屋外スポーツ施設条例第5条第1項の許可に係る使用料 (地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する屋外スポーツ施設にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。)について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。				盛岡市屋外スポーツ施設条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定めるところにより使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略																																																																																																									
別表 (第8条関係) (1) 盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立松園テニスコート、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡市立東中野運動広場、盛岡市立乙部運動広場、盛岡市立生出スキー場及び盛岡市立つなぎ多目的運動場を使用する場合の使用料				別表 (第8条関係) (1) 盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立松園テニスコート、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡市立東中野運動広場、盛岡市立乙部運動広場、盛岡市立生出スキー場及び盛岡市立つなぎ多目的運動場を使用する場合の使用料																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生徒以下の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立太田テニスコート</td> <td>屋外テニスコート (1面につき1時間までごとに)</td> <td>900円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋内テニスコート (1面につき1時間までごとに)</td> <td>1,800円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立松園テニスコート</td> <td>テニスコート (1面につき1時間までごとに)</td> <td>900円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立綱取スポーツセンター</td> <td>運動広場 (1時間までごとに)</td> <td>750円</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>テニスコート (1面につき1時間までごとに)</td> <td>450円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立東中野運動広場</td> <td>運動広場 (1時間までごとに)</td> <td>450円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>テニスコート (1面につき1時間までごとに)</td> <td>450円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立乙部運動広場</td> <td>運動広場</td> <td>無料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市立生出スキー場</td> <td>ロープ塔 午前9時から午後1時まで、正午から午後4時まで又は午後6時から午後9時まで</td> <td>1,260円</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午前9時から午後4時まで</td> <td>2,190円</td> <td>1,090円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開設期間中</td> <td>15,750円</td> <td>11,020円</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立つなぎ多目的運動場</td> <td>多目的運動場(1時間までごとに)</td> <td>4,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	一般	高等学校生徒以下の者	盛岡市立太田テニスコート	屋外テニスコート (1面につき1時間までごとに)	900円	450円		屋内テニスコート (1面につき1時間までごとに)	1,800円	900円	盛岡市立松園テニスコート	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	900円	450円	盛岡市立綱取スポーツセンター	運動広場 (1時間までごとに)	750円	220円		テニスコート (1面につき1時間までごとに)	450円	150円	盛岡市立東中野運動広場	運動広場 (1時間までごとに)	450円	150円		テニスコート (1面につき1時間までごとに)	450円	150円	盛岡市立乙部運動広場	運動広場	無料		盛岡市立生出スキー場	ロープ塔 午前9時から午後1時まで、正午から午後4時まで又は午後6時から午後9時まで	1,260円	630円		午前9時から午後4時まで	2,190円	1,090円		開設期間中	15,750円	11,020円	盛岡市立つなぎ多目的運動場	多目的運動場(1時間までごとに)	4,000円	2,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生徒以下の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立太田テニスコート</td> <td>屋外テニスコート (1面につき1時間までごとに)</td> <td>600円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋内テニスコート (1面につき1時間までごとに)</td> <td>1,200円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立松園テニスコート</td> <td>テニスコート (1面につき1時間までごとに)</td> <td>600円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立綱取スポーツセンター</td> <td>運動広場 (1時間までごとに)</td> <td>500円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>テニスコート (1面につき1時間までごとに)</td> <td>300円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立東中野運動広場</td> <td>運動広場 (1時間までごとに)</td> <td>300円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>テニスコート (1面につき1時間までごとに)</td> <td>300円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立乙部運動広場</td> <td>運動広場</td> <td>無料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市立生出スキー場</td> <td>ロープ塔 午前9時から午後1時まで、正午から午後4時まで又は午後6時から午後9時まで</td> <td>840円</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午前9時から午後4時まで</td> <td>1,460円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開設期間中</td> <td>10,500円</td> <td>7,350円</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立つなぎ多目的運動場</td> <td>多目的運動場(1時間までごとに)</td> <td>4,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	一般	高等学校生徒以下の者	盛岡市立太田テニスコート	屋外テニスコート (1面につき1時間までごとに)	600円	300円		屋内テニスコート (1面につき1時間までごとに)	1,200円	600円	盛岡市立松園テニスコート	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	600円	300円	盛岡市立綱取スポーツセンター	運動広場 (1時間までごとに)	500円	150円		テニスコート (1面につき1時間までごとに)	300円	100円	盛岡市立東中野運動広場	運動広場 (1時間までごとに)	300円	100円		テニスコート (1面につき1時間までごとに)	300円	100円	盛岡市立乙部運動広場	運動広場	無料		盛岡市立生出スキー場	ロープ塔 午前9時から午後1時まで、正午から午後4時まで又は午後6時から午後9時まで	840円	420円		午前9時から午後4時まで	1,460円	730円		開設期間中	10,500円	7,350円	盛岡市立つなぎ多目的運動場	多目的運動場(1時間までごとに)	4,000円	2,000円
区分	一般	高等学校生徒以下の者																																																																																																											
盛岡市立太田テニスコート	屋外テニスコート (1面につき1時間までごとに)	900円	450円																																																																																																										
	屋内テニスコート (1面につき1時間までごとに)	1,800円	900円																																																																																																										
盛岡市立松園テニスコート	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	900円	450円																																																																																																										
盛岡市立綱取スポーツセンター	運動広場 (1時間までごとに)	750円	220円																																																																																																										
	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	450円	150円																																																																																																										
盛岡市立東中野運動広場	運動広場 (1時間までごとに)	450円	150円																																																																																																										
	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	450円	150円																																																																																																										
盛岡市立乙部運動広場	運動広場	無料																																																																																																											
盛岡市立生出スキー場	ロープ塔 午前9時から午後1時まで、正午から午後4時まで又は午後6時から午後9時まで	1,260円	630円																																																																																																										
	午前9時から午後4時まで	2,190円	1,090円																																																																																																										
	開設期間中	15,750円	11,020円																																																																																																										
盛岡市立つなぎ多目的運動場	多目的運動場(1時間までごとに)	4,000円	2,000円																																																																																																										
区分	一般	高等学校生徒以下の者																																																																																																											
盛岡市立太田テニスコート	屋外テニスコート (1面につき1時間までごとに)	600円	300円																																																																																																										
	屋内テニスコート (1面につき1時間までごとに)	1,200円	600円																																																																																																										
盛岡市立松園テニスコート	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	600円	300円																																																																																																										
盛岡市立綱取スポーツセンター	運動広場 (1時間までごとに)	500円	150円																																																																																																										
	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	300円	100円																																																																																																										
盛岡市立東中野運動広場	運動広場 (1時間までごとに)	300円	100円																																																																																																										
	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	300円	100円																																																																																																										
盛岡市立乙部運動広場	運動広場	無料																																																																																																											
盛岡市立生出スキー場	ロープ塔 午前9時から午後1時まで、正午から午後4時まで又は午後6時から午後9時まで	840円	420円																																																																																																										
	午前9時から午後4時まで	1,460円	730円																																																																																																										
	開設期間中	10,500円	7,350円																																																																																																										
盛岡市立つなぎ多目的運動場	多目的運動場(1時間までごとに)	4,000円	2,000円																																																																																																										

## 改正後

## 改正前

## 備考

- 1 盛岡市立つなぎ多目的運動場の半面を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が盛岡市立綱取スポーツセンター（運動広場に限る。）、盛岡市立東中野運動広場（運動広場に限る。）又は盛岡市立つなぎ多目的運動場を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

- (2) 盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩相撲場及び盛岡市立好摩テニスコートを使用する場合の使用料

区分			一般	高等学校生徒以下の者	
盛岡市立玉山運動場	料金を徴収しないアマチュア競技に使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	460円 220円	
			1日までごとに	3,000円 1,500円	
		その他の日	1時間までごとに	310円 150円	
			1日までごとに	2,010円 1,000円	
	その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	2,040円	
			1日までごとに	13,090円	
		その他の日	1時間までごとに	1,570円	
			1日までごとに	10,080円	
	料金を徴収するアマチュア競技に使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	1,890円 940円	
			1日までごとに	12,090円 6,040円	
		その他の日	1時間までごとに	1,260円 630円	
			1日までごとに	8,040円 4,020円	
	その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が94,500円に満たない場合は、94,500円）		
		その他の日	使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が78,750円に満たない場合は、78,750円）		
盛岡市立好摩相撲場	料金を徴収しないアマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	310円 150円		
		個人使用の場合（1人につき）	1時間までごとに	150円 70円	
		その他の催しに使用する場合	1時間までごとに	460円	
	料金を徴収するアマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	940円 460円		
	その他の催しに使用する場合	使用する日ごとにその日の最高入場料の50人分に相当する額（その額が39,370円に満たない場合は、39,370円）			
盛岡市立好摩テニスコート	料金を徴収しない場合	1面につき 1時間までごとに	580円 290円		
盛岡市立好摩テニスコート	料金を徴収する場合	1面につき 1時間までごとに	1,760円 880円		

備考 盛岡市立つなぎ多目的運動場の半面を使用する場合は、表に掲げる額の2分の1に相当する額を使用料として徴収する。

- (2) 盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩相撲場及び盛岡市立好摩テニスコートを使用する場合の使用料

区分			一般	高等学校生徒以下の者	
盛岡市立玉山運動場	料金を徴収しないアマチュア競技に使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	310円 150円	
			1日までごとに	2,000円 1,000円	
		その他の日	1時間までごとに	210円 100円	
			1日までごとに	1,340円 670円	
	その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	1,360円	
			1日までごとに	8,730円	
		その他の日	1時間までごとに	1,050円	
			1日までごとに	6,720円	
	料金を徴収するアマチュア競技に使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	1,260円 630円	
			1日までごとに	8,060円 4,030円	
		その他の日	1時間までごとに	840円 420円	
			1日までごとに	5,360円 2,680円	
	その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）		
		その他の日	使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）		
盛岡市立好摩相撲場	料金を徴収しないアマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	210円 100円		
		個人使用の場合（1人につき）	1時間までごとに	100円 50円	
		その他の催しに使用する場合	1時間までごとに	310円	
	料金を徴収するアマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	630円 310円		
	その他の催しに使用する場合	使用する日ごとにその日の最高入場料の50人分に相当する額（その額が26,250円に満たない場合は、26,250円）			
盛岡市立好摩テニスコート	料金を徴収しない場合	1面につき 1時間までごとに	520円 260円		
盛岡市立好摩テニスコート	料金を徴収する場合	1面につき 1時間までごとに	1,560円 780円		

改正後				改正前			
	合				合		
備考				備考			
1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。				1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。			
2 「休日」とは、日曜日及び祝日法による休日をいう。				2 「休日」とは、日曜日及び祝日法による休日をいう。			
3 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。				3 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。			
4 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が盛岡市立玉山運動場又は盛岡市立好摩相撲場を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。ただし、当該使用が料金を徴収し、かつ、その他の催しに使用する場合に該当する場合は、この限りでない。							
(3) 附属設備を使用する場合の使用料				(3) 附属設備を使用する場合の使用料			
ア 拡声装置 1日につき1,500円				ア 拡声装置 1日につき1,000円			
イ 盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩テニスコート及び盛岡市立つなぎ多目的運動場の照明設備 実費の範囲内で市長の定める額				イ 盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩テニスコート及び盛岡市立つなぎ多目的運動場の照明設備 実費の範囲内で市長の定める額			
ウ 盛岡市立太田テニスコートのシャワー室 実費の範囲内で市長の定める額				ウ 盛岡市立太田テニスコートのシャワー室 実費の範囲内で市長の定める額			

議案第 154 号

盛岡市球技場条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡南公園球技場の使用料の額を改めるとともに、市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が当該施設を使用する場合の使用料の額を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用料の額の改正

別表に定める使用料について、従前の使用料の 1.5倍に相当する額に改める。

(2) 市外在住者等の使用料の額の設定

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者がグラウンド又は会議室若しくはウォーミングアップ室を使用する場合の使用料の額を新たに設定し、その額は、別表の規定により算定した額の 2倍に相当する額とする。ただし、グラウンドを使用する場合において、当該使用が料金を徴収する場合に該当する場合は、この限りでない。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

改正後	改正前																																																		
<p>○盛岡市球技場条例 平成11年3月29日条例第29号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u> 盛岡市球技場条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u> 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市球技場条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市球技場条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する球技場にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>(1) グラウンドの使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生徒以下の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）</td> <td>15,000円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）</td> <td>60,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。 2 グラウンド1面の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。 3 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。 ただし、当該使用が料金を徴収する場合に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 会議室及びウォーミングアップ室の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室（1室につき1時間までごとに）</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）</td> <td>750円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表は、会議室又はウォーミングアップ室のみを使用する場合について適用する。 2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</p> <p>(3) 附属の設備の使用料</p> <p>ア 放送設備一式 1日につき 1,500円 イ 移動式電光得点板 1日につき 1,500円 ウ 照明設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合 (1面につき1時間までごとに)</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>500ルクスの照度で点灯する場合</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>200ルクスの照度で点灯する場合</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td>100ルクスの照度で点灯する場合</td> <td>2,250円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒以下の者	料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	15,000円	7,500円	料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	60,000円	30,000円	区分	金額	会議室（1室につき1時間までごとに）	750円	ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）	750円	区分	金額	料金を徴収しない場合 (1面につき1時間までごとに)	30,000円	500ルクスの照度で点灯する場合	15,000円	200ルクスの照度で点灯する場合	10,500円	100ルクスの照度で点灯する場合	2,250円	<p>○盛岡市球技場条例 平成11年3月29日条例第29号 改正 略 盛岡市球技場条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>(1) グラウンドの使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>高等学校生徒以下の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）</td> <td>10,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。 2 グラウンド1面の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。</p> <p>(2) 会議室及びウォーミングアップ室の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室（1室につき1時間までごとに）</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表は、会議室又はウォーミングアップ室のみを使用する場合について適用する。</p> <p>(3) 附属の設備の使用料</p> <p>ア 放送設備一式 1日につき 1,000円 イ 移動式電光得点板 1日につき 1,000円 ウ 照明設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合 (1面につき1時間までごとに)</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>500ルクスの照度で点灯する場合</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>200ルクスの照度で点灯する場合</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>100ルクスの照度で点灯する場合</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	高等学校生徒以下の者	料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	10,000円	5,000円	料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	40,000円	20,000円	区分	金額	会議室（1室につき1時間までごとに）	500円	ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）	500円	区分	金額	料金を徴収しない場合 (1面につき1時間までごとに)	20,000円	500ルクスの照度で点灯する場合	10,000円	200ルクスの照度で点灯する場合	7,000円	100ルクスの照度で点灯する場合	1,500円
区分	一般	高等学校生徒以下の者																																																	
料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	15,000円	7,500円																																																	
料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	60,000円	30,000円																																																	
区分	金額																																																		
会議室（1室につき1時間までごとに）	750円																																																		
ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）	750円																																																		
区分	金額																																																		
料金を徴収しない場合 (1面につき1時間までごとに)	30,000円																																																		
500ルクスの照度で点灯する場合	15,000円																																																		
200ルクスの照度で点灯する場合	10,500円																																																		
100ルクスの照度で点灯する場合	2,250円																																																		
区分	一般	高等学校生徒以下の者																																																	
料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	10,000円	5,000円																																																	
料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	40,000円	20,000円																																																	
区分	金額																																																		
会議室（1室につき1時間までごとに）	500円																																																		
ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）	500円																																																		
区分	金額																																																		
料金を徴収しない場合 (1面につき1時間までごとに)	20,000円																																																		
500ルクスの照度で点灯する場合	10,000円																																																		
200ルクスの照度で点灯する場合	7,000円																																																		
100ルクスの照度で点灯する場合	1,500円																																																		

改正後			改正前			
料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	1,500ルクスの照度で点灯する場合	120,000円	料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	1,500ルクスの照度で点灯する場合	80,000円	
	500ルクスの照度で点灯する場合	60,000円		500ルクスの照度で点灯する場合	40,000円	
	200ルクスの照度で点灯する場合	42,000円		200ルクスの照度で点灯する場合	28,000円	
	100ルクスの照度で点灯する場合	9,000円		100ルクスの照度で点灯する場合	6,000円	
備考						
1 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。						
2 グラウンド1面の2分の1を点灯する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。						
3 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。						

議案第 155 号

盛岡市運動公園条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市渋民運動公園の有料公園施設の使用料の額を改めるとともに、市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が当該施設のうち野球場等を使用する場合の使用料の額を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用料の額の改正

別表第 1 に定める使用料について、従前の使用料の 1.5 倍に相当する額に改める。

(2) 市外在住者等の使用料の額の設定

市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額を新たに設定し、その額は、別表第 1 の規定により算定した額の 2 倍に相当する額とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 野球場又は陸上競技場を使用する場合において、当該使用が料金を徴収し、かつ、その他の催しに使用する場合に該当する場合

イ 総合体育館を貸切使用する場合において、当該使用が、アリーナにあっては料金を徴収し、かつ、その他の催しに使用する場合、柔剣道場及び多目的ホールにあってはその他の催しに使用する場合に該当する場合

ウ 総合体育館のトレーニング室又はB & G 海洋センタープールを使用する場合

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

盛岡市運動公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前																																																																																																																															
○盛岡市運動公園条例 平成17年12月26日条例第118号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号				○盛岡市運動公園条例 平成17年12月26日条例第118号 改正 略																																																																																																																															
盛岡市運動公園条例 第1条から第8条まで 略 (使用料)				盛岡市運動公園条例 第1条から第8条まで 略 (使用料)																																																																																																																															
第9条 第6条第1項の許可を受けた者から別表第1、第7条第1項の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。				第9条 第6条第1項の許可を受けた者から別表第1、第7条第1項の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。																																																																																																																															
2 前項に定めるもののほか、有料公園施設の附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。				2 前項に定めるもののほか、有料公園施設の附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。																																																																																																																															
3 使用料は、許可の際に徴収する。				3 使用料は、許可の際に徴収する。																																																																																																																															
第10条から第21条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号)				第10条から第21条まで 略 附 則 略																																																																																																																															
1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。				別表第1 (第9条関係)																																																																																																																															
2 改正後の盛岡市運動公園条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市運動公園条例第6条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の第2第3項に規定する指定管理者が管理する運動公園にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。				(1) 野球場																																																																																																																															
別表第1 (第9条関係)				別表第1 (第9条関係)																																																																																																																															
(1) 野球場				(1) 野球場																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="3"></th> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> <th colspan="2">その他の日</th> </tr> <tr> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合</td> <td>アマチュア野球に使用する場合</td> <td>一般</td> <td>780円</td> <td>5,040円</td> <td>460円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高等学校生徒以下の者</td> <td></td> <td>390円</td> <td>2,520円</td> <td>220円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の催しに使用する場合</td> <td></td> <td>2,040円</td> <td>13,090円</td> <td>1,570円</td> <td>10,080円</td> </tr> <tr> <td>料金を徴収する場合</td> <td>アマチュア野球に使用する場合</td> <td>一般</td> <td>2,520円</td> <td>16,110円</td> <td>1,560円</td> <td>10,080円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高等学校生徒以下の者</td> <td></td> <td>1,260円</td> <td>8,050円</td> <td>780円</td> <td>5,040円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の催しに使用する場合</td> <td></td> <td>使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が94,500円に満たない場合は、94,500円）</td> <td>使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が78,750円に満たない場合は、78,750円）</td> <td>使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）</td> <td>使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）</td> </tr> </tbody> </table>				区分			使用料							土曜日及び休日		その他の日		1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに	料金を徴収しない場合	アマチュア野球に使用する場合	一般	780円	5,040円	460円	3,000円		高等学校生徒以下の者		390円	2,520円	220円	1,500円		その他の催しに使用する場合		2,040円	13,090円	1,570円	10,080円	料金を徴収する場合	アマチュア野球に使用する場合	一般	2,520円	16,110円	1,560円	10,080円		高等学校生徒以下の者		1,260円	8,050円	780円	5,040円		その他の催しに使用する場合		使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が94,500円に満たない場合は、94,500円）	使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が78,750円に満たない場合は、78,750円）	使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）	使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="3"></th> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> <th colspan="2">その他の日</th> </tr> <tr> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しない場合</td> <td>アマチュア野球に使用する場合</td> <td>一般</td> <td>520円</td> <td>3,360円</td> <td>310円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高等学校生徒以下の者</td> <td></td> <td>260円</td> <td>1,680円</td> <td>150円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の催しに使用する場合</td> <td></td> <td>1,360円</td> <td>8,730円</td> <td>1,050円</td> <td>6,720円</td> </tr> <tr> <td>料金を徴収する場合</td> <td>アマチュア野球に使用する場合</td> <td>一般</td> <td>1,680円</td> <td>10,740円</td> <td>1,040円</td> <td>6,720円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高等学校生徒以下の者</td> <td></td> <td>840円</td> <td>5,370円</td> <td>520円</td> <td>3,360円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の催しに使用する場合</td> <td></td> <td>使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）</td> <td>使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）</td> <td>使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）</td> <td>使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）</td> </tr> </tbody> </table>				区分			使用料							土曜日及び休日		その他の日		1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに	料金を徴収しない場合	アマチュア野球に使用する場合	一般	520円	3,360円	310円	2,000円		高等学校生徒以下の者		260円	1,680円	150円	1,000円		その他の催しに使用する場合		1,360円	8,730円	1,050円	6,720円	料金を徴収する場合	アマチュア野球に使用する場合	一般	1,680円	10,740円	1,040円	6,720円		高等学校生徒以下の者		840円	5,370円	520円	3,360円		その他の催しに使用する場合		使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）	使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）	使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）	使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）
区分			使用料																																																																																																																																
			土曜日及び休日		その他の日																																																																																																																														
1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに																																																																																																																														
料金を徴収しない場合	アマチュア野球に使用する場合	一般	780円	5,040円	460円	3,000円																																																																																																																													
	高等学校生徒以下の者		390円	2,520円	220円	1,500円																																																																																																																													
	その他の催しに使用する場合		2,040円	13,090円	1,570円	10,080円																																																																																																																													
料金を徴収する場合	アマチュア野球に使用する場合	一般	2,520円	16,110円	1,560円	10,080円																																																																																																																													
	高等学校生徒以下の者		1,260円	8,050円	780円	5,040円																																																																																																																													
	その他の催しに使用する場合		使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が94,500円に満たない場合は、94,500円）	使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が78,750円に満たない場合は、78,750円）	使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）	使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）																																																																																																																													
区分			使用料																																																																																																																																
			土曜日及び休日		その他の日																																																																																																																														
1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに																																																																																																																														
料金を徴収しない場合	アマチュア野球に使用する場合	一般	520円	3,360円	310円	2,000円																																																																																																																													
	高等学校生徒以下の者		260円	1,680円	150円	1,000円																																																																																																																													
	その他の催しに使用する場合		1,360円	8,730円	1,050円	6,720円																																																																																																																													
料金を徴収する場合	アマチュア野球に使用する場合	一般	1,680円	10,740円	1,040円	6,720円																																																																																																																													
	高等学校生徒以下の者		840円	5,370円	520円	3,360円																																																																																																																													
	その他の催しに使用する場合		使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）	使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）	使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）	使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）																																																																																																																													
備考				備考																																																																																																																															
1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。以下同じ。				1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。以下同じ。																																																																																																																															
2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。				2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。																																																																																																																															
3 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。				3 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。																																																																																																																															
4 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。ただし、当該使用が料金を徴収し、かつ、その他の催しに使用する場合に該当する場合は、この限りでない。				(2) 陸上競技場																																																																																																																															
(2) 陸上競技場				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="3"></th> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分			使用料							1時間までごとに	1日までごとに																																																																																																																
区分			使用料																																																																																																																																
			1時間までごとに	1日までごとに																																																																																																																															
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="3"></th> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分			使用料							1時間までごとに	1日までごとに																																																																																																																
区分			使用料																																																																																																																																
			1時間までごとに	1日までごとに																																																																																																																															

改正後						改正前					
料金を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	460円	3,450円		料金を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	310円	2,300円	
		高等学校生徒以下の者	220円	1,720円				高等学校生徒以下の者	150円	1,150円	
	個人で使用する場合（1人につき）	一般	150円	—			個人で使用する場合（1人につき）	一般	100円	—	
		高等学校生徒以下の者	70円	—				高等学校生徒以下の者	50円	—	
その他の催しに使用する場合			1,090円	8,100円		その他の催しに使用する場合			730円	5,400円	
料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	1,320円	9,760円		料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	880円	6,510円	
		高等学校生徒以下の者	940円	6,990円				高等学校生徒以下の者	630円	4,660円	
	その他の催しに使用する場合		使用する日ごとにその日の最高入場料の200人分に相当する額（その額が78,750円に満たない場合は、78,750円）				その他の催しに使用する場合		使用する日ごとにその日の最高入場料の200人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）		

#### 備考

- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて使用する場合をいう。
- アマチュア競技に使用する場合において、陸上競技場の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。ただし、当該使用が料金を徴収し、かつ、他の催しに使用する場合に該当する場合は、この限りでない。
- この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### (3) 総合体育館

##### ア 貸切使用の場合の使用料

区分			1時間までごとに	1日までごとに	
アリーナ	料金を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	1,560円 10,080円	
		高等学校生徒以下の者	780円	5,040円	
	料金を徴収する場合	その他の催しに使用する場合	2,520円	16,120円	
		アマチュア競技に使用する場合	一般	3,450円 22,170円	
柔剣道場	料金を徴収する場合	高等学校生徒以下の者	1,720円	11,080円	
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	6,300円 40,320円	
	アマチュア競技に使用する場合	営利を目的とする場合	12,600円	80,640円	
		一般	630円	4,020円	
多目的ホール	アマチュア競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者	310円	2,010円	
		その他の催しに使用する場合	940円	6,040円	
	アマチュア競技に使用する場合	一般	460円	3,000円	
		高等学校生徒以下の者	220円	1,500円	
その他の催しに使用する場合			700円	4,530円	
会議室及び談話室			150円	—	
遊戯室			一般	310円 2,010円	
			高等学校生徒以下の者	150円 1,000円	

#### 備考

- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
- アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5

#### 備考

- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて使用する場合をいう。
- アマチュア競技に使用する場合において、陸上競技場の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

#### (3) 総合体育館

##### ア 貸切使用の場合の使用料

区分			1時間までごとに	1日までごとに	
アリーナ	料金を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	1,040円 6,720円	
		高等学校生徒以下の者	520円	3,360円	
	料金を徴収する場合	その他の催しに使用する場合	1,680円	10,750円	
		アマチュア競技に使用する場合	一般	2,300円 14,780円	
柔剣道場	料金を徴収する場合	高等学校生徒以下の者	1,150円	7,390円	
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	4,200円 26,880円	
	アマチュア競技に使用する場合	営利を目的とする場合	8,400円	53,760円	
		一般	420円	2,680円	
多目的ホール	アマチュア競技に使用する場合	高等学校生徒以下の者	210円	1,340円	
		その他の催しに使用する場合	630円	4,030円	
	アマチュア競技に使用する場合	一般	310円	2,000円	
		高等学校生徒以下の者	150円	1,000円	
その他の催しに使用する場合			470円	3,020円	
会議室及び談話室			100円	—	
遊戯室			一般	210円 1,340円	
			高等学校生徒以下の者	100円 670円	

#### 備考

- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
- アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5

改正後				改正前																																																
割に相当する額とする。				割に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。																																																
3 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。ただし、当該使用が、アリーナにあっては料金を徴収し、かつ、その他の催しに使用する場合、柔剣道場及び多目的ホールにあってはその他の催しに使用する場合に該当する場合は、この限りでない。				3 暖房を使用する場合は、規則で定める暖房料を徴収する。																																																
4 暖房を使用する場合は、規則で定める暖房料を徴収する。				5 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。																																																
イ 一般使用の場合の使用料				イ 一般使用の場合の使用料																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>一般</th><th>高等学校生徒以下の者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td><td>1人1時間までごとに</td><td>150円</td><td>70円</td></tr> <tr> <td>トレーニング室</td><td>1人1時間までごとに</td><td>180円</td><td>90円</td></tr> <tr> <td>柔剣道場</td><td>1人1時間までごとに</td><td>150円</td><td>70円</td></tr> <tr> <td>多目的ホール</td><td>1人1時間までごとに</td><td>150円</td><td>70円</td></tr> <tr> <td>更衣室</td><td>1人1回につき</td><td>150円</td><td>150円</td></tr> </tbody> </table>		区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者	アリーナ	1人1時間までごとに	150円	70円	トレーニング室	1人1時間までごとに	180円	90円	柔剣道場	1人1時間までごとに	150円	70円	多目的ホール	1人1時間までごとに	150円	70円	更衣室	1人1回につき	150円	150円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>一般</th><th>高等学校生徒以下の者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td><td>1人1時間までごとに</td><td>100円</td><td>50円</td></tr> <tr> <td>トレーニング室</td><td>1人1時間までごとに</td><td>120円</td><td>60円</td></tr> <tr> <td>柔剣道場</td><td>1人1時間までごとに</td><td>100円</td><td>50円</td></tr> <tr> <td>多目的ホール</td><td>1人1時間までごとに</td><td>100円</td><td>50円</td></tr> <tr> <td>更衣室</td><td>1人1回につき</td><td>100円</td><td>100円</td></tr> </tbody> </table>			区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者	アリーナ	1人1時間までごとに	100円	50円	トレーニング室	1人1時間までごとに	120円	60円	柔剣道場	1人1時間までごとに	100円	50円	多目的ホール	1人1時間までごとに	100円	50円	更衣室	1人1回につき	100円	100円
区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者																																																	
アリーナ	1人1時間までごとに	150円	70円																																																	
トレーニング室	1人1時間までごとに	180円	90円																																																	
柔剣道場	1人1時間までごとに	150円	70円																																																	
多目的ホール	1人1時間までごとに	150円	70円																																																	
更衣室	1人1回につき	150円	150円																																																	
区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者																																																	
アリーナ	1人1時間までごとに	100円	50円																																																	
トレーニング室	1人1時間までごとに	120円	60円																																																	
柔剣道場	1人1時間までごとに	100円	50円																																																	
多目的ホール	1人1時間までごとに	100円	50円																																																	
更衣室	1人1回につき	100円	100円																																																	
備考 市の区域内に住所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。ただし、トレーニング室を使用する場合は、この限りでない。																																																				
(4) 屋内相撲場				(4) 屋内相撲場																																																
ア 貸切使用の場合の使用料				ア 貸切使用の場合の使用料																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>一般</th><th>高等学校生徒以下の者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アマチュア競技に使用する場合</td><td>1時間までごとに</td><td>310円</td><td>150円</td></tr> <tr> <td>その他の催しに使用する場合</td><td>1時間までごとに</td><td></td><td>460円</td></tr> </tbody> </table>		区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者	アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	310円	150円	その他の催しに使用する場合	1時間までごとに		460円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>一般</th><th>高等学校生徒以下の者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アマチュア競技に使用する場合</td><td>1時間までごとに</td><td>210円</td><td>100円</td></tr> <tr> <td>その他の催しに使用する場合</td><td>1時間までごとに</td><td></td><td>310円</td></tr> </tbody> </table>			区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者	アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	210円	100円	その他の催しに使用する場合	1時間までごとに		310円																								
区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者																																																	
アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	310円	150円																																																	
その他の催しに使用する場合	1時間までごとに		460円																																																	
区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者																																																	
アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	210円	100円																																																	
その他の催しに使用する場合	1時間までごとに		310円																																																	
備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。				イ 一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては100円、高等学校生徒以下の者にあっては50円																																																
イ 一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては150円(市の区域内に住所を有しない一般にあっては、300円)、高等学校生徒以下の者にあっては70円(市の区域内に住所を有しない高等学校生徒以下の者にあっては、140円)																																																				
(5) B & G 海洋センターパール				(5) B & G 海洋センターパール																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">使用料(1人1回につき)</th></tr> <tr> <th>午前9時から正午まで</th><th>午後1時から午後4時まで</th><th>午後6時から午後9時まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td><td>310円</td><td>310円</td><td>460円</td></tr> <tr> <td>高等学校生徒以下の者</td><td>150円</td><td>150円</td><td>150円</td></tr> </tbody> </table>		区分	使用料(1人1回につき)			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時から午後9時まで	一般	310円	310円	460円	高等学校生徒以下の者	150円	150円	150円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">使用料(1人1回につき)</th></tr> <tr> <th>午前9時から正午まで</th><th>午後1時から午後4時まで</th><th>午後6時から午後9時まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td><td>210円</td><td>210円</td><td>310円</td></tr> <tr> <td>高等学校生徒以下の者</td><td>100円</td><td>100円</td><td>100円</td></tr> </tbody> </table>			区分	使用料(1人1回につき)			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時から午後9時まで	一般	210円	210円	310円	高等学校生徒以下の者	100円	100円	100円																		
区分	使用料(1人1回につき)																																																			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時から午後9時まで																																																	
一般	310円	310円	460円																																																	
高等学校生徒以下の者	150円	150円	150円																																																	
区分	使用料(1人1回につき)																																																			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時から午後9時まで																																																	
一般	210円	210円	310円																																																	
高等学校生徒以下の者	100円	100円	100円																																																	
別表第2 略				別表第2 略																																																

## 議案第 156 号

## 盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

玉山小学校及び玉山中学校を廃止しようとするものである。

## 2 改正の内容

## (1) 第 2 条の表から次の小学校の項を削る。

名称	位置
盛岡市立玉山小学校	盛岡市日戸字市の坪53番地

## (2) 第 3 条の表から次の中学校の項を削る。

名称	位置
盛岡市立玉山中学校	盛岡市日戸字鷹高39番地 2

## 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

## 4 その他

廃止する玉山小学校の学区は、北松園小学校の学区とし、また、玉山中学校の学区は、北松園中学校とする。

## ※参考 近年の児童・生徒数の推移

## (1) 玉山小学校

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
児童数	22人	17人	15人	14人	10人
学級数	3 (うち複式 3)	3 (うち複式 3)	3 (うち複式 3)	3 (うち複式 3)	3 (うち複式 2)

## (2) 玉山中学校

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
生徒数	17人	13人	13人	10人	7人
学級数	2 (うち複式 1)	2 (うち複式 1)	3 (うち複式 0)	2 (うち複式 1)	2 (うち複式 1)

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																																																																																		
○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号 改正 略 令和7年 月 日条例第 号	○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号 改正 略																																																																																																																																																																		
盛岡市立学校に関する条例 第1条 略 (小学校)	盛岡市立学校に関する条例 第1条 略 (小学校)																																																																																																																																																																		
第2条 小学校を次表のとおり設置する。	第2条 小学校を次表のとおり設置する。																																																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立仁王小学校</td><td>盛岡市本町通二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城南小学校</td><td>盛岡市若園町9番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城小学校</td><td>盛岡市大通三丁目8番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川小学校</td><td>盛岡市前九年一丁目2番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北小学校</td><td>盛岡市仙北二丁目19番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵小学校</td><td>盛岡市肴町1番6号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸小学校</td><td>盛岡市山岸二丁目13番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺小学校</td><td>盛岡市大慈寺町6番47号</td></tr> <tr><td>盛岡市立米内小学校</td><td>盛岡市上米内字米内沢50番地の9</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵小学校</td><td>盛岡市土淵字幅2番地の3</td></tr> <tr><td>盛岡市立中野小学校</td><td>盛岡市中野二丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮小学校</td><td>盛岡市本宮二丁目25番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山小学校</td><td>盛岡市青山二丁目7番2号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川小学校</td><td>盛岡市厨川三丁目5番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北小学校</td><td>盛岡市長田町16番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田小学校</td><td>盛岡市上田三丁目16番45号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王小学校</td><td>盛岡市小杉山3番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘小学校</td><td>盛岡市黒石野一丁目6番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田小学校</td><td>盛岡市上太田上吉本1番地の1</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田東小学校</td><td>盛岡市上太田上野屋敷8番地の1</td></tr> <tr><td>盛岡市立城北小学校</td><td>盛岡市みたけ三丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新小学校</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園小学校</td><td>盛岡市松園三丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘小学校</td><td>滝沢市穴口328番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松小学校</td><td>盛岡市上田堤二丁目31番12号</td></tr> <tr><td>盛岡市立東松園小学校</td><td>盛岡市東松園二丁目5番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前小学校</td><td>盛岡市西見前18地割17番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡小学校</td><td>盛岡市下飯岡8地割48番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立羽場小学校</td><td>盛岡市羽場17地割55番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井小学校</td><td>盛岡市永井10地割16番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森小学校</td><td>盛岡市手代森22地割47番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田小学校</td><td>盛岡市津志田中央一丁目8番40号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前南小学校</td><td>盛岡市西見前13地割167番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立都南東小学校</td><td>盛岡市乙部12地割16番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園小学校</td><td>盛岡市北松園二丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立渋民小学校</td><td>盛岡市渋民字鶴塚114番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀小学校</td><td>盛岡市巻堀字巻堀12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩小学校</td><td>盛岡市好摩字夏間木70番地60</td></tr> <tr><td>盛岡市立向中野小学校</td><td>盛岡市向中野二丁目39番27号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号	盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号	盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号	盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号	盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号	盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号	盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号	盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号	盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9	盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3	盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号	盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号	盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号	盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号	盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号	盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号	盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号	盛岡市立緑が丘小学校	盛岡市黒石野一丁目6番1号	盛岡市立太田小学校	盛岡市上太田上吉本1番地の1	盛岡市立太田東小学校	盛岡市上太田上野屋敷8番地の1	盛岡市立城北小学校	盛岡市みたけ三丁目12番1号	盛岡市立大新小学校	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立松園小学校	盛岡市松園三丁目12番1号	盛岡市立月が丘小学校	滝沢市穴口328番地	盛岡市立高松小学校	盛岡市上田堤二丁目31番12号	盛岡市立東松園小学校	盛岡市東松園二丁目5番1号	盛岡市立見前小学校	盛岡市西見前18地割17番地2	盛岡市立飯岡小学校	盛岡市下飯岡8地割48番地	盛岡市立羽場小学校	盛岡市羽場17地割55番地2	盛岡市立永井小学校	盛岡市永井10地割16番地	盛岡市立手代森小学校	盛岡市手代森22地割47番地	盛岡市立津志田小学校	盛岡市津志田中央一丁目8番40号	盛岡市立見前南小学校	盛岡市西見前13地割167番地	盛岡市立都南東小学校	盛岡市乙部12地割16番地1	盛岡市立北松園小学校	盛岡市北松園二丁目12番1号	盛岡市立渋民小学校	盛岡市渋民字鶴塚114番地	盛岡市立巻堀小学校	盛岡市巻堀字巻堀12番地1	盛岡市立好摩小学校	盛岡市好摩字夏間木70番地60	盛岡市立向中野小学校	盛岡市向中野二丁目39番27号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立仁王小学校</td><td>盛岡市本町通二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城南小学校</td><td>盛岡市若園町9番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城小学校</td><td>盛岡市大通三丁目8番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川小学校</td><td>盛岡市前九年一丁目2番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北小学校</td><td>盛岡市仙北二丁目19番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵小学校</td><td>盛岡市肴町1番6号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸小学校</td><td>盛岡市山岸二丁目13番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺小学校</td><td>盛岡市大慈寺町6番47号</td></tr> <tr><td>盛岡市立米内小学校</td><td>盛岡市上米内字米内沢50番地の9</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵小学校</td><td>盛岡市土淵字幅2番地の3</td></tr> <tr><td>盛岡市立中野小学校</td><td>盛岡市中野二丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮小学校</td><td>盛岡市本宮二丁目25番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山小学校</td><td>盛岡市青山二丁目7番2号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川小学校</td><td>盛岡市厨川三丁目5番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北小学校</td><td>盛岡市長田町16番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田小学校</td><td>盛岡市上田三丁目16番45号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王小学校</td><td>盛岡市小杉山3番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘小学校</td><td>盛岡市黒石野一丁目6番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田小学校</td><td>盛岡市上太田上吉本1番地の1</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田東小学校</td><td>盛岡市上太田上野屋敷8番地の1</td></tr> <tr><td>盛岡市立城北小学校</td><td>盛岡市みたけ三丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新小学校</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園小学校</td><td>盛岡市松園三丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘小学校</td><td>滝沢市穴口328番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松小学校</td><td>盛岡市上田堤二丁目31番12号</td></tr> <tr><td>盛岡市立東松園小学校</td><td>盛岡市東松園二丁目5番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前小学校</td><td>盛岡市西見前18地割17番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡小学校</td><td>盛岡市下飯岡8地割48番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立羽場小学校</td><td>盛岡市羽場17地割55番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井小学校</td><td>盛岡市永井10地割16番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森小学校</td><td>盛岡市手代森22地割47番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田小学校</td><td>盛岡市津志田中央一丁目8番40号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前南小学校</td><td>盛岡市西見前13地割167番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立都南東小学校</td><td>盛岡市乙部12地割16番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園小学校</td><td>盛岡市北松園二丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立玉山小学校</td><td>盛岡市日戸字市の坪53番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立渋民小学校</td><td>盛岡市渋民字鶴塚114番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀小学校</td><td>盛岡市巻堀字巻堀12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩小学校</td><td>盛岡市好摩字夏間木70番地60</td></tr> <tr><td>盛岡市立向中野小学校</td><td>盛岡市向中野二丁目39番27号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号	盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号	盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号	盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号	盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号	盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号	盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号	盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号	盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9	盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3	盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号	盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号	盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号	盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号	盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号	盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号	盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号	盛岡市立緑が丘小学校	盛岡市黒石野一丁目6番1号	盛岡市立太田小学校	盛岡市上太田上吉本1番地の1	盛岡市立太田東小学校	盛岡市上太田上野屋敷8番地の1	盛岡市立城北小学校	盛岡市みたけ三丁目12番1号	盛岡市立大新小学校	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立松園小学校	盛岡市松園三丁目12番1号	盛岡市立月が丘小学校	滝沢市穴口328番地	盛岡市立高松小学校	盛岡市上田堤二丁目31番12号	盛岡市立東松園小学校	盛岡市東松園二丁目5番1号	盛岡市立見前小学校	盛岡市西見前18地割17番地2	盛岡市立飯岡小学校	盛岡市下飯岡8地割48番地	盛岡市立羽場小学校	盛岡市羽場17地割55番地2	盛岡市立永井小学校	盛岡市永井10地割16番地	盛岡市立手代森小学校	盛岡市手代森22地割47番地	盛岡市立津志田小学校	盛岡市津志田中央一丁目8番40号	盛岡市立見前南小学校	盛岡市西見前13地割167番地	盛岡市立都南東小学校	盛岡市乙部12地割16番地1	盛岡市立北松園小学校	盛岡市北松園二丁目12番1号	盛岡市立玉山小学校	盛岡市日戸字市の坪53番地	盛岡市立渋民小学校	盛岡市渋民字鶴塚114番地	盛岡市立巻堀小学校	盛岡市巻堀字巻堀12番地1	盛岡市立好摩小学校	盛岡市好摩字夏間木70番地60	盛岡市立向中野小学校	盛岡市向中野二丁目39番27号
名称	位置																																																																																																																																																																		
盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号																																																																																																																																																																		
盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号																																																																																																																																																																		
盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号																																																																																																																																																																		
盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9																																																																																																																																																																		
盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3																																																																																																																																																																		
盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号																																																																																																																																																																		
盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号																																																																																																																																																																		
盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立緑が丘小学校	盛岡市黒石野一丁目6番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立太田小学校	盛岡市上太田上吉本1番地の1																																																																																																																																																																		
盛岡市立太田東小学校	盛岡市上太田上野屋敷8番地の1																																																																																																																																																																		
盛岡市立城北小学校	盛岡市みたけ三丁目12番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立大新小学校	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																		
盛岡市立松園小学校	盛岡市松園三丁目12番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立月が丘小学校	滝沢市穴口328番地																																																																																																																																																																		
盛岡市立高松小学校	盛岡市上田堤二丁目31番12号																																																																																																																																																																		
盛岡市立東松園小学校	盛岡市東松園二丁目5番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立見前小学校	盛岡市西見前18地割17番地2																																																																																																																																																																		
盛岡市立飯岡小学校	盛岡市下飯岡8地割48番地																																																																																																																																																																		
盛岡市立羽場小学校	盛岡市羽場17地割55番地2																																																																																																																																																																		
盛岡市立永井小学校	盛岡市永井10地割16番地																																																																																																																																																																		
盛岡市立手代森小学校	盛岡市手代森22地割47番地																																																																																																																																																																		
盛岡市立津志田小学校	盛岡市津志田中央一丁目8番40号																																																																																																																																																																		
盛岡市立見前南小学校	盛岡市西見前13地割167番地																																																																																																																																																																		
盛岡市立都南東小学校	盛岡市乙部12地割16番地1																																																																																																																																																																		
盛岡市立北松園小学校	盛岡市北松園二丁目12番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立渋民小学校	盛岡市渋民字鶴塚114番地																																																																																																																																																																		
盛岡市立巻堀小学校	盛岡市巻堀字巻堀12番地1																																																																																																																																																																		
盛岡市立好摩小学校	盛岡市好摩字夏間木70番地60																																																																																																																																																																		
盛岡市立向中野小学校	盛岡市向中野二丁目39番27号																																																																																																																																																																		
名称	位置																																																																																																																																																																		
盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号																																																																																																																																																																		
盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号																																																																																																																																																																		
盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号																																																																																																																																																																		
盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9																																																																																																																																																																		
盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3																																																																																																																																																																		
盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号																																																																																																																																																																		
盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号																																																																																																																																																																		
盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立緑が丘小学校	盛岡市黒石野一丁目6番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立太田小学校	盛岡市上太田上吉本1番地の1																																																																																																																																																																		
盛岡市立太田東小学校	盛岡市上太田上野屋敷8番地の1																																																																																																																																																																		
盛岡市立城北小学校	盛岡市みたけ三丁目12番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立大新小学校	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																		
盛岡市立松園小学校	盛岡市松園三丁目12番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立月が丘小学校	滝沢市穴口328番地																																																																																																																																																																		
盛岡市立高松小学校	盛岡市上田堤二丁目31番12号																																																																																																																																																																		
盛岡市立東松園小学校	盛岡市東松園二丁目5番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立見前小学校	盛岡市西見前18地割17番地2																																																																																																																																																																		
盛岡市立飯岡小学校	盛岡市下飯岡8地割48番地																																																																																																																																																																		
盛岡市立羽場小学校	盛岡市羽場17地割55番地2																																																																																																																																																																		
盛岡市立永井小学校	盛岡市永井10地割16番地																																																																																																																																																																		
盛岡市立手代森小学校	盛岡市手代森22地割47番地																																																																																																																																																																		
盛岡市立津志田小学校	盛岡市津志田中央一丁目8番40号																																																																																																																																																																		
盛岡市立見前南小学校	盛岡市西見前13地割167番地																																																																																																																																																																		
盛岡市立都南東小学校	盛岡市乙部12地割16番地1																																																																																																																																																																		
盛岡市立北松園小学校	盛岡市北松園二丁目12番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立玉山小学校	盛岡市日戸字市の坪53番地																																																																																																																																																																		
盛岡市立渋民小学校	盛岡市渋民字鶴塚114番地																																																																																																																																																																		
盛岡市立巻堀小学校	盛岡市巻堀字巻堀12番地1																																																																																																																																																																		
盛岡市立好摩小学校	盛岡市好摩字夏間木70番地60																																																																																																																																																																		
盛岡市立向中野小学校	盛岡市向中野二丁目39番27号																																																																																																																																																																		
(中学校)	(中学校)																																																																																																																																																																		
第3条 中学校を次表のとおり設置する。	第3条 中学校を次表のとおり設置する。																																																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立下橋中学校</td><td>盛岡市馬場町1番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下小路中学校</td><td>盛岡市愛宕町1番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川中学校</td><td>盛岡市青山二丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田中学校</td><td>盛岡市上田二丁目1番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河南中学校</td><td>盛岡市茶畑二丁目17番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北中学校</td><td>盛岡市仙北三丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立米内中学校</td><td>盛岡市桜台二丁目19番1号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立下橋中学校	盛岡市馬場町1番1号	盛岡市立下小路中学校	盛岡市愛宕町1番1号	盛岡市立厨川中学校	盛岡市青山二丁目7番1号	盛岡市立上田中学校	盛岡市上田二丁目1番1号	盛岡市立河南中学校	盛岡市茶畑二丁目17番1号	盛岡市立仙北中学校	盛岡市仙北三丁目18番1号	盛岡市立米内中学校	盛岡市桜台二丁目19番1号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立下橋中学校</td><td>盛岡市馬場町1番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下小路中学校</td><td>盛岡市愛宕町1番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川中学校</td><td>盛岡市青山二丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田中学校</td><td>盛岡市上田二丁目1番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河南中学校</td><td>盛岡市茶畑二丁目17番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北中学校</td><td>盛岡市仙北三丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立米内中学校</td><td>盛岡市桜台二丁目19番1号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立下橋中学校	盛岡市馬場町1番1号	盛岡市立下小路中学校	盛岡市愛宕町1番1号	盛岡市立厨川中学校	盛岡市青山二丁目7番1号	盛岡市立上田中学校	盛岡市上田二丁目1番1号	盛岡市立河南中学校	盛岡市茶畑二丁目17番1号	盛岡市立仙北中学校	盛岡市仙北三丁目18番1号	盛岡市立米内中学校	盛岡市桜台二丁目19番1号																																																																																																																																		
名称	位置																																																																																																																																																																		
盛岡市立下橋中学校	盛岡市馬場町1番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立下小路中学校	盛岡市愛宕町1番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立厨川中学校	盛岡市青山二丁目7番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立上田中学校	盛岡市上田二丁目1番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立河南中学校	盛岡市茶畑二丁目17番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立仙北中学校	盛岡市仙北三丁目18番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立米内中学校	盛岡市桜台二丁目19番1号																																																																																																																																																																		
名称	位置																																																																																																																																																																		
盛岡市立下橋中学校	盛岡市馬場町1番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立下小路中学校	盛岡市愛宕町1番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立厨川中学校	盛岡市青山二丁目7番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立上田中学校	盛岡市上田二丁目1番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立河南中学校	盛岡市茶畑二丁目17番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立仙北中学校	盛岡市仙北三丁目18番1号																																																																																																																																																																		
盛岡市立米内中学校	盛岡市桜台二丁目19番1号																																																																																																																																																																		

改正後		改正前	
盛岡市立土淵中学校	盛岡市土淵字幅2番地3	盛岡市立土淵中学校	盛岡市土淵字幅2番地3
盛岡市立黒石野中学校	盛岡市黒石野三丁目15番1号	盛岡市立黒石野中学校	盛岡市黒石野三丁目15番1号
盛岡市立黒石野中学校 北杜分校	盛岡市厨川二丁目3番1号	盛岡市立黒石野中学校 北杜分校	盛岡市厨川二丁目3番1号
盛岡市立城西中学校	盛岡市城西町4番1号	盛岡市立城西中学校	盛岡市城西町4番1号
盛岡市立城東中学校	盛岡市東新庄一丁目30番1号	盛岡市立城東中学校	盛岡市東新庄一丁目30番1号
盛岡市立大宮中学校	盛岡市本宮字大宮5番地1	盛岡市立大宮中学校	盛岡市本宮字大宮5番地1
盛岡市立北陵中学校	滝沢市穴口419番地	盛岡市立北陵中学校	滝沢市穴口419番地
盛岡市立松園中学校	盛岡市東松園二丁目14番1号	盛岡市立松園中学校	盛岡市東松園二丁目14番1号
盛岡市立見前中学校	盛岡市津志田14地割34番地	盛岡市立見前中学校	盛岡市津志田14地割34番地
盛岡市立飯岡中学校	盛岡市下飯岡6地割51番地1	盛岡市立飯岡中学校	盛岡市下飯岡6地割51番地1
盛岡市立乙部中学校	盛岡市黒川21地割51番地	盛岡市立乙部中学校	盛岡市黒川21地割51番地
盛岡市立見前南中学校	盛岡市西見前16地割73番地	盛岡市立見前南中学校	盛岡市西見前16地割73番地
盛岡市立北松園中学校	盛岡市北松園四丁目34番1号	盛岡市立北松園中学校	盛岡市北松園四丁目34番1号
盛岡市立渋民中学校	盛岡市下田字下田106番地	盛岡市立玉山中学校	盛岡市戸字鷹高39番地2
盛岡市立巻堀中学校	盛岡市好摩字夏間木70番地1	盛岡市立渋民中学校	盛岡市下田字下田106番地
第4条から第6条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) この条例は、令和8年4月1日から施行する。		第4条から第6条まで 略 附 則 略	